

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 4月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <b>事務費</b> ・人件費		
1	4/5  三井トラスト・パナソニックファイナンス(コピー機リース料)	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( - ) に添付)		
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

通常貯金 (兼お借入明細)

7



年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
-----	-----	-------	-------	----------



3-04-05	(SMTパナ)	割賦	7,344	①
<21				
<22				22▶
<23				23▶
<24				24▶

○ 現在高 (貸付高) の金額に - (マイナス) がある場合は貸付高を表します。

○ 通帳をATM (現金自動預払機) に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
 このたびは、弊社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。早速でございますが、契約いただきました内容をお知らせ申し上げますので、ご確認賜わりたくお願い申し上げます。万一、ご不明な点がございましたら、弊社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。今度もお引立のほどよろしくお願い申し上げます。  
 敬 具

5001597793			
品名	台数	備 考	
パソコン	1	左記他	
		商品	

63612  
 株式会社ジヤストリンク

期間  
 自 2015年 7月 24日  
 至 2021年 7月 23日  
 72 ヶ月

月間リース料	6,800円
消費税額等	544円
合 計	7,344円
第1回目支払日	2015年 9月 3日
第2回目支払日	2015年 9月 3日
第3回目以降	毎月 3日
お支払方法	自動振替
前払リース料	0円
消費税額等	0円
合 計	0円
最終	ヶ月分のリース料、消費税等に充当します

リース料及び消費税額等には利息は付しません。

イシノトウヒョウゴ「ケッキ」  
 カイキ「インタ」

は個人情報保護のため、一部\*\*\*表示しております。

1	15	9	6800	544	43	19	2	6800	544
2	15	9	6800	544	43	19	3	6800	544
3	15	10	6800	544	45	19	4	6800	544
4	15	10	6800	544	45	19	5	6800	544
5	15	12	6800	544	47	19	6	6800	544
6	16	1	6800	544	48	19	7	6800	544
7	16	2	6800	544	49	19	8	6800	544
8	16	2	6800	544	50	19	9	6800	544
9	16	4	6800	544	51	19	10	6800	544
10	16	5	6800	544	52	19	11	6800	544
11	16	6	6800	544	53	19	12	6800	544
12	16	7	6800	544	54	20	1	6800	544
13	16	8	6800	544	55	20	2	6800	544
14	16	9	6800	544	56	20	3	6800	544
15	16	10	6800	544	57	20	4	6800	544
16	16	11	6800	544	58	20	5	6800	544
17	16	12	6800	544	59	20	6	6800	544
18	17	1	6800	544	60	20	7	6800	544
19	17	2	6800	544	61	20	8	6800	544
20	17	3	6800	544	62	20	9	6800	544
21	17	4	6800	544	63	20	10	6800	544
22	17	5	6800	544	64	20	11	6800	544
23	17	6	6800	544	65	20	12	6800	544
24	17	7	6800	544	66	21	1	6800	544
25	17	8	6800	544	67	21	2	6800	544
26	17	9	6800	544	68	21	3	6800	544
27	17	10	6800	544	69	21	4	6800	544
28	17	11	6800	544	70	21	5	6800	544
29	17	12	6800	544	71	21	6	6800	544
30	18	1	6800	544	72	21	7	6800	544
31	18	2	6800	544	**合計**			489,600	39,168
32	18	3	6800	544					
33	18	4	6800	544					
34	18	5	6800	544					
35	18	6	6800	544					
36	18	7	6800	544					
37	18	8	6800	544					
38	18	9	6800	544					
39	18	10	6800	544					
40	18	11	6800	544					
41	18	12	6800	544					
42	19	1	6800	544					

(注)備考欄の\*印は前払リース料として充当致しました。

\*口座振替分のお振替摘要欄の表示は、ご指定金融機関システムプログラムにより「SM「バチ」と表示されますので、ご了承ください。

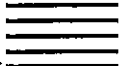
(添付様式2)

# 領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 4月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目							
2	4/7  労働者派遣契約料	<table border="1"><tr><td data-bbox="1114 383 1278 465">共通案分率</td><td data-bbox="1286 383 1366 465">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1114 472 1278 510">それ以外の案分</td><td data-bbox="1286 472 1366 510">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1114 517 1366 1016">案分の説明</td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50% 25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明								
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( ー ) に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>								



普通預金 (兼お借入明細)

7

年月日(和暦)	記号	お引出し金額(円)	お預入れ金額(円)	残高(円)
---------	----	-----------	-----------	-------

--	--	--	--	--

24	3-4-7	振込	*180,180	W21.アテコ(カ)	②
----	-------	----	----------	------------	---



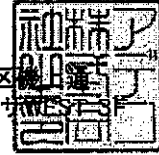
〒 650-8567  
 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1  
 3号館 維新の会 兵庫県議会議員  
 団控室  
 維新の会 兵庫県議会議員団  
 兵庫県議会議員団

# 請求書

発行日 2021/04/05  
 請求No. 7552423  
 発行No. 1

**アデコ株式会社**

神戸支社  
 兵庫県神戸市中央区  
 7-1-8 三宮プラザ



TEL 050-2000-7157

御中

4/7

下記のとおりご請求申しあげます。

**合計金額 ￥180,180**

内 訳	数 量	単 価	金 額
期間 2021.03.01 ~ 2021.03.31 時間内	78H 00M	2100	163,800

お客様コード 000528840001

課税対象額	163,800
消費税(10%)	16,380
立替金等	
<b>合計金額</b>	<b>180,180</b>

座名義 アデコ株式会社 アデコ(カ)

お支払日が銀行休業日にあたる場合は、休業日の前日までにお支払ください。

# 労働者派遣契約内容通知書

2020年11月27日

本書面は、貴社と弊社が労働者派遣契約に合意した内容を記載しております。  
 本書面の内容にご同意されない場合は、本書面到着後1週間以内にその旨を書面にてお知らせください。  
 期間内に書面によるご連絡がない場合には、本書面の内容にて労働者派遣契約にご同意いただいたものとさせていただきます。

アデコ株式会社  
 契約No. JA154214  
 クライアントNo. 00052884

本書面の写しは、派遣先管理台帳の一部となります。

派遣先	企業名	イシンノカイヒヨウゴケンギカイギンダン 維新の会 兵庫県議会議員団								
	事業所単位	維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室								
	組織単位	兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 政調副会長								
	就業場所 及び部署	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1 兵庫県議会議員団						TEL 078-362-3830		
	指揮命令者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様						TEL 078-362-3830		
	派遣先責任者	兵庫県議会議員団 幹事長 角 隆志 様						TEL 078-362-3830		
	苦情処理責任者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様						TEL 078-362-3830		
派遣元	事業所	アデコ 神戸支社 兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-8 三宮プラザ WEST 3F						派13-010531		
	営業担当者	神戸支社								
	派遣元責任者	神戸支社								
	苦情処理担当者	神戸支社 支社長								
就業条件	業務内容	職種：一般事務・OA事務 経費精算、資料作成、電話対応、システム入力、出張手配、来客対応、その他部署内サポート業務 職務難易度：C  責任の程度：役職なし 役職なし								
	派遣人数	1人 無期雇用労働者または60歳以上の者に限定しない / 労使協定対象派遣労働者に限定する								
	派遣期間	2021年01月01日 ~ 2021年03月31日 (変更前) 2021年01月01日 ~ 2021年03月31日								
	事業所抵触日	2022年11月06日 [派遣先における事業所単位の期間制限に抵触する日]								
	期間制限 非該当事由									
	就業日 及び休日	月	火	水	木	金	土	日	祝	週3日
		一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	休日	休日	休日	日曜起算
		勤務シフト表による								
	就業時間	① 09:00~16:00			休憩時間 ① 12:00~13:00			所定労働時間		06時間00分
		②			②					
時間外労働	有 時間外割増 08時間00分超					休日労働		無		
福利厚生	休憩室 無、給食施設 無、更衣室 無 派遣先の施設及び設備について便宜供与する。屋内禁煙、教育訓練/有り/業務の手順等に関する研修 (0JT)									
その他										
時間外労働及び休日労働、安全衛生、苦情処理方法及び連絡体制、派遣労働者の雇用の安定を図るための措置、派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置、その他定めのない事項については、以下記載の定めのとおりとする。										

請求先	企業名称 維新の会 兵庫県議会議員団 住所 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館 維新の会 兵庫県議会議員団控室 部署・担当者 兵庫県議会議員団 御中					
	請求単位	時給	普通残業	¥2,625/時	法定残業増加算(月60時間超)	¥525/時
請求額	請求単価	¥2,100/時	深夜	¥2,625/時	法定休日	¥2,835/時
	交通費	—	深夜残業	¥3,150/時	法定休日深夜	¥3,360/時
請求条件	計算単位	時間内: 5分単位	時間外: 5分単位	消費税込	外税(合計*率)	
	支払条件	末日締	翌月末日入金			

1. 安全及び衛生に関する事項

派遣先及び派遣元は、労働安全衛生法、労働基準法、労働者派遣法の規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

(1) 健康診断の実施等健康管理に関する事項

派遣元は、派遣労働者の健康維持増進のために、自己の責任において一般健康診断の実施とその結果に基づく措置を行う。ただし、危険有害業務に係る健康診断は、派遣先の責任において実施する。派遣先及び派遣元は、相手方が実施する健康診断等に協力するものとする。

(2) 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた有害業務に従事させる場合は、安全装置の設置、保護具の支給等を行う。

(3) 換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた基準を遵守し、また作業環境測定が必要な職場においては、作業環境測定を実施する。

(4) 安全衛生教育に関する事項

派遣元は、雇入れ時に業務上必要な安全衛生教育を行う。派遣先は、作業内容を変更する際、業務上必要な安全衛生に関する教育を行う。

(5) 免許の取得、技能講習の修了の有無等就業制限に関する事項

派遣先及び派遣元は、免許の取得、技能講習の修了等就業制限のある業務については、当該免許を有し、又は技能講習を修了した者を従事させる。

(6) 安全衛生管理体制に関する事項

派遣先は、派遣労働者を含めた安全衛生管理体制を確立し、派遣元は派遣先の行う安全衛生活動へ必要に応じて協力するものとする。

(7) VDT機器使用における安全衛生管理に関する事項

派遣先は、VDT機器を使用して作業する場合は、連続して1時間を超えないこととする。1時間連続して操作したときには少なくとも10分間の作業休止時間を設けるよう配慮することとする。

(8) その他の事項

派遣先は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規程により自己に課された責任を負う。なお、本契約書に定めのない事項及び解釈につき疑義が生じた場合には、派遣労働者の安全衛生を尊重し、派遣元先協議の上、円滑に解決する。

2. 時間外労働及び休日労働

時間外労働がある場合、1日8時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲内とし、また決算、納期の集中等、業務遂行期日に間に合わないときは、就業先の申請に基づき労働者代表に通告し、1年間に6回を限度として休日労働と合わせ1ヶ月96時間まで延長することができ、1年720時間まで延長することができる。なお、上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満且つ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこととする。ただし、業務の特性により研究・開発は1日13時間、1ヶ月150時間、1年720時間の範囲内とする。法定休日労働がある場合は、月2回の範囲内とする。

3. 苦情処理

(1) 派遣元が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、

遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(2) 派遣先が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(3) 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

4. 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。



**(3) 損害賠償等に係る適切な措置**

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないうちは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

**(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示**

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。

**5. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置**

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、その雇用意思を事前に派遣元事業主に対して示すこととする。また職業紹介を経由して行うこととし、派遣先は派遣元に対して、別途紹介手数料を支払うものとする。

**6. 労働契約申込みみなし制度**

派遣先の事業所における期間制限の抵触日は延長されることがあるが、組織単位における期間制限の抵触日は延長されることはない。なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続を適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申込みみなし制度の対象となる。

<b>就業先・就業場所</b>
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1

<b>就業部署</b>
兵庫県議会議員団

<b>事業所</b>
維新の会 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室

<b>組織単位</b>
兵庫県議会議員団

<b>契約No.</b>	<b>クライアントNo.</b>	<b>契約期間</b>	<b>スタッフ</b>
JA15421419009962	-	2021/01/01~2021/03/31	

<b>派遣会社</b>
アデロ株式会社

出勤日数(在宅含)	在宅日数	欠勤日数	有休日数	営業交通費計	出張交通費計	日当計	立替金その他計
13日	0日	0日	0日	0円	0円	0円	0円
実働時間	時間内	時間外	法定休日	深夜	深夜時間外	法定休日深夜	
78:00	78:00	00:00	00:00	00:00	00:00	00:00	

月	日	曜	区分	開始	終了	休憩	実働	備考
3	1	日	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
3	2	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
3	3	火	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
3	4	水	休日					
3	5	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
3	6	金	休日					
3	7	土	休日					
3	8	日	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
3	9	月	休日					
3	10	火	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
3	11	水	休日					
3	12	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
3	13	金	休日					
3	14	土	休日					
3	15	日	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
3	16	月	休日					
3	17	火	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
3	18	水	休日					
3	19	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
3	20	金	休日					
3	21	土	休日					
3	22	日	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
3	23	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
3	24	火	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
3	25	水	休日					
3	26	木	休日					
3	27	金	休日					
3	28	土	休日					
3	29	日	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
3	30	月	休日					
3	31	火	休日					

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA15421419009962	-	2021/01/01~2021/03/31	
派遣会社			
アデコ株式会社			
業務内容			
一般事務・OA事務 職務難易度:C 経費精算、資料作成、電話対応、システム入力、出張手配、来客対応、その他部署内サポート業務 責任の程度:役職:なし 役職なし			

月	日	曜	付随的業務時間	付随的業務の内容(1割を超えた場合)	契約書に記載のない業務	契約書外の就業場所及び所在地
3	1	月				
3	2	火				
3	3	水				
3	4	木				
3	5	金				
3	6	土				
3	7	日				
3	8	月				
3	9	火				
3	10	水				
3	11	木				
3	12	金				
3	13	土				
3	14	日				
3	15	月				
3	16	火				
3	17	水				
3	18	木				
3	19	金				
3	20	土				
3	21	日				
3	22	月				
3	23	火				
3	24	水				
3	25	木				
3	26	金				
3	27	土				
3	28	日				
3	29	月				
3	30	火				
3	31	水				

(添付様式2)

### 領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 4月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・ <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <del>事務費</del> ・人件費		
3	4/7  HP更新保守料金	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( - ) に添付)			
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである			

普通預金 (兼お借入明細)

8

	年月日(和暦)	記号	お引出し金額(円)	お預入れ金額(円)	残高(円)
2	3-4-7	振込	*11,000	W21 (カ)のロケシステム	③
3	3-4-7	振替	*220	振込手数料	
7	3-4-19	振替	*5,940	PE NTTアット	④
8	3-4-20	振替	*6,083	NTT電話料	⑤
9	3-4-26	振替	*10,679	DF.システム	⑥
11	3-4-27	振替	*1,958	SMBC (アット)	⑦
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					





(添付様式2)

# 領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 4月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目									
4	4/19  NTTファイナンス(会派プロバイダー料)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1114 387 1273 465">共通案分率</td><td data-bbox="1281 387 1378 465">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1114 465 1273 506"></td><td data-bbox="1281 465 1378 506">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1114 506 1273 546">それ以外の案分</td><td data-bbox="1281 506 1378 546">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1114 546 1378 1019">案分の説明</td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (4-3 に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>										







お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5920-8412	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

**ご請求内訳** (お客様番号 4610-1770-87880)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5920-8412			
◇NTT西日本ご利用分			
4,730	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 3月 1日～ 3月31日	合 算
	-1,100	光はじめ割 3月 1日～ 3月31日	合 算
	430	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)		(小計)	
4,730	4,730		
◇NTTファイナンスご利用分			
1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号: N194337650 NTTコミュニケーションズご利用分。	非対象
◇合計		合計	
5,940	5,940		
		<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

<p>***NTT西日本からのお知らせ***</p> <p>※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)</p> <p>※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)</p> <p>※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)</p> <p>※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。</p>	<p>***ユニバーサルサービス料について***</p> <p>ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。</p>
--	--

M20021111006 14862 14757 0

(添付様式2)

### 領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 4月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目									
5	4/20  NTTファイナンス(会派FAX利用料)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1107 383 1270 461">共通案分率</td><td data-bbox="1270 383 1375 461">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1107 461 1270 501"></td><td data-bbox="1270 461 1375 501">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1107 501 1270 542">それ以外の案分</td><td data-bbox="1270 501 1375 542">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1107 542 1375 1010">案分の説明</td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (4-3 に添付)										
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである										

ご利用料金内訳 (詳細版)



ご請求年月	令和 3年 4月分
お客さま番号	(078)362-5517

料金内訳名	金額 (円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
◆ 3月分			
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料 (基本料) (事務用)	2,750	合算	1月21日~ 2月20日
Myピリング割引額	-110	合算	Myピリング契約による基本料の割引です。
ダイヤル通話料	34	合算	1月21日~ 2月20日。なお前月分は8円でした。
ユニバーサルサービス料	3	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	267		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(267)		合算表示の料金を合計した2,677円に10%を乗じて算出しています。
(合計)	2,944		
◆ 4月分			
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料 (基本料) (事務用)	2,750	合算	2月21日~ 3月20日
Myピリング割引額	-110	合算	Myピリング契約による基本料の割引です。
ダイヤル通話料	61	合算	2月21日~ 3月20日。なお前月分は34円でした。
ユニバーサルサービス料	3	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	270		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(270)		合算表示の料金を合計した2,704円に10%を乗じて算出しています。
(小計)	2,974		
【NTTコミュニケーションズご利用分】			
ダイヤル通話料	150	合算	1月21日~ 3月20日、0570等をご利用の場合は、その料金を含む
消費税相当額	15		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(15)		合算表示の料金を合計した150円に10%を乗じて算出しています。
(小計)	165		
(合計)	3,139		
(総合計)	6,083		2ヶ月分のご利用額を合計した金額となります。

(添付様式2)

### 領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 4月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目									
6	4/26  ジャストリンク(コピーチャージ料)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1114 387 1273 465">共通案分率</td><td data-bbox="1281 387 1372 465">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1114 477 1273 510">それ以外の案分</td><td data-bbox="1281 477 1372 510">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1114 521 1372 1014">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1114 656 1273 745" style="writing-mode: vertical-rl;">案分率</td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		案分率	
共通案分率	50% 25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
案分率										
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( 4 - 3 に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>										



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 4月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目									
7	4/27  アスクール(CD-R)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1110 380 1273 459">共通案分率</td><td data-bbox="1279 380 1375 459">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1110 463 1273 501"></td><td data-bbox="1279 463 1375 501">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1110 506 1273 544">それ以外の案分</td><td data-bbox="1279 506 1375 544">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1110 548 1375 1012">案分の説明</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
		共通案分率	50%							
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
案分率										
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (4-3 に添付) <input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである										

アスクルご請求書  
2021年03月31日締切分

650-0011 郵便区内特別  
兵庫県神戸市中央区  
下山手通5-10-1  
兵庫県庁3号館3階



お問い合わせ番号 58112988

維新の会 兵庫県議会議員団 様

B1 142824# 00001/00001 58112988 UA



00225937 C11-U1

アスクル担当販売店

株式会社明光堂  
アスクル事業部  
兵庫県神戸市兵庫区  
塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-576-6288

担当:アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 078-362-3830

FAX: 078-362-3924

お買い上げいただきましてありがとうございます。  
記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額	1,958円
うち消費税等(	178円)

お支払い日 ▶ 2021年 04月 27日  
お支払い方法 ▶ 自動引落

金融機関	
支店	
お引落口座	
イソノカ化ヨコカキカイインダ	

対象期間	2021/03/01 ~ 2021/03/31
当月お買い上げ金額	1,958円
当月返品金額	0円
当月値引金額	0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

上記ご指定の口座よりお引落としさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グリーン
03/05 18177429 656-706 CD-R700MBワイドプリントホワイト CDR700S.W	1	1,958	1,958	維新の会様ご発注分	10.0 *
		*小計*	1,958		

税率の前に「軽」を表示している明細は、軽減税率対象です。

裏面もご覧ください。➡

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 3年 5月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目									
1	5/6  三井トラスト・パナソニックファイナンス(コピー機リース料)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1129 394 1300 470">共通案分率</td><td data-bbox="1300 394 1406 470">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1129 470 1300 510">それ以外の案分</td><td data-bbox="1300 470 1406 510">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1129 510 1406 1012">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1088 654 1125 743">案分率</td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		案分率	
共通案分率	50% 25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
案分率										
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( ー ) に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>										



通常貯金 (兼お借入明細)

7



	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
<01					
<02					
<03					
<04					
<05					
<06					
<07					
<08					
<09					
<10					
<11					
<12					
<13					
<14					
<15					
<16					
<17					
<18					
<19					
<20					
<21					
<22					
<23	3=05=06	(SMTハチ)	割賦		7,344①
<24					

○ 現在高 (貸付高) の金額に - (マイナス) がある場合は貸付高を表します。

○ 通帳をATM (現金自動預払機) に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

※啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびは、弊社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。早速でございますが、契約いただきました内容をお知らせ申し上げますので、ご確認賜わりたくお願い申し上げます。万一、ご不明な点がございましたら、弊社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。今度もお引立のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

5001597793

品名	台数	備 考
ソコウキ	1	左記他 商品

63612

株式会社ジャストリンク

大期間	自 2015年 7月 24日
	至 2021年 7月 23日
	72 ヶ月

大等	月間リース料	6,800円
	消費税額等	544円
	合 計	7,344円
	第1回目支払日	2015年 9月 3日
	第2回目支払日	2015年 9月 3日
	第3回目以降	毎月 3日
	お支払方法	自動振替
	前払リース料	0円
	消費税額等	0円
	合 計	0円
	備 考	ヶ月分のリース料、消費税等に充当します

リース料及び消費税等には利息は付しません。

イシノトウヒョウゴケンキ  
カイキイロタツ

※個人情報保護のため、一部\*\*\*表示しております。

回	日	入	出	残
1	5/9	6800	544	4319.2
2	5/9	6800	544	4319.2
3	5/10	6800	544	4519.4
4	5/11	6800	544	4619.5
5	5/12	6800	544	4719.6
6	6/1	6800	544	4819.7
7	6/2	6800	544	4919.8
8	6/3	6800	544	5019.9
9	6/4	6800	544	5119.10
10	6/5	6800	544	5219.11
11	6/6	6800	544	5319.12
12	6/7	6800	544	5420
13	6/8	6800	544	5520.2
14	6/9	6800	544	5620.3
15	6/10	6800	544	5720.4
16	6/11	6800	544	5820.5
17	6/12	6800	544	5920.6
18	6/13	6800	544	6020.7
19	6/14	6800	544	6120.8
20	6/15	6800	544	6220.9
21	6/16	6800	544	6320.10
22	6/17	6800	544	6420.11
23	6/18	6800	544	6520.12
24	6/19	6800	544	6621
25	6/20	6800	544	6721.2
26	6/21	6800	544	6821.3
27	6/22	6800	544	6921.4
28	6/23	6800	544	7021.5
29	6/24	6800	544	7121.6
30	6/25	6800	544	7221.7
31	6/26	6800	544	7321.8
32	6/27	6800	544	7421.9
33	6/28	6800	544	7522
34	6/29	6800	544	7622.1
35	6/30	6800	544	7722.2
36	6/31	6800	544	7822.3
37	7/1	6800	544	7922.4
38	7/2	6800	544	8022.5
39	7/3	6800	544	8122.6
40	7/4	6800	544	8222.7
41	7/5	6800	544	8322.8
42	7/6	6800	544	8422.9
43	7/7	6800	544	8523
44	7/8	6800	544	8623.1
45	7/9	6800	544	8723.2
46	7/10	6800	544	8823.3
47	7/11	6800	544	8923.4
48	7/12	6800	544	9023.5
49	7/13	6800	544	9123.6
50	7/14	6800	544	9223.7
51	7/15	6800	544	9323.8
52	7/16	6800	544	9423.9
53	7/17	6800	544	9524
54	7/18	6800	544	9624.1
55	7/19	6800	544	9724.2
56	7/20	6800	544	9824.3
57	7/21	6800	544	9924.4
58	7/22	6800	544	10024.5
59	7/23	6800	544	10124.6
60	7/24	6800	544	10224.7
61	7/25	6800	544	10324.8
62	7/26	6800	544	10424.9
63	7/27	6800	544	10525
64	7/28	6800	544	10625.1
65	7/29	6800	544	10725.2
66	7/30	6800	544	10825.3
67	7/31	6800	544	10925.4
68	8/1	6800	544	11025.5
69	8/2	6800	544	11125.6
70	8/3	6800	544	11225.7
71	8/4	6800	544	11325.8
72	8/5	6800	544	11425.9
73	8/6	6800	544	11526
74	8/7	6800	544	11626.1
75	8/8	6800	544	11726.2
76	8/9	6800	544	11826.3
77	8/10	6800	544	11926.4
78	8/11	6800	544	12026.5
79	8/12	6800	544	12126.6
80	8/13	6800	544	12226.7
81	8/14	6800	544	12326.8
82	8/15	6800	544	12426.9
83	8/16	6800	544	12527
84	8/17	6800	544	12627.1
85	8/18	6800	544	12727.2
86	8/19	6800	544	12827.3
87	8/20	6800	544	12927.4
88	8/21	6800	544	13027.5
89	8/22	6800	544	13127.6
90	8/23	6800	544	13227.7
91	8/24	6800	544	13327.8
92	8/25	6800	544	13427.9
93	8/26	6800	544	13528
94	8/27	6800	544	13628.1
95	8/28	6800	544	13728.2
96	8/29	6800	544	13828.3
97	8/30	6800	544	13928.4
98	8/31	6800	544	14028.5
99	9/1	6800	544	14128.6
100	9/2	6800	544	14228.7
101	9/3	6800	544	14328.8
102	9/4	6800	544	14428.9
103	9/5	6800	544	14529
104	9/6	6800	544	14629.1
105	9/7	6800	544	14729.2
106	9/8	6800	544	14829.3
107	9/9	6800	544	14929.4
108	9/10	6800	544	15029.5
109	9/11	6800	544	15129.6
110	9/12	6800	544	15229.7
111	9/13	6800	544	15329.8
112	9/14	6800	544	15429.9
113	9/15	6800	544	15530
114	9/16	6800	544	15630.1
115	9/17	6800	544	15730.2
116	9/18	6800	544	15830.3
117	9/19	6800	544	15930.4
118	9/20	6800	544	16030.5
119	9/21	6800	544	16130.6
120	9/22	6800	544	16230.7
121	9/23	6800	544	16330.8
122	9/24	6800	544	16430.9
123	9/25	6800	544	16531
124	9/26	6800	544	16631.1
125	9/27	6800	544	16731.2
126	9/28	6800	544	16831.3
127	9/29	6800	544	16931.4
128	9/30	6800	544	17031.5
129	9/31	6800	544	17131.6
130	10/1	6800	544	17231.7
131	10/2	6800	544	17331.8
132	10/3	6800	544	17431.9
133	10/4	6800	544	17532
134	10/5	6800	544	17632.1
135	10/6	6800	544	17732.2
136	10/7	6800	544	17832.3
137	10/8	6800	544	17932.4
138	10/9	6800	544	18032.5
139	10/10	6800	544	18132.6
140	10/11	6800	544	18232.7
141	10/12	6800	544	18332.8
142	10/13	6800	544	18432.9
143	10/14	6800	544	18533
144	10/15	6800	544	18633.1
145	10/16	6800	544	18733.2
146	10/17	6800	544	18833.3
147	10/18	6800	544	18933.4
148	10/19	6800	544	19033.5
149	10/20	6800	544	19133.6
150	10/21	6800	544	19233.7
151	10/22	6800	544	19333.8
152	10/23	6800	544	19433.9
153	10/24	6800	544	19534
154	10/25	6800	544	19634.1
155	10/26	6800	544	19734.2
156	10/27	6800	544	19834.3
157	10/28	6800	544	19934.4
158	10/29	6800	544	20034.5
159	10/30	6800	544	20134.6
160	10/31	6800	544	20234.7
161	11/1	6800	544	20334.8
162	11/2	6800	544	20434.9
163	11/3	6800	544	20535
164	11/4	6800	544	20635.1
165	11/5	6800	544	20735.2
166	11/6	6800	544	20835.3
167	11/7	6800	544	20935.4
168	11/8	6800	544	21035.5
169	11/9	6800	544	21135.6
170	11/10	6800	544	21235.7
171	11/11	6800	544	21335.8
172	11/12	6800	544	21435.9
173	11/13	6800	544	21536
174	11/14	6800	544	21636.1
175	11/15	6800	544	21736.2
176	11/16	6800	544	21836.3
177	11/17	6800	544	21936.4
178	11/18	6800	544	22036.5
179	11/19	6800	544	22136.6
180	11/20	6800	544	22236.7
181	11/21	6800	544	22336.8
182	11/22	6800	544	22436.9
183	11/23	6800	544	22537
184	11/24	6800	544	22637.1
185	11/25	6800	544	22737.2
186	11/26	6800	544	22837.3
187	11/27	6800	544	22937.4
188	11/28	6800	544	23037.5
189	11/29	6800	544	23137.6
190	11/30	6800	544	23237.7
191	12/1	6800	544	23337.8
192	12/2	6800	544	23437.9
193	12/3	6800	544	23538
194	12/4	6800	544	23638.1
195	12/5	6800	544	23738.2
196	12/6	6800	544	23838.3
197	12/7	6800	544	23938.4
198	12/8	6800	544	24038.5
199	12/9	6800	544	24138.6
200	12/10	6800	544	24238.7
201	12/11	6800	544	24338.8
202	12/12	6800	544	24438.9
203	12/13	6800	544	24539
204	12/14	6800	544	24639.1
205	12/15	6800	544	24739.2
206	12/16	6800	544	24839.3
207	12/17	6800	544	24939.4
208	12/18	6800	544	25039.5
209	12/19	6800	544	25139.6
210	12/20	6800	544	25239.7
211	12/21	6800	544	25339.8
212	12/22	6800	544	25439.9
213	12/23	6800	544	25540
214	12/24	6800	544	25640.1
215	12/25	6800	544	25740.2
216	12/26	6800	544	25840.3
217	12/27	6800	544	25940.4
218	12/28	6800	544	26040.5
219	12/29	6800	544	26140.6
220	12/30	6800	544	26240.7
221	12/31	6800	544	26340.8
222	1/1	6800	544	

(添付様式2)

### 領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 5月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
2	5/7  労働者派遣契約料	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( ー ) に添付)			
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである			

普通預金 (兼お借入明細)

8

年月日(和暦)	記号	お引出し金額(円)	お預入れ金額(円)	残高(円)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18	3--5-7	振込	*207,900	W21 アテコ (カ) (2)
19	3--5-10	振込	*11,000	W21 カゴタシステム (3)
20	3--5-10	振替	*220	振込手数料 (3)
21				
22				
23				
24	3--5-21	振替	*5,940	PE NTTファイナ (4)



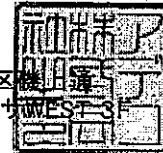
〒 650-8567  
 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1  
 3号館 維新の会 兵庫県議会議員  
 団控室  
 維新の会 兵庫県議会議員団  
 兵庫県議会議員団

# 請求書

発行日 2021/05/07  
 請求No. 7573444  
 発行No. 10

**アデコ株式会社**

神戸支社  
 兵庫県神戸市中央区  
 7-1-8 三宮プラザ



5/7

TEL 050-2000-7157

御中

下記のとおりご請求申し上げます。

**合計金額 ￥207,900**

内 訳	数 量	単 価	金 額
期間 2021.04.01 ~ 2021.04.30 時間内 [Redacted]	90H 00M	2100	189,000

お客様コード 000528840001

お支払予定日 2021年05月31日

お振込先 [Redacted]

口座名義 アデコ株式会社 アデコ(カ)

お支払日が銀行休業日にあたる場合は、休業日の前日までにお支払ください。

課税対象額	189,000
消費税(10%)	18,900
立替金等	
合計金額	207,900

# 労働者派遣契約内容通知書

2021年3月24日

本書面は、貴社と弊社が労働者派遣契約に合意した内容を記載しております。  
 本書面の内容にご同意されない場合は、本書面到着後1週間以内にその旨を書面にてお知らせください。  
 期間内に書面によるご連絡がない場合には、本書面の内容にて労働者派遣契約にご同意いただいたものとさせていただきます。

アデコ株式会社

契約No. JA201224  
 クライアントNo. 00052884

本書面の写しは、派遣先管理台帳の一部となります。

派遣先	企業名	イシンノカイヒョウゴケンギカイギンダン 維新の会 兵庫県議会議員団								
	事業所単位	維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室								
	組織単位	兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 政調副会長								
	就業場所 及び部署	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1 兵庫県議会議員団						TEL 078-362-3830		
	指揮命令者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様						TEL 078-362-3830		
		TEL								
	派遣先責任者	兵庫県議会議員団 幹事長 角 隆志 様						TEL 078-362-3830		
苦情処理責任者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様						TEL 078-362-3830			
派遣元	事業所	アデコ 神戸支社 兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-8 三宮プラザ WEST 3F						派13-010531		
	営業担当者	神戸支社								
	派遣元責任者	神戸支社								
	苦情処理担当者	神戸支社								
就業条件	業務内容	職種：一般事務・OA事務 経費精算、資料作成、電話対応、システム入力、出張手配、来客対応、その他部署内サポート業務 職務難易度：C  責任の程度：役職なし 役職なし								
	派遣人数	1人 無期雇用労働者または60歳以上の者に限定しない / 労使協定対象派遣労働者に限定する								
	派遣期間	2021年04月01日～2021年06月30日 (変更前) 2021年04月01日～2021年06月30日								
	事業所接触日	2022年11月06日 [派遣先における事業所単位の期間制限に抵触する日]								
	期間制限 非該当事由									
	就業日 及び休日	月	火	水	木	金	土	日	祝	週3日 日曜起算
		一部就業 一部就業 一部就業 一部就業 一部就業 休日 休日 休日								
		勤務シフト表による								
	就業時間	① 09:00～16:00 休憩時間 ① 12:00～13:00						所定労働時間 06時間00分		
		②								
時間外労働	有 時間外割増 08時間00分超						休日労働 無			
福利厚生	休憩室 無、給食施設 無、更衣室 無 派遣先の施設及び設備について便宜供与する。屋内禁煙、教育訓練/有り/業務の手順等に関する研修 (OJT)									
その他										
時間外労働及び休日労働、安全衛生、苦情処理方法及び連絡体制、派遣労働者の雇用の安定を図るための措置、派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置、その他定めのない事項については、以下記載の定めのとおりとする。										

請求	請求先	企業名称 維新の会 兵庫県議会議員団 住所 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館 維新の会 兵庫県議会議員団控室 部署・担当者 兵庫県議会議員団 御中			
	請求額	請求単位 時給 普通残業 ¥2,625/時 請求単価 ¥2,100/時 深夜 ¥2,625/時 交通費 ー 深夜残業 ¥3,150/時 その他 法定残業割増加算(月60時間超) ¥525/時 法定休日 ¥2,835/時 法定休日深夜 ¥3,360/時			
	請求条件	計算単位 時間内：5分単位 時間外：5分単位 支払条件 末日締 翌月末日入金 消費税区分 外税(合計*率)			

1. 安全及び衛生に関する事項

派遣先及び派遣元は、労働安全衛生法、労働基準法、労働者派遣法の規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

(1) 健康診断の実施等健康管理に関する事項

派遣元は、派遣労働者の健康維持増進のために、自己の責任において一般健康診断の実施とその結果に基づく措置を行う。ただし、危険有害業務に係る健康診断は、派遣先の責任において実施する。派遣先及び派遣元は、相手方が実施する健康診断等に協力するものとする。

(2) 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた有害業務に従事させる場合は、安全装置の設置、保護具の支給等を行う。

(3) 換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた基準を遵守し、また作業環境測定が必要な職場においては、作業環境測定を実施する。

(4) 安全衛生教育に関する事項

派遣元は、雇入れ時に業務上必要な安全衛生教育を行う。派遣先は、作業内容を変更する際、業務上必要な安全衛生に関する教育を行う。

(5) 免許の取得、技能講習の修了の有無等就業制限に関する事項

派遣先及び派遣元は、免許の取得、技能講習の修了等就業制限のある業務については、当該免許を有し、又は技能講習を修了した者を従事させる。

(6) 安全衛生管理体制に関する事項

派遣先は、派遣労働者を含めた安全衛生管理体制を確立し、派遣元は派遣先の行う安全衛生活動へ必要に応じて協力するものとする。

(7) VDT機器使用における安全衛生管理に関する事項

派遣先は、VDT機器を使用して作業する場合は、連続して1時間を超えないこととする。1時間連続して操作したときには少なくとも10分間の作業休止時間を設けるよう配慮することとする。

(8) その他の事項

派遣先は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規程により自己に課された責任を負う。なお、本契約書に定めのない事項及び解釈につき疑義が生じた場合には、派遣労働者の安全衛生を尊重し、派遣元先協議の上、円滑に解決する。

2. 時間外労働及び休日労働

時間外労働がある場合、1日8時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲内とし、また決算、納期の集中等、業務遂行期日に間に合わないときは、就業先の申請に基づき労働者代表に通告し、1年間に6回を限度として休日労働と合わせ1ヶ月96時間まで延長することができ、1年720時間まで延長することができる。なお、上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満且つ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこととする。ただし、業務の特性により研究・開発は1日13時間、1ヶ月150時間、1年720時間の範囲内とする。法定休日労働がある場合は、月2回の範囲内とする。

3. 苦情処理

(1) 派遣元が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(2) 派遣先が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(3) 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

4. 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

**(3) 損害賠償等に係る適切な措置**

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

**(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示**

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。

**5. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置**

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、その雇用意思を事前に派遣元事業主に対して示すこととする。また職業紹介を経由して行うこととし、派遣先は派遣元に対して、別途紹介手数料を支払うものとする。

**6. 労働契約申込みみなし制度**

派遣先の事業所における期間制限の抵触日は延長されることがあるが、組織単位における期間制限の抵触日は延長されることはない。なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続を適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申込みみなし制度の対象となる。



就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
就業部署			
兵庫県議会議員団			
就業所			
維新の会 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室			
組織単位			
兵庫県議会議員団			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA20122419009962	-	2021/04/01～2021/06/30	
派遣会社			
アデコ株式会社			

出勤日数(在宅含)	在宅日数	欠勤日数	有休日数	営業交通費計	出張交通費計	日当計	立替金その他計
15日	0日	0日	0日	0円	0円	0円	0円
実働時間	時間内	時間外	法定休日	深夜	深夜時間外	法定休日深夜	
90:00	90:00	00:00	00:00	00:00	00:00	00:00	

月	日	曜	区分	開始	終了	休憩	実働	備考
4	1	水	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
4	2	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
4	3	土	休日					
4	4	日	休日					
4	5	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
4	6	火	休日					
4	7	水	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
4	8	木	休日					
4	9	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
4	10	土	休日					
4	11	日	休日					
4	12	月	休日					
4	13	火	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
4	14	水	休日					
4	15	木	休日					
4	16	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
4	17	土	休日					
4	18	日	休日					
4	19	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
4	20	火	休日					
4	21	水	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
4	22	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
4	23	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
4	24	土	休日					
4	25	日	休日					
4	26	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
4	27	火	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
4	28	水	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
4	29	木	休日					
4	30	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA20122419009962	-	2021/04/01~2021/06/30	
派遣会社			
アデロ株式会社			
業務内容			
一般事務・OA事務 職務難易度：C 経費精算、資料作成、電話対応、システム入力、出張手配、来客対応、その他部署内サポート業務 責任の程度：役職：なし 役職なし			

月	日	曜	付随的業務時間	付随的業務の内容(1割を超えた場合)	契約書に記載のない業務	契約書外の就業場所及び所在地
4	1	木				
4	2	金				
4	3	土				
4	4	日				
4	5	月				
4	6	火				
4	7	水				
4	8	木				
4	9	金				
4	10	土				
4	11	日				
4	12	月				
4	13	火				
4	14	水				
4	15	木				
4	16	金				
4	17	土				
4	18	日				
4	19	月				
4	20	火				
4	21	水				
4	22	木				
4	23	金				
4	24	土				
4	25	日				
4	26	月				
4	27	火				
4	28	水				
4	29	木				
4	30	金				

(添付様式2)

### 領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 5月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目							
3	5/10  HP更新保守料金	<table border="1"><tr><td data-bbox="1129 398 1305 477">共通案分率</td><td data-bbox="1305 398 1417 477">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1129 477 1305 517">それ以外の案分</td><td data-bbox="1305 477 1417 517">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1129 517 1417 1021">案分の説明</td></tr></table> <p data-bbox="1090 663 1121 748">案分率</p>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50% 25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明								
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( 5 - 2 に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>								



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 5月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目										
4	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <b>事務費</b> ・人件費										
	5/21  会派プロバイダー利用料	<table border="1"><tr><td data-bbox="1134 383 1305 465">共通案分率</td><td data-bbox="1305 383 1425 465">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1134 465 1305 506"></td><td data-bbox="1305 465 1425 506">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1134 506 1305 546">それ以外の案分</td><td data-bbox="1305 506 1425 546">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1134 546 1425 1014">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1134 1014 1425 2049" style="text-align: center;">案分率</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		案分率
共通案分率	50%										
	25%										
それ以外の案分	100%										
案分の説明											
案分率											
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( 5 - 2 に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>											

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011  
神戸市中央区下山手通5丁目1-0-1

郵便区内特別

5/21

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

兵庫県庁3号館 3階  
兵庫県議会 日本維新の会 様

Webでのお問い合わせ先



http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page=1

発行年月日 2021年 5月19日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-3335550 (無料)  
【運付先】  
〒536 大阪市城東区森之宮1-6  
-0025 -1-1-1 NLC森の宮ビル7F  
社用コード M20021111004 09794 09683 00 J  
81 000000 1 0 21050301J



021052101041625850

09794

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。( 1 / 2 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5920-8412	2021年 5月ご請求分	5,940円	2021年 5月31日(月)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT西日本分ご請求額 4,730円

NTTファイナンス分ご請求額 1,210円

(合計) 5,940円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

\*\*\* NTT西日本からのお知らせ\*\*\*

フレッツ光の割引サービス(光もともと割、Web光もともと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約

期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。







普通預金 (兼お借入明細)

9

	年月日(和暦)	記号	お引出し金額(円)	お預入れ金額(円)	残高(円)
1					
2	3-5-27	振替	*3,165	SMBC(アスカ)	⑤
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					



# アスクルご請求書

2021年04月30日締切分

650-0011 郵便区内特別  
 兵庫県神戸市中央区  
 下山手通5-10-1  
 兵庫県庁3号館3階



お問い合わせ番号 58112988

維新の会 兵庫県議会議員団

様

B1 143113# 00001/00001 58112988 UA



00222584 C11-U1

アスクル担当販売店

株式会社明光堂  
 アスクル事業部  
 兵庫県神戸市兵庫区  
 塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-576-6288

担当:アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 078-362-3830

FAX: 078-362-3924

お買い上げいただきましてありがとうございます。  
 記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

3,165円

うち消費税等 (

287円)

対象期間 2021/04/01 ~ 2021/04/30

当月お買い上げ金額 3,165円

当月返品金額 0円

当月値引金額 0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

お支払い日 ▶ 2021年 05月 27日  
 お支払い方法 ▶ 自動引落

お引落	金融機関	
	支店	
	口座	

イソノカヒヨウコ カネキ カイ イカソ

上記ご指定の口座よりお引落としさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/ク
04/09 25472731 352-246 VJ スーパーエコノミー+ A4 1箱(500枚入×10冊)	1	3,165 *小計*	3,165 3,165	維新の会様ご発注分	10.0

税率の前に「軽」を表示している明細は、軽減税率対象です。

裏面もご覧ください。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 6月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目								
1	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <b>事務費</b> ・人件費								
	6/3  三井トラスト・パナソニックファイナンス(コピー機リース料)	<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>100%</td></tr><tr><td>案分の説明</td><td></td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明
共通案分率	50%								
	25%								
それ以外の案分	100%								
案分の説明									
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( ー ) に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>									

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
<01				
<02	3-06-03	(SMTパナ)	割賦 7,344	①
<03				
<04				
<05				
<06				
<07				
<08				
<09				
<10				
<11				
<12				

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
<13				
<14				
<15				
<16				
<17				
<18				
<19				
<20				
<21				
<22				
<23				
<24				

○ 現在高 (貸付高) の金額に - (マイナス) がある場合は貸付高を表します。  
 ○ 通帳をATM (現金自動預払機) に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

申啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびは、弊社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。早速でございますが、契約いただきました内容を、お知らせ申し上げますので、ご確認賜りたくお願い申し上げます。万一、ご不明な点がございましたら、弊社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。今度もお引立のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

5001597793

品名	台数	備考
ワコウキ	1	左記他商品

63612

株式会社ジヤストリンク

自	2015年 7月 24日
迄	2021年 7月 23日
	72 ヶ月

月間リース料	6,800円
消費税額等	544円
合 計	7,344円
第1回目支払日	2015年 9月 3日
第2回目支払日	2015年 9月 3日
第3回目以降	毎月 3日
お支払方法	自動振替
前払リース料	0円
消費税額等	0円
合 計	0円
最終	ヶ月分のリース料、消費税等に充当します

リース料及び消費税額等には利息は付しません。

イシノトウヒョウゴウケンキ
カイキイロタツ

は個人情報保護のため、一部\*\*\*表示しております。

回	月	日	リース料	消費税	支払額	残高
1	15	9	6800	544	4319	26800
2	15	9	6800	544	4319	26800
3	15	10	6800	544	4519	46800
4	15	10	6800	544	4519	46800
5	15	11	6800	544	4719	66800
6	15	11	6800	544	4719	66800
7	16	1	6800	544	4919	86800
8	16	1	6800	544	4919	86800
9	16	2	6800	544	5119	106800
10	16	2	6800	544	5119	106800
11	16	3	6800	544	5319	126800
12	16	3	6800	544	5319	126800
13	16	4	6800	544	5520	146800
14	16	4	6800	544	5520	146800
15	16	5	6800	544	5720	166800
16	16	5	6800	544	5720	166800
17	16	6	6800	544	5920	186800
18	16	6	6800	544	5920	186800
19	17	1	6800	544	6120	206800
20	17	1	6800	544	6120	206800
21	17	2	6800	544	6320	226800
22	17	2	6800	544	6320	226800
23	17	3	6800	544	6520	246800
24	17	3	6800	544	6520	246800
25	17	4	6800	544	6721	266800
26	17	4	6800	544	6721	266800
27	17	5	6800	544	6921	286800
28	17	5	6800	544	6921	286800
29	17	6	6800	544	7121	306800
30	17	6	6800	544	7121	306800
31	18	1	6800	544	**合計**	489600
32	18	1	6800	544		39168
33	18	2	6800	544		
34	18	3	6800	544		
35	18	4	6800	544		
36	18	5	6800	544		
37	18	6	6800	544		
38	18	7	6800	544		
39	18	8	6800	544		
40	18	9	6800	544		
41	18	10	6800	544		
42	19	1	6800	544		

(注) 備考欄の\*印は前払リース料として充当致しました。

\*口座振替分のお通帳摘要欄の表示は、ご指定金融機関システムプログラムにより「SMTバナ」と表示されますので、ご了承ください。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 6月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目							
2	6/7  HP更新保守料金	<table border="1"><tr><td data-bbox="1114 394 1278 477">共通案分率</td><td data-bbox="1278 394 1386 477">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1114 477 1278 517">それ以外の案分</td><td data-bbox="1278 477 1386 517">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1114 517 1386 1025">案分の説明</td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50% 25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明								
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( ー ) に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>								



普通預金 (兼お借入明細)

9

年月日(和暦)	記号	お引出し金額(円)	お預入れ金額(円)	残高(円)
1				
2				
3	3-6-7 振込	*11,000	W21 カ)カ)システム	②
4	3-6-7 振替	*220	振込手数料	
5				
6	3-6-9 振込	*138,600	W21 アテコ (カ)	③
7				
8	3-6-21 振替	*6,131	N T T 電話料	④
9	3-6-21 振替	*5,940	PE NTTファイブ	⑤
10				
11	3-6-28 振替	*3,898	DF. ジャストリンク	⑥
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				





(添付様式2)

### 領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 6月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
3	6/9	共通案分率 50%
		25%
	労働者派遣契約料	それ以外の案分 100%
		案分の説明
		案分率

領収証は別途 ( 6 - 2 に添付)

本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである

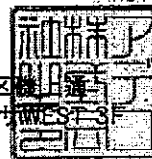
# 請求書

発行日 2021/06/04  
請求No. 7595052  
発行No. 6

アデコ株式会社

〒 650-8567  
兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1  
3号館 維新の会 兵庫県議会議員  
団控室  
維新の会 兵庫県議会議員団  
兵庫県議会議員団

神戸支社  
兵庫県神戸市中央区  
7-1-8 三宮プラザ



6/9

TEL 050-2000-7157

御中

下記のとおりご請求申し上げます。

**合計金額 ￥138,600**

内 訳	数 量	単 価	金 額
期間 2021.05.01 ~ 2021.05.31 時間内	60H 00M	2100	126,000

お客様コード 000528840001

お支払予定日 2021年06月30日

お振込先

口座名義 アデコ株式会社 アデコ(カ)

課税対象額	126,000
消費税(10%)	12,600
立替金等	
合計金額	138,600

お支払日が銀行休業日にあたる場合は、休業日の前日までにお支払ください。

就業先・就業場所 維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
就業部署 兵庫県議会議員団			
事業所 維新の会 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室			
組織単位 兵庫県議会議員団			
契約No. JA20122419009962	クライアントNo. -	契約期間 2021/04/01~2021/06/30	スタッフNo. 19009962
派遣会社 アデコ株式会社			

出勤日数(在籍含)	在籍日数	欠勤日数	有休日数	営業交通費計	出張交通費計	日当計	立替金その他計
10日	0日	0日	2日	0円	0円	0円	0円
実働時間	時間内	時間外	法定休日	深夜	深夜時間外	法定休日深夜	
60:00	60:00	00:00	00:00	00:00	00:00	00:00	

月	日	曜	区分	開始	終了	休憩	実働	備考
5	1	金	休日					
5	2	土	休日					
5	3	日	休日					
5	4	月	休日					
5	5	火	休日					
5	6	水	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
5	7	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
5	8	金	休日					
5	9	土	休日					
5	10	日	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
5	11	月	休日					
5	12	火	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
5	13	水	休日					
5	14	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
5	15	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
5	16	土	休日					
5	17	日	休日					
5	18	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
5	19	火	休日					
5	20	水	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
5	21	木	休日					
5	22	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
5	23	土	休日					
5	24	日	休日					
5	25	月	有休					
5	26	火	有休					
5	27	水	休日					
5	28	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
5	29	金	休日					
5	30	土	休日					
5	31	日	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA20122419009962	-	2021/04/01~2021/06/30	
派遣会社			
アデコ株式会社			
業務内容			
一般事務・OA事務 職務難易度:C 経費精算、資料作成、電話対応、システム入力、出張手配、来客対応、その他部署内サポート業務 責任の程度:役職:なし 役職なし			

月	日	曜	付随的業務時間	付随的業務の内容(1割を超えた場合)	契約書に記載のない業務	契約書外の就業場所及び所在地
5	1	土				
5	2	日				
5	3	月				
5	4	火				
5	5	水				
5	6	木				
5	7	金				
5	8	土				
5	9	日				
5	10	月				
5	11	火				
5	12	水				
5	13	木				
5	14	金				
5	15	土				
5	16	日				
5	17	月				
5	18	火				
5	19	水				
5	20	木				
5	21	金				
5	22	土				
5	23	日				
5	24	月				
5	25	火				
5	26	水				
5	27	木				
5	28	金				
5	29	土				
5	30	日				
5	31	月				

(添付様式2)

### 領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 6月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目							
4	6/21  会派 FAX料金	<table border="1"><tr><td data-bbox="1109 392 1276 470">共通案分率</td><td data-bbox="1276 392 1372 470">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1109 470 1276 515">それ以外の案分</td><td data-bbox="1276 470 1372 515">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1109 515 1372 1019">案分の説明</td></tr></table> <p style="text-align: center;">案分率</p>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50% 25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明								
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( 6 - 2 に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>								

ご利用料金内訳 (詳細版)



ご請求年月	令和 3年 6月分
お客さま番号	(078)362-5517

料金内訳名	金額 (円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
◆5月分			
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料 (基本料) (事務用)	2,750	合算	3月21日~ 4月20日
Myビリング割引額	-110	合算	Myビリング契約による基本料の割引です。
ダイヤル通話料	178	合算	3月21日~ 4月20日。なお前月分は61円でした。
ユニバーサルサービス料	3	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	282		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(282)		合算表示の料金を合計した2,821円に10%を乗じて算出しています。
(合計)	3,103		
◆6月分			
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料 (基本料) (事務用)	2,750	合算	4月21日~ 5月20日
Myビリング割引額	-110	合算	Myビリング契約による基本料の割引です。
ユニバーサルサービス料	3	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	264		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(264)		合算表示の料金を合計した2,643円に10%を乗じて算出しています。
(小計)	2,907		
【NTTコミュニケーションズご利用分】			
ダイヤル通話料	110	合算	3月21日~ 5月20日、0570等をご利用の場合は、その料金を含む
消費税相当額	11		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(11)		合算表示の料金を合計した110円に10%を乗じて算出しています。
(小計)	121		
(合計)	3,028		
(総合計)	6,131		2ヶ月分のご利用額を合計した金額となります。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 6月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
5	6/21  会派 プロバイダー料金	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (6-2に添付)			
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである			

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011  
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

郵便区内特別

6/21



NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

兵庫県庁3号館 3階  
兵庫県議会 日本維新の会 様



021062101045346573



08529

Webでのお問い合わせ先



http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page-1

発行年月日 2021年 6月18日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-3335550 (無料)  
【運付先】  
〒536 大阪市城東区森之宮1-6  
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F  
社用コード M20021111006 08529 08464 00 J  
61 100000 1 0 21060301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。( 1 / 2 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5920-8412	2021年 6月ご請求分	5,940円	2021年 6月30日(水)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT西日本分ご請求額 4,730円  
NTTファイナンス分ご請求額 1,210円  
(合計) 5,940円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。  
各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。  
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

\*\*\* NTT西日本からのお知らせ\*\*\*

フレッツ光の割引サービス(光もともと割、Web光もともと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。  
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。  
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。  
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。  
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.





(添付様式2)

### 領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 6月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 <del>・事務費</del> ・人件費		
6	6/28  ジャストリンク(コピーチャージ料)	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( 6 - 2 に添付 )			
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである			



(添付様式 2)

### 領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 3年 7月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目									
1	7/5  三井トラスト・パナソニックファイナンス(コピー機リース料)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1077 394 1278 483">共通案分率</td><td data-bbox="1278 394 1383 483">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1077 483 1278 521">それ以外の案分</td><td data-bbox="1278 483 1383 521">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1077 521 1383 1025">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1077 1025 1383 2072" style="text-align: center;">案分率</td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		案分率	
共通案分率	50% 25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
案分率										
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( ー ) に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>										

通常貯金 (兼お借入明細)

8



	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)	
<01						
<02						
<03						
<04	3-07-05	(SMTハナ)	割賦	7,344	①	
<05						05▶
<06						06▶
<07						07▶
<08						08▶
<09						09▶
<10						10▶
<11						11▶
<12						12▶
-----						
	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)	
<13						13▶
<14						14▶
<15						15▶
<16						16▶
<17						17▶
<18						18▶
<19						19▶
<20						20▶
<21						21▶
<22						22▶
<23						23▶
<24						24▶

○ 現在高 (貸付高) の金額に - (マイナス) がある場合は貸付高を表します。

○ 通帳をATM (現金自動預払機) に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。





普通預金 (兼お借入明細)

1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14	3--7--7	振込	*180,180	W21 アテ"J (カ) ②
15	3--7--7	振込	*11,000	W21 カ)カ"システム ③
16	3--7--7	振替	*220	振込手数料 ③
17				
18				
19	3--7-19	振替	*5,940	PE NTTファイナ ④
20				
21				
22				
23				
24				





# 請求書

発行日 2021/07/05  
請求No. 7615016  
発行No. 3

**アデコ株式会社**

〒 650-8567  
兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1  
3号館 維新の会 兵庫県議会議員  
団控室  
維新の会 兵庫県議会議員団  
兵庫県議会議員団

神戸支社  
兵庫県神戸市中央区  
7-1-8 三宮プラザ



7/7

御中

TEL 050-2000-7157

下記のとおりご請求申しあげます。

**合計金額 ￥180,180**

内 訳	数 量	単 価	金 額
期間 2021.06.01 ~ 2021.06.30 時間内	78H 00M	2100	163,800

お客様コード 000528840001

お支払予定日 2021年07月31日

お振込先

口座名義 アデコ株式会社 アデコ(カ)

お支払日が銀行休業日にあたる場合は、休業日の前日までにお支払ください。

課税対象額	163,800
消費税(10%)	16,380
立替金等	
合計金額	180,180

<b>就業先：就業場所</b>			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
<b>就業部署</b>			
兵庫県議会議員団			
<b>事業所</b>			
維新の会 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室			
<b>組織単位</b>			
兵庫県議会議員団			
<b>契約No.</b>	<b>クライアントNo.</b>	<b>契約期間</b>	<b>スタッフ</b>
JA20122419009962	-	2021/04/01~2021/06/30	
<b>派遣会社</b>			
アデコ株式会社			

出勤日数(在宅含)	在宅日数	欠勤日数	有休日数	営業交通費計	出張交通費計	手当計	立替金その他計
13日	0日	0日	0日	0円	0円	0円	0円
実働時間	時間内	時間外	法定休日	深夜	深夜時間外	法定休日深夜	
78:00	78:00	00:00	00:00	00:00	00:00	00:00	

月	日	区分	開始	終了	休憩	実働	備考
6	1	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
6	2	休日					
6	3	休日					
6	4	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
6	5	休日					
6	6	休日					
6	7	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
6	8	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
6	9	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
6	10	休日					
6	11	休日					
6	12	休日					
6	13	休日					
6	14	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
6	15	休日					
6	16	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
6	17	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
6	18	休日					
6	19	休日					
6	20	休日					
6	21	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
6	22	休日					
6	23	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
6	24	休日					
6	25	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
6	26	休日					
6	27	休日					
6	28	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
6	29	休日					
6	30	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA20122419009962	-	2021/04/01~2021/06/30	
派遣会社			
アデコ株式会社			
業務内容			
一般事務・OA事務 職務難易度：C 経費精算、資料作成、電話対応、システム入力、出張手配、来客対応、その他部署内サポート業務 責任の程度：役職：なし 役職なし			

月	日	曜	付随的業務時間	付随的業務の内容(1割を超えた場合)	契約書に記載のない業務	契約書外の就業場所及び所在地
6	1	火				
6	2	水				
6	3	木				
6	4	金				
6	5	土				
6	6	日				
6	7	月				
6	8	火				
6	9	水				
6	10	木				
6	11	金				
6	12	土				
6	13	日				
6	14	月				
6	15	火				
6	16	水				
6	17	木				
6	18	金				
6	19	土				
6	20	日				
6	21	月				
6	22	火				
6	23	水				
6	24	木				
6	25	金				
6	26	土				
6	27	日				
6	28	月				
6	29	火				
6	30	水				

(添付様式 2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 3年 7月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目									
3	7/7  ホームページ更新保守料金	<table border="1"><tr><td data-bbox="1077 392 1284 474">共通案分率</td><td data-bbox="1284 392 1390 474">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1077 474 1284 515"></td><td data-bbox="1284 474 1390 515">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1077 515 1284 555">それ以外の案分</td><td data-bbox="1284 515 1390 555">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1077 555 1390 1025">案分の説明</td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (7 - 2 に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>										



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 7月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目									
4	7/19  会派プロバイダー料	<table border="1"><tr><td data-bbox="1078 394 1283 479">共通案分率</td><td data-bbox="1283 394 1390 479">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1078 479 1283 519">それ以外の案分</td><td data-bbox="1283 479 1390 519">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1078 519 1390 1025">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1078 667 1114 752">案分率</td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		案分率	
共通案分率	50% 25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
案分率										
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( 7 - 2 に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>										

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011  
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

郵便区内特別

兵庫県庁3号館 3階  
兵庫県議会 日本維新の会 様



021072101041533806



02660

Webでのお問い合わせ先



http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page=1



NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2021年 7月17日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-3335550 (無料)  
【送付先】  
〒536 大阪市城東区森之宮1-6  
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F  
社用コード M2002111004:02660:02617:00:J  
81:000000:1:0 21070301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1 / 2ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
0-0-5920-8412 4610-1770-87880	2021年 7月ご請求分	5,940円	2021年 8月 2日(月)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT西日本分ご請求額 4,730円  
NTTファイナンス分ご請求額 1,210円  
(合計) 5,940円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。  
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

\*\*\* NTT西日本からのお知らせ \*\*\*

フレッツ光の割引サービス(光もつともつと割、Web光もつともつと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。  
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。  
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。  
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。  
\*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。  
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5920-8412	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 7月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

**ご請求内訳** (お客様番号 4610-1770-87880)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5920-8412			
◇NTT西日本ご利用分			
4,730	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	6月 1日~ 6月30日
	-1,100	光はじめ割	2021年08月~2021年09月以
			外の解約は解約金がかかります
	430	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本分 (小計)			
4,730	4,730	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分			
1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等	* 契約番号: N194337650
		NTTコミュニケーションズご利用分。	非対象等
◇合計			
5,940	5,940	合計	
		<NTTファイナンスからのお知らせ>	
		○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2021年7月利用料分から2022年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。  
[https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/qa/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。



(添付様式2)

### 領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 8月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目									
1	8/5  ホームページ更新保守料金	<table border="1"><tr><td data-bbox="1102 398 1270 479">共通案分率</td><td data-bbox="1270 398 1380 479">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1102 479 1270 517"></td><td data-bbox="1270 479 1380 517">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1102 517 1270 555">それ以外の案分</td><td data-bbox="1270 517 1380 555">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1102 555 1380 1025">案分の説明</td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( ー ) に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>										

普通預金 (兼お借入明細)

9

年月日(和暦)	記号	お引出し金額(円)	お預入れ金額(円)	残高(円)
21	3--8--5	振込	*11,000	W21 カ)クオタ"ヨ入行
22	3--8--5	振替	*220	振込手数料
23	3--8-10	振込	*174,405	W21 アテ"コ (カ) ②



普通預金 (兼お借入明細)

10

	年月日(和暦)	記号	お引出し金額(円)	お預入れ金額(円)	残高(円)
1					
2	3--8-20	振替	*5,954	NTT電話料 ③	
3	3--8-26	振替	*1,678	DF.シャストリク ④	
4	3--8-26	振替	*5,940	PE NTTファイナ ⑤	
5	3--8-27	振替	*7,771	SMBC(アスク) ⑥	
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					







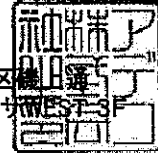
# 請求書

発行日 2021/08/04  
請求No. 7635099  
発行No. 6

**アデコ株式会社**

〒 650-8567  
兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1  
3号館 維新の会 兵庫県議会議員  
団控室  
維新の会 兵庫県議会議員団  
  
兵庫県議会議員団

神戸支社  
兵庫県神戸市中央区  
7-1-8 三宮プラザ



8/10

TEL 050-2000-7157

御中

下記のとおりご請求申しあげます。

**合計金額 ￥174,405**

内 訳	数 量	単 価	金 額
期間 2021.07.01 ~ 2021.07.31 時間内	75H 30M	2100	158,550

お客様コード 000528840001	課税対象額	158,550
お支払予定日 2021年08月31日	消費税(10%)	15,855
お振込先	立替金等	
口座名義 アデコ株式会社 アデコ(カ)	合計金額	174,405

お支払日が銀行休業日にあたる場合は、休業日の前日までにお支払ください。

<b>就業先・就業場所</b>			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
<b>就業部署</b>			
兵庫県議会議員団			
<b>事業所</b>			
維新の会 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室			
<b>組織単位</b>			
兵庫県議会議員団			
<b>契約No.</b>	<b>クライアントNo.</b>	<b>契約期間</b>	<b>スタッフ</b>
JA22806019009962	-	2021/07/01~2021/09/30	
<b>派遣会社</b>			
アデコ株式会社			

出勤日数(在宅含)	在宅日数	欠勤日数	有休日数	営業交通費計	出張交通費計	日当計	立替金その他計
13日	0日	0日	0日	0円	0円	0円	0円
<b>実働時間</b>	<b>時間内</b>	<b>時間外</b>	<b>法定休日</b>	<b>深夜</b>	<b>深夜時間外</b>	<b>法定休日深夜</b>	
75:30	75:30	00:00	00:00	00:00	00:00	00:00	

月	日	曜	区分	開始	終了	休憩	実働	備考
7	1	金	休日					
7	2	土	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
7	3	日	休日					
7	4	月	休日					
7	5	火	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
7	6	水	休日					
7	7	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
7	8	金	休日					
7	9	土	出勤(出社)	09:00	13:30	01:00	03:30	神戸市に警報発令のため、息子を小学校に迎えに行かないといけなくなったため。
7	10	日	休日					
7	11	月	休日					
7	12	火	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
7	13	水	休日					
7	14	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
7	15	金	休日					
7	16	土	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
7	17	日	休日					
7	18	月	休日					
7	19	火	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
7	20	水	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
7	21	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
7	22	金	休日					
7	23	土	休日					
7	24	日	休日					
7	25	月	休日					
7	26	火	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
7	27	水	休日					
7	28	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
7	29	金	休日					
7	30	土	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
7	31	日	休日					

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA22806019009962	-	2021/07/01~2021/09/30	
派遣会社			
アデコ株式会社			
業務内容			
一般事務・OA事務 職務難易度：C 経費精算、資料作成、電話対応、システム入力、出張手配、来客対応、その他部署内サポート業務 責任の程度：役職：なし 役職なし			

月	日	曜	付随的業務時間	付随的業務の内容(1割を超えた場合)	契約書に記載のない業務	契約書外の就業場所及び所在地
7	1	木				
7	2	金				
7	3	土				
7	4	日				
7	5	月				
7	6	火				
7	7	水				
7	8	木				
7	9	金				
7	10	土				
7	11	日				
7	12	月				
7	13	火				
7	14	水				
7	15	木				
7	16	金				
7	17	土				
7	18	日				
7	19	月				
7	20	火				
7	21	水				
7	22	木				
7	23	金				
7	24	土				
7	25	日				
7	26	月				
7	27	火				
7	28	水				
7	29	木				
7	30	金				
7	31	土				



# 労働者派遣契約内容通知書

2021年5月17日

本書面は、貴社と弊社が労働者派遣契約に合意した内容を記載しております。  
 本書面の内容にご同意されない場合は、本書面到着後1週間以内にその旨を書面にてお知らせください。  
 期間内に書面によるご連絡がない場合には、本書面の内容にて労働者派遣契約にご同意いただいたものとさせていただきます。

アデコ株式会社

契約No. JA228060  
 クライアントNo. 00052884

本書面の写しは、派遣先管理台帳の一部となります。

派遣先	企業名	イシンノカイヒョウゴケンギカイギンダン 維新の会 兵庫県議会議員団																									
	事業所単位	維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室																									
	組織単位	兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 政調副会長																									
	就業場所及び部署	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1 兵庫県議会議員団						TEL 078-362-3830																			
	指揮命令者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様						TEL 078-362-3830																			
		TEL																									
	派遣先責任者	兵庫県議会議員団 幹事長 角 隆志 様						TEL 078-362-3830																			
派遣元	苦情処理責任者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様						TEL 078-362-3830																			
	事業所	〒650 神戸支社 兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-8 三宮プラザ WEST 3F						派13-010531																			
	営業担当者	神戸支社						TEL 050-2000-7157																			
	派遣元責任者	神戸支社						TEL 050-2000-7157																			
就業条件	苦情処理担当者	神戸支社						TEL 050-2000-7157																			
	業務内容	職種：一般事務・OA事務 経費精算、資料作成、電話対応、システム入力、出張手配、来客対応、その他部署内サポート業務  職務難易度：C  責任の程度：役職なし 役職なし																									
	派遣人数	1人 無期雇用労働者または60歳以上の者に限定しない / 労使協定対象派遣労働者に限定する																									
	派遣期間	2021年07月01日 ~ 2021年09月30日 (変更前) 2021年07月01日 ~ 2021年09月30日																									
	事業所抵触日	2022年11月06日 [派遣先における事業所単位の期間制限に抵触する日]																									
	期間制限 非該当事由																										
	就業日 及び休日	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">火</td> <td style="width: 10%;">水</td> <td style="width: 10%;">木</td> <td style="width: 10%;">金</td> <td style="width: 10%;">土</td> <td style="width: 10%;">日</td> <td style="width: 10%;">祝</td> <td style="width: 10%;">週3日</td> </tr> <tr> <td>一部就業</td> <td>一部就業</td> <td>一部就業</td> <td>一部就業</td> <td>一部就業</td> <td>休日</td> <td>休日</td> <td>休日</td> <td>日曜起算</td> </tr> </table> 勤務シフト表による								月	火	水	木	金	土	日	祝	週3日	一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	休日	休日	休日	日曜起算
	月	火	水	木	金	土	日	祝	週3日																		
	一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	休日	休日	休日	日曜起算																		
	就業時間	① 09:00~16:00				休憩時間 ① 12:00~13:00		② ②																			
時間外労働	有 時間外割増 08時間00分超				休日労働		無																				
福利厚生	休憩室 無、給食施設 無、更衣室 無 派遣先の施設及び設備について便宜供与する。屋内禁煙、教育訓練/有り/業務の手順等に関する研修 (OJT)																										
その他																											
時間外労働及び休日労働、安全衛生、苦情処理方法及び連絡体制、派遣労働者の雇用の安定を図るための措置、派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置、その他定めのない事項については、以下記載の定めのとおりとする。																											

請求先	企業名称 維新の会 兵庫県議会議員団					
	住所 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館 維新の会 兵庫県議会議員団控室					
請求額	請求単位	時給	普通残業	¥2,625/時	法定残業割増加算(月60時間超)	¥525/時
	請求単価	¥2,100/時	深夜	¥2,625/時	法定休日	¥2,835/時
請求条件	交通費	—	深夜残業	¥3,150/時	法定休日深夜	¥3,360/時
	その他					
請求条件	計算単位	時間内：5分単位	時間外：5分単位	消費税込区分	外税(合計*率)	
	支払条件	末日締	翌月末日入金			

1. 安全及び衛生に関する事項

派遣先及び派遣元は、労働安全衛生法、労働基準法、労働者派遣法の規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

(1) 健康診断の実施等健康管理に関する事項

派遣元は、派遣労働者の健康維持増進のために、自己の責任において一般健康診断の実施とその結果に基づく措置を行う。ただし、危険有害業務に係る健康診断は、派遣先の責任において実施する。派遣先及び派遣元は、相手方が実施する健康診断等に協力するものとする。

(2) 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた有害業務に従事させる場合は、安全装置の設置、保護具の支給等を行う。

(3) 換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた基準を遵守し、また作業環境測定が必要な職場においては、作業環境測定を実施する。

(4) 安全衛生教育に関する事項

派遣元は、雇入れ時に業務上必要な安全衛生教育を行う。派遣先は、作業内容を変更する際、業務上必要な安全衛生に関する教育を行う。

(5) 免許の取得、技能講習の修了の有無等就業制限に関する事項

派遣先及び派遣元は、免許の取得、技能講習の修了等就業制限のある業務については、当該免許を有し、又は技能講習を修了した者を従事させる。

(6) 安全衛生管理体制に関する事項

派遣先は、派遣労働者を含めた安全衛生管理体制を確立し、派遣元は派遣先の行う安全衛生活動へ必要に応じて協力するものとする。

(7) VDT機器使用における安全衛生管理に関する事項

派遣先は、VDT機器を使用して作業する場合は、連続して1時間を超えないこととする。1時間連続して操作したときには少なくとも10分間の作業休止時間を設けるよう配慮することとする。

(8) その他の事項

派遣先は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規程により自己に課された責任を負う。なお、本契約書に定めのない事項及び解釈につき疑義が生じた場合には、派遣労働者の安全衛生を尊重し、派遣元先協議の上、円滑に解決する。

2. 時間外労働及び休日労働

時間外労働がある場合、1日8時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲内とし、また決算、納期の集中等、業務遂行期日に間に合わないときは、就業先の申請に基づき労働者代表に通告し、1年間に6回を限度として休日労働と合わせ1ヶ月96時間まで延長することができ、1年720時間まで延長することができる。なお、上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満且つ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこととする。ただし、業務の特性により研究・開発は1日13時間、1ヶ月150時間、1年720時間の範囲内とする。法定休日労働がある場合は、月2回の範囲内とする。

3. 苦情処理

(1) 派遣元が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(2) 派遣先が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(3) 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

4. 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

## (3) 損害賠償等に係る適切な措置

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないうちは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

## (4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。

## 5. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、その雇用意思を事前に派遣元事業主に対して示すこととする。また職業紹介を経由して行うこととし、派遣先は派遣元に対して、別途紹介手数料を支払うものとする。

## 6. 労働契約申込みみなし制度

派遣先の事業所における期間制限の抵触日は延長されることがあるが、組織単位における期間制限の抵触日は延長されることはない。なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続を適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申込みみなし制度の対象となる。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 8月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目									
3	8/20  会派FAX利用料	<table border="1"><tr><td data-bbox="1074 383 1289 472">共通案分率</td><td data-bbox="1289 383 1396 472">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1074 472 1289 517">それ以外の案分</td><td data-bbox="1289 472 1396 517">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1074 517 1396 1025">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1074 1025 1396 2074" style="text-align: center;">案分率</td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		案分率	
共通案分率	50% 25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
案分率										
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( 8 - 1 に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>										

ご利用料金内訳 (詳細版)



ご請求年月	令和 3年 8月分
お客さま番号	(078)362-5517

料金内訳名	金額 (円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
◆7月分			
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料 (基本料) (事務用)	2,750	合算	5月21日～ 6月20日
Myビリング割引額	-110	合算	Myビリング契約による基本料の割引です。
ダイヤル通話料	54	合算	5月21日～ 6月20日。なお前月分は0円でした。
ユニバーサルサービス料他	3	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	269		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(269)		合算表示の料金を合計した2,697円に10%を乗じて算出しています。
(合計)	2,966		
◆8月分			
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料 (基本料) (事務用)	2,750	合算	6月21日～ 7月20日
Myビリング割引額	-110	合算	Myビリング契約による基本料の割引です。
ダイヤル通話料	74	合算	6月21日～ 7月20日。なお前月分は54円でした。
ユニバーサルサービス料他 (日割)	3	合算	
消費税相当額	271		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(271)		合算表示の料金を合計した2,717円に10%を乗じて算出しています。
(合計)	2,988		
(総合計)	5,954		2ヶ月分のご利用額を合計した金額となります。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 8月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目									
4	8/26  ジャストリンク(コピーチャージ料)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1074 387 1284 477">共通案分率</td><td data-bbox="1284 387 1396 477">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1074 477 1284 517">それ以外の案分</td><td data-bbox="1284 477 1396 517">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1074 517 1396 1025">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1074 667 1114 757">案分率</td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		案分率	
共通案分率	50% 25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
案分率										
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( 8 - 1 に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>										



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 8月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <b>事務費</b> ・人件費		
5	8/26  会派プロバイダー料	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( 8 - / に添付)		
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		



請求書 (西日本ご利用分)

650-0011  
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

郵便区内特別

兵庫県庁3号館 3階  
兵庫県議会 日本維新の会 様



021082101044865117

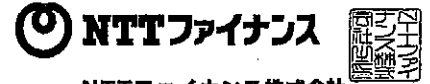


10078

Webでのお問い合わせ先



<http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/tw/?page=1>



NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-7C

発行年月日 2021年 8月19日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-3335550 (無料)  
【速付先】  
〒536 大阪市城東区森之宮1-6  
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F  
社用コード M20021111006 10078 10010 00 J  
81 000000 1.0 21080301J

8/26

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。( 1 / 2ペー

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5920-8412 [REDACTED]	2021年 8月ご請求分	5,940円	2021年 8月31日(火)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT西日本分ご請求額	4,730円
NTTファイナンス分ご請求額	1,210円
(合計)	5,940円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。  
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

\*\*\* NTT西日本からのお知らせ \*\*\*

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[<http://flets-w.com/wari/>]でご確認ください。  
\*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。  
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5920-8412	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 8月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

**ご請求内訳** (お客様番号 XXXXXXXXXX)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5920-8412			
◇NTT西日本ご利用分			
4,730	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 7月 1日～ 7月31日	合 算
	-1,100	光はじめ割 2021年08月～2021年10月以	合 算
	430	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分(小計)			
4,730	4,730	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分			
1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号:N194337650	非対象
		NTTコミュニケーションズご利用分。	
◇合計			
5,940	5,940	合計	
		<NTTファイナンスからのお知らせ>	
		○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2021年7月利用料分から2022年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。  
[https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/qa/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 8月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目									
6	8/27  アスクル(政務調査会用 お茶・紙コップ)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1078 387 1283 472">共通案分率</td><td data-bbox="1283 387 1390 472">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1078 472 1283 515"></td><td data-bbox="1283 472 1390 515">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1078 515 1283 557">それ以外の案分</td><td data-bbox="1283 515 1390 557">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1078 557 1390 1021">案分の説明</td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( 8 - 1 に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>										

# アスクルご請求書

2021年07月31日締切分

650-0011 郵便区内特別  
 兵庫県神戸市中央区  
 下山手通5-10-1  
 兵庫県庁3号館3階



お問い合わせ番号 58112988

維新の会 兵庫県議会議員団

様

B1 134442# 00001/00001 58112988 U AB



00206351 C11-U1

アスクル担当販売店

株式会社明光堂  
 アスクル事業部  
 兵庫県神戸市兵庫区  
 蒙本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-576-6288

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 078-362-3830

FAX: 078-362-3924

お買い上げいただきましてありがとうございます。  
 記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額 **7,771円**

うち消費税等 ( 582円)

お支払い日 ▶ 2021年 08月 27日

お支払い方法 ▶ 自動引落

お引落	金融機関	
	支店	
	口座	

イソノカヒヨコケンキカイイン

対象期間	2021/07/01 ~ 2021/07/31
当月お買い上げ金額	7,771円
当月返品金額	0円
当月値引金額	0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

上記ご指定の口座よりお引落しさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グリーン
07/14 42940944					
X72-9904 香り豊かなお茶 緑茶 500ml ラベルレス 1セット(48)	1	3,576	3,576		軽 8.0 *
X72-9905 香り豊かなお茶 緑茶 265ml ラベルレス 1セット(60)	1	3,758	3,758		軽 8.0 *
		*小計*	7,334	維新の会様ご発注分	
07/14 42941022					
282-2388 紙コップ ホワイト 205ml (7オンス) 1袋(100個入)	1	437	437		10.0
		*小計*	437	維新の会様ご発注分	

税率の前に「軽」を表示している明細は、軽減税率対象です。

裏面もご覧ください。➡

(添付様式2)

### 領収書等添付様式【共通】

(令和3年9月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・ <del>広報活動費</del> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
	9/1  「令和4年度当初予算編成に対する重要政策提言」印刷代	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( ー ) に添付)		
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

# 領収書

2021年09月01日

増山誠 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。  
下記の金額正に領収いたしました。  
何卒よろしくお願ひ申し上げます。

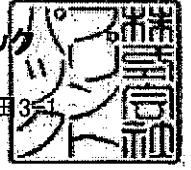
株式会社プリントパック

〒617-0003

京都府向日市森本町野田3-1

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-6890



お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 54,550円 (税込)

納品期日 3営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PA027180877	品名：重要政策提言 A4 / 両面スミ1色 / 上質紙90 / 28P / 200部 / 加工1：中綴じ製本 加工2：	1	54,550	54,550
合 計				54,550

## 特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、

印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。

※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

振込・振替明細帳票

[状態] 完了

印刷日時 2021/10/ 5 9:36

受付番号	1005-001
振込振替区分	即時振込(ｼﾝﾌﾟﾙ)
出金口座	
振込依頼人名(ｶ)	ｲﾝｼﾞｶｲﾅｺﾞｺ ｹﾝｷ ｶｲｷ ｲﾝﾀﾝ
振込指定日	10月 5日
入金口座	
支払金額	54,550円
振込金額	54,550円
手数料負担	当方
振込手数料	0円
先方手数料	0円
実額手数料	0円
手数料のお支払方法	振込の都度
振込メモ	
作成者	岸口 みのる
承認者	[承認済] 岸口 みのる

\*\*\*プリント終了\*\*\*

(添付様式7)

## 活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名

—

活動名	「令和4年度当初予算編成に対する重要政策提言」の作成			
活動概要	発行日:令和3年09月01日 (要望日:令和3年9月15日) 発行部数:200部 対象者:県知事及び各部局 配布方法:配布(手配り) 内容:令和4年度当初予算編成に対する重要政策提言			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	製本	54,550	9-1	
	合計	54,550		
備考	添付書類:領収書、令和4年度当初予算編成に対する重要政策提言			

\*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

\*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果、⑧広報紙発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。



令和3年9月

令和4年度当初予算編成に対する  
重要政策提言

維新の会兵庫県議会議員団

令和3年9月15日

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

維新の会兵庫県議会議員団

幹 事 長 徳安 淳子  
政務調査会長 増山 誠

## 令和4年度当初予算編成に対する重要政策提言

昨年より新型コロナウイルス感染症が全世界を覆い、世界的なパンデミックにより社会生活に大打撃を与えました。世界各国では都市のロックダウン、日本では緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの影響により社会は大きなダメージを受けました。

国内経済においては、飲食業や宿泊業、旅行業、旅客運送業など特定の業種において売上の減少など厳しい状況が続いています。しかしながら、経済全体として見ると、主に製造業において海外の景気回復に牽引された業績の回復や株高による法人の利益かさ上げ効果などにより、2020年の法人税収は国の想定より3.2兆円増の11.2兆円、税収全体としては過去最高の60.8兆円を記録しました。一方、県としては来年度の税収見込みは大幅な減少が予想され、引き続き中小企業や甚大な影響を受けた業種への支援や景気動向への注視が必要な状況と言えます。

県政においては20年ぶりの新たな知事として、齋藤知事が誕生されました。我々日本維新の会は、県民に寄り添う姿勢、しがらみのない行財政改革など多くの点で理念を共有している齋藤知事に大きな期待を寄せている所であります。

2025年には大阪・関西万博が開催され、いよいよ今度は我々の出番となります。政治行政の面においてこれまで兵庫・大阪の連携が十分とは言えない状況でしたが、今回大阪府で行政経験を積まれた齋藤知事が就任され、任期中には大阪・関西万博の開催という兵庫県と大阪府が連携した発展の好機が訪れます。この機を捉え一気に兵庫、大阪、そして関西が一丸となって成長を遂げてほしいという県民の期待が膨らんでいます。

維新の会兵庫県議会議員団が重要な政策として位置付けた項目に関し政策提言を致します。令和4年度当初予算編成にあたり、維新の会の重要政策提言として以下にまとめましたのでご高覧いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

## 維新の会兵庫県議会議員団

幹事長

総務常任委員会委員 徳安 淳子 (尼崎市選出)

政務調査会長

農政環境常任委員会副委員長 増山 誠 (西宮市選出)

政務調査副会長

建設常任委員会委員 齊藤 真大 (川西市・川辺郡選出)

文教常任委員会委員

岸口 みのる (明石市選出)

健康福祉常任委員会委員

和田 有一朗 (神戸市垂水区選出)

産業労働常任委員会委員長

高橋 みつひろ (神戸市西区選出)

警察常任委員会委員

掘井 健智 (加古川市選出)

警察常任委員会委員

門 隆志 (宝塚市選出)

## 1. 行財政構造改革の推進

5期20年に渡って県政を率いた井戸前知事は阪神・淡路大震災からの本県の復興に多大なる貢献をされ、強いリーダーシップによって本県のみならず関西広域連合の設立など地域の発展に寄与された。

その長期に渡る県政運営によって安定がもたらされたが、一方で不要な事業がしがらみによって廃止できなかつたり、前例踏襲型で無駄な支出が放置されてしまっているという負の側面も顕著になってきている。

さらにこの度の新型コロナウイルス感染症対策において、国の補正予算等を活用し、総額1兆1500億円を超える補正予算を令和元年度から3年度にかけて編成したがコロナ禍による消費の低迷や企業業績の悪化から、令和2年度から県税収入が大きく減少しており、財政フレームの見直しを行った結果、令和4年度から令和9年度にかけて総額330億円の収支不足額が見込まれ、歳入歳出へのより一層踏み込んだ改革が必要である。

また、日本は人口減少社会に突入し、生産年齢人口も減少するなか限りある資源、税収を効率的に配分し、イノベーションを生み出せる社会、人口減少下にあっても成長しつづけることのできる社会経済構造への転換が急務となっている。

その為にも、旧態依然とした行政機構を刷新し、新しい時代に対応できる行政組織への変革が必要である。

### (1) 身を切る改革の実行

齋藤知事は就任直後に、自身の退職金の5割、報酬の3割をそれぞれ削減すると表明した。同様に各予算の精査を厳しく行い、削減や人員の再配置など、県民の経済状況に寄り添う、痛みを共に共有する改革を実行すること。

### (2) 県債残高の縮減

税収が伸びない中で、支出を抑える努力が必要であり、一層の無駄を省き少しでも県債を減らすための県庁全体の意識を高めること。県債残高の一層の縮減に努めること。

### (3) 不要な事業の廃止と新たな分野への重点投資

これまで事業の見直し、廃止を進めて来ているが、同時に新規事業も実施しており、この度の新規事業も含めて再検証を行い、不要不急な事業をさらに選別すること。特に公用車への過剰な支出、利用実績の少ない各種補助金などを見直すこと。また、生み出した財源については、本県の人口増や産業振興に寄

与する政策へと展開し、それをもって税収や県民サービスの拡充を図る好循環の呼び水となるような投資政策を実行すること。

(4) 外郭団体の整理、統合、廃止の検討

現在26団体ある県の外郭団体について、ゼロベースで整理、統合、廃止を含めた検討を行うこと。特に県営住宅の管理において市町営住宅との二重行政の懸念が指摘されている兵庫県住宅供給公社について、この7月に「ひょうご県営住宅整備・管理計画」を策定したところではあるが、計画の見直し等も含め行財政構造改革の趣旨を踏まえた検討を行うこと。

(5) 外部人材の登用

経済活性化、人口増、企業誘致などそれぞれの課題を解決するための行政改革特命チームの編成や有識者の登用を行い、外部人材との意見交換を通じたこれまでにない行財政運営手法を積極的に取り入れること。

(6) 兵庫県と神戸市の二重行政の整理

本県と神戸市との二重行政とならないよう協議を十分に行い、特に三宮地域の再整備への協力に関しても、本県の財政状況を鑑みて熟慮を重ねること。

(7) 県庁舎等の再整備計画の再検討

新型コロナウイルス感染症の収束が不透明の状況下で、今後の財政難がすでに予測されている。県庁舎の再整備に関する基本構想が令和元年6月に策定されているが、当時の判断基準と現在は大きく異なっていることから、サテライトオフィスの充実、在宅ワークの推進などの影響を考慮し、本庁舎の規模縮小による予算の削減等の再検討を行うこと。

(8) 阪神南県民センターと阪神北県民局統合に向けた庁舎整備時期の見直し

県庁舎再整備と同様に、伊丹庁舎敷地における統合後の阪神県民局の施設整備についても、緊急性の有無等十分に勘案して時期の見直しをはかること。

(9) フェニックス共済事業の検証

昨年度創設15周年を迎えたフェニックス共済事業について、加入率は令和3年6月末現在で9.6%と、毎年普及啓発や加入促進活動を行っているものの、低調である。認知度が低い等原因を探っているが、15年間PRを行っているにもかかわらず、県民に浸透していない本事業が今後本当に必要とされるのかしっかりと検証すること。

(10) ひょうご出会い支援事業の縮小

開設当初と比較して、出会いサポートセンターは倍以上に増設されているが、近年成婚組数は減少傾向にある。スマホ婚活システム等活用することで、県内10か所も設置されている同センターを集約し効率的に運用が可能かと思われ、経費節減を図るためにも、縮小の検討を早急に行うこと。

(11) 働き方改革の再検証

超過勤務時間が年間360時間超の職員数が平成29年度498人と500名近くにのぼり、令和2年度は50%以下の目標設定としていたが、結果413人という17%の減少にとどまった。実態に沿った目標の設定も必要だが、根本的な働き方の再検証を行うこと。

(12) こうのとり但馬空港の存廃を含めた包括的な見直し

但馬地域の発展に欠かせない交通網の柱として設置されたこうのとり但馬空港であるが、開港から25年が経過し但馬地域を取り巻く状況は変化した。北近畿豊岡自動車道が延伸し道路網の整備が進んでいること、人口減少により潜在的な航空旅客需要が減退していることなどにより空港経営は厳しい状況にある。また、地域住民に対し運賃の補助や各自治体からの空港運営補助金や支援によってかろうじて存続している状況である。いつまでも赤字路線を抱えるほど予算に余裕はなく、今後航空法改正に伴う滑走路の延長など多額の追加投資が必要になることから、存在に意義があるのか明確に議論を始める必要がある。目標達成の期限を設けるなど、未達成の場合の方向性を見極める検討会を早急に設けること。

(13) 海外駐在事務所の廃止

海外駐在事務所は県内企業が海外への事業進出を行う際に窓口となるなど一定の役割を果たしている部分もあるが、各国の民間団体や県人会などに委託することで代替できる部分も多い。県独自に予算を割いて海外事務所を設置し人員を配置することは必要性に乏しいことから、駐在事務所が現地で持つネットワークなどソフト部分を県人会や在外公館等に引き継ぐなどこれまで培った財産を散逸しないような取組を進めた上で海外駐在事務所を廃止すること。

(14) 国際交流を名目とした議員同道の海外出張の廃止

友好周年記念事業に議員が知事と同行し、海外出張が公費で行われてきたが、本来国際交流は国が担うべき事柄であり、実際の海外視察や国際交流は県費で観光をしていると疑われるような内容のものも散見されることから、国際交流を名目とした議員同道の海外出張は廃止し、同行希望の議員は自費で参加する

こと。

(15) 各出先機関同士の情報共有を図ること

県の各出先機関において未収金の発生、車両の物損事故、過失による備品の汚損、工事代金に係る保証金の徴収漏れなど、全体で事例を共有すれば回避できる事故が発生している為、出先機関同士の事故事例共有などの仕組みづくりを行うこと。

(16) 全ての事業について計画のロードマップの作成

目的や時代に合わない事業の廃止、見直しにあたり、これまでの実績を精査し効果の上がっている部分については民間組織を活用してノウハウなどが失われないよう、工夫しながら実施すること。

(17) 朝鮮学校への補助金支出の妥当性の検証

朝鮮学校は朝鮮総連が教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしており、補助金の支出に関して公益性、教育振興上の効果などに関する十分な検討と補助金の趣旨・目的に沿った適切かつ透明性のある執行の確保が求められている。

本県においても朝鮮学校の教育内容が教育基本法に違反していないか、特定の政治団体が主催する行事に学校の教育活動として参加していないか、北朝鮮指導者の肖像画を掲示していかなかなど、必要な調査が完了することを補助金支出の条件とするなど妥当性の検討を行うこと。

## 2. コロナ禍とポストコロナ時代における医療体制の構築

現在、県内高齢者におけるワクチンの1回目接種率が7割に達するとともに2回目の接種も進んでおり、新型コロナウイルス感染症は新たなステージに入りつつあるといえる。

特に医療体制の整備に関しては、これまで重症化率が高かった60才以上の高齢感染者の数がワクチン接種により全体の約8%と急減した。全国的に感染者が増加しているにもかかわらず、新規死亡者数、重症者数、病床使用率ともにほぼ横ばいに推移しており、ワクチン接種の効果が現れ始めている。

このような現状に基づき、医療体制の整備について方針を再構築していく必要がある。

政府の見込みでは10月10日までに全員分のワクチンが各自治体に配布されるとなっている。希望者全員へのワクチン接種が順次行われることにより、我々の社会はいよいよポストコロナ社会へと移行していくことになる。

今回発生した新型コロナウイルス感染症の経験を活かし、今後起こりうる新たなパンデミックに備えられるよう、平時から医療提供体制を整備する必要がある。

### (1) 医療体制の維持・増強

社会経済活動への規制や時短営業要請など私権制限を実施する主要な基準となっているのは、「医療提供体制への負荷」と「陽性者数」である。

ワクチン接種によって高齢感染者が減少し、陽性者数の増加が医療提供体制への負荷へつながらない状況ではあるが、医療逼迫率の分母となっている現在の病床数を維持または増強することによって医療逼迫率を下げ、社会経済活動への規制を出来るだけ早急に解除するよう努力することが必要である。

### (2) 感染症対策の検証

今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大においては初動体制、給付金など補償事務、そして特に医療提供体制の構築に課題があった。感染が収束した際には速やかに今回の対応について検証を実施する必要がある。なかでも重症病床の不足は顕著であり、これにより社会経済活動の抑制を行わざるを得ない状況となった。医療従事者の確保にどのような課題があったのかを検証する必要がある。

また、マスコミの過熱した報道により形成された民意によって政治的判断に影響が出たと思われる事例もあり、その及ぼす影響についても検証が必要である。



(3) ワクチン接種体制の整備

10月までに各自治体に配分予定の新型コロナワクチンができるだけ早急に打ち終わるようワクチン配分の適正化を進めること。

(4) 新たな感染症の流行に備えた院内感染防止の強化策の策定

新たな感染症が発生した場合に、今回の新型コロナウイルス感染症において、院内感染が頻発した反省を踏まえ発熱外来の設置数を増やしたり、病院内の動線を体系化すること。また入院患者すべてに入院前PCR検査を標準化し、医療従事者の感染防止のため医療用マスクや防護服の備蓄も十分に行うこと。

(5) 妊産婦の診療に関する体制整備

現在、妊婦のコロナ患者受入れは県立尼崎総合医療センター、神戸市立中央市民病院、加古川市民病院、姫路赤十字病院しかなく、新型コロナウイルス感染症に感染している妊産婦に対し適時適切な治療が行えるよう、公立病院での受入れ体制を整備すること。また私立病院の産科を有する病院でコロナ患者を受け入れている病院においても受入れを要請すること。

(5) 高齢者施設や福祉施設でのクラスター発生防止への平時の指導強化

感染症が流行した場合、重症化しやすい高齢者施設や福祉施設でのクラスター対策を強化するとともに、職員や出入り業者の検査を励行させること。マスクや消毒剤の日頃からの備蓄を励行させること。

(6) 緊急時医療体制の構築

新たなパンデミックの脅威にさらされた場合、今回の医療提供体制の逼迫の原因である医療従事者の不足が起きないように、即応予備自衛官制度の医療版のような仕組みを整備すること。平時から専門外の医師に対し、感染症に対応できる技術の習得のための研修を行い、新たな感染症の蔓延時には招集した医療従事者で緊急時の医療体制を構築できるよう制度を創る。

(7) 新たなパンデミックに備えたハードウェアの整備

将来起こりうる感染症の蔓延時に、即時に医療を提供できるよう仮設病棟などのハードウェアを平時から準備、もしくは関係各企業と資材提供契約を結ぶなどの体制整備を実施すること。

(8) 検査体制の構築

新たな感染症への備えとして、次に感染拡大が確認された際、迅速に検査体制を立ち上げられるように計画の策定を行うこと。

(9) ワクチン開発への支援

今回の新型コロナウイルス感染症で露呈した国内ワクチン開発体制の脆弱性を放置することは、国民の安全安心のみならず安全保障の観点からも問題である。国と連携して、国内ワクチン開発拠点の整備を進めるとともに富岳など県内リソースを活用した誘致や支援を行うこと。

(10) ワクチン接種証明書（ワクチンパスポート）と陰性証明書の協議

ワクチン接種証明書（ワクチンパスポート）について、社会経済活動等に寄与することなど効果について県民の理解が得られるよう周知すること。一方で接種できない方、意思のない方へはPCR検査陰性証明書の発行など配慮もしながら、証明書の活用への議論を進めること。

(11) ワクチン接種の選択に対する偏見、差別行為防止の取組

ワクチン接種の選択は個人の意思が尊重されている。専門家の意見ではコロナに対する集団免疫を得るためには国民の約7割が接種する必要がある、重症化を防ぐことが重要と言われているが、非接種者に対して差別行為等が行われないよう、啓発活動も行うこと。

(12) 未成年のワクチン接種に関する正確な情報発信

未成年がワクチン接種を行うかどうかの判断が正確に行えるよう既往歴も含めたこれまでの重症化率や死亡者等、副反応等の徹底した情報開示、情報発信を行うよう国に求めること。国からの開示等に応じて、本県も内容を発信すること。

(13) コロナ禍における医療従事者へのメンタルヘルスチェックとケア機能強化

コロナ対応に従事している病院のみならず、コロナ禍において医療機関に勤務するスタッフ同士がリフレッシュできる機会が減少しており、医師、看護師、病院職員のメンタルヘルスチェック・メンタルケア機能の強化を図ること。

(14) 県民からもわかりやすい事業評価の在り方を検討すること

県立こども病院、県立がんセンターなど専門性の高い病院における事業評価について、赤字か黒字かなど収支の状態ではなく、他の医療機関で受け入れ困難であった患者を受け入れた人数など地域医療への貢献度や県民保健の最後の砦としてどの程度機能しているか、県民に伝わる評価基準を検討すること。

### 3. 社会基盤整備の推進

全国では毎年のように大規模災害による被害が発生し、そのたびに困難な復旧・復興を繰り返す実態を踏まえ、今後も防災・減災、国土強靱化に取り組む必要がある。特に昨今の異常気象による水害は全国各地で発生しており、本県においても各河川ごとに河川整備基本方針・河川整備計画を策定し対策を取っている所であるが、早急な着手・実行が必要である。

土砂災害も頻発化しており、なかでも山林開発に伴う盛り土や太陽光発電設備の設置に関連した災害の懸念も高まっている。安心安全な県民生活を維持するためにも早急な調査と対策が必要となっている。

南海トラフ地震や日本海津波、高潮などに備えるため防潮堤防の強化も喫緊の課題として重点的な取組を進めなければならない。

また、道路インフラ整備は波及効果が高く、経済活動や災害の緊急道路としても非常に重要な役割を担うため、整備の推進への取組が必要である。波及効果が高く、長期的視点に立った計画の遂行が求められるものである。

#### (1) 防災減災対策

##### (A) 土砂災害特別警戒区域の緊急点検の早期実施

先ごろ静岡県熱海市で発生した土石流による災害では、開発によると思われる盛り土との関連性が指摘されており、本県においても土砂災害特別警戒区域（レッド区域）の緊急点検を行うこととされた。土砂災害警戒区域（イエロー区域）のうち開発許可を受けた盛り土を伴う造成地についても点検を行うこととなっているが、対象が数千件と多数にのぼることから点検作業が2022年7月頃までかかる見通しとされており、できるだけ早期に実施すること。

##### (B) 河川治水事業の促進

昨今、気候変動の影響が顕在化し、全国各地で河川整備の目標を上回る降雨により甚大な洪水被害が発生しており、早急な治水対策が必要である。

貯留管の設置や堤防の機能強化、河川の浚渫など河川の洪水対策を速やかに実施すること。

##### (C) 大規模災害が発生した際の行方不明者等の氏名公表

大規模自然災害等により、警察・消防・自衛隊に救助を要請し、一刻も早く人命を救助するためには、公益性のある正確な情報を得ることが重要

である。県内の関係市町と連携し、行方不明者等の氏名を迅速に公表することで、効率的で円滑な救助活動が図れるよう、県としての対応方針を策定すること。

## (2) インフラ整備の推進

### (A) 大阪湾岸道路西伸部

現在建設が進む大阪湾岸道路西伸部は、慢性的な渋滞が続く阪神高速3号神戸線の渋滞緩和や阪神港の機能強化、災害時の代替機能確保などに貢献する重要な道路である。開通に向け着実に計画が進むよう取り組むこと。

### (B) 名神湾岸連絡線の早期開通

阪神高速3号神戸線と国道43号に集中している交通を阪神高速5号湾岸線に分散させ、周辺地域の交通渋滞の解消や交通安全、沿道環境の改善、物流ネットワークの形成が期待されることから、早急な開通に向け取り組むこと。

### (C) 神戸西バイパスの取組強化

着工から約30年が経つものの今も未整備区間が残る「神戸西バイパス」について、播磨臨海地域道路にあわせ、神戸西バイパスも渋滞緩和に大きく資することから、一刻も早く用地買収を完了し、工期完成を目指して取組強化すること。

### (D) 播磨臨海地域道路実現へのバックアップ

神戸市西区と兵庫県太子町間の約50キロを結ぶ「播磨臨海地域道路」の開通によって、本県西部地区から神戸市への長年の渋滞が緩和され、物流がスムーズになりその経済効果は計り知れない。本県としても、播磨臨海地域道路実現に向け、取り組むこと。

### (E) 再生可能エネルギーの普及

政府は世界各国と協調して温暖化に取り組むことを宣言し、2050年までのカーボンニュートラルの実現にむけ令和3年3月2日「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定された。エネルギー安全保障の観点も踏まえ、県においては可能な限り再生可能エネルギーの普及に努めること。特に水素は今後の代替エネルギーとして期待されており、水素ステーションの設置、再生可能エネルギーから水素を生成する技術への支援策などにも努めること。

(F) 播磨科学公園都市の今後の方向性

開発開始から35年以上が経過しているが、人口増がこれ以上難しいであろうと推察できる状況下で、今後どのように発展させていくのか方向転換も迫られている時期かと考える。住民との意見交換を行いながら、新しい事業展開の可能性を探ること。

(G) フェニックス事業用地の活用

尼崎の南東部に位置するフェニックス事業用地については、大阪・関西万博開催に際しパークライドとしての活用を行う予定であるが、万博協議会との連携を密に図り必ず誘致して海洋交通も含めた事業展開につながるよう進めること。また万博終了後も有益な活用の可能性を探ること。

## 4. 教育の充実

我々の社会は大きな転換点を迎えており、全ての子供たちが持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生きていくために必要な資質・能力を身に付けていけるよう、子供たちの多様化に正面から向き合うことが一層重要となる。このため、特別な支援が必要な児童生徒の早期発見や自立支援、外国人児童生徒等への対応、いじめ・虐待など困難を抱えた子供たちの早期発見・早期支援も含め、誰一人取り残されることなく、全ての子供たちの力を最大限に引き出すため、それぞれの置かれている状況に応じて最適な学びが可能となるような環境の実現を目指す必要がある。

一方で、社会のグローバル化、ボーダレス化が進む現代において、産業競争力を維持するための教育もまた重要となっている。ICTへの理解や基礎力の習得、外国語を使えるようにする学習などが求められている。

### (1) いじめ防止条例に基づいた県要綱の整備

各府県の教育委員会はいじめ防止に取り組むよう求める法律が制定され、他の都道府県においてはいじめ防止条例の制定が進んでいる。本県においては兵庫県いじめ防止基本方針の制定にとどまっている。本県においても県内において深刻ないじめによる被害が生じたこともあり、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進し、児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくることに寄与する「いじめ防止条例」を制定する必要がある。

### (2) 学校教育の無償化の推進

学校への経常費補助の支援を見直し、保護者負担軽減のため実質学校へ支払う学費等の援助に切り替えること。また、県内在住者に対し兵庫県立大学の学費を無償化することで高等教育までの一貫した無償化への先駆けとすること。

### (3) 兵庫県公立高校入試制度の見直し

兵庫県における公立高校入試制度は複数志願制を取っているが、その弊害として複雑な得点計算、全校で統一された入試問題と採点基準による問題形式の硬直化を招いている。また公立高校入試の前期日程（推薦・特色選抜）は本来の趣旨とかけ離れ、本来であれば共存共栄すべき県内私立高校の経営を圧迫していることから、入試制度について抜本的な見直しを行うこと。

#### (4) ギガスクール構想の推進

デジタル時代に相応しい質の高い学校教育を実現するには、児童生徒の1人1台端末を授業や家庭でフル活用し、デジタル教科書の普及や外部デジタル人材の活用を図るなど、ギガスクール構想と連動した教育のハード・ソフト・マンパワーの改革が必要である。特に教員の質の向上と全県における水準の底上げは急務であり、教員の指導能力の向上に資する研修ノウハウの蓄積が必要である。また、児童生徒の能力や特性を最大限に引き出す取組を行うとともに、その実現に向けたロードマップを作成すること。

#### (5) 子供の貧困対策の強化

子供の貧困が社会問題化している今、大阪府において設置されている「子ども輝く未来基金」は経済的に困窮する家庭の子供に対し、直接学習教材や書籍、スポーツ・音楽・美術用品、自転車などを提供することで子供の学習機会や生活体験の創出を通じて子供たちに輝く未来を提供するものである。本県においても生活保護世帯の大学進学率が43.0%と県全体の79.7%から大きく下回るなど貧困の連鎖が発生している。子供たちの学習機会、生活体験の機会均等を図るためにも兵庫版「子ども輝く未来基金」の設置を行うこと。

#### (6) 県立高校の在り方と公設民営学校の創設の協議

児童数の減少に伴い、都市部においても募集定員や学級数を減らさざるを得ない学校がでてきているなか、よりよい学習環境を維持するためにも県立高校の統合など積極的に進めていく必要がある。また、ICT環境の整備や社会情勢の変化に対応するため、学校教育の抜本的な改革が必要である。例えば様々な民間のアイデアによって革新的な取組を生み出し、教育に新たな価値観を創造するなど学校教育のパラダイムシフトを図る必要がある。そのための手法として国内外の学校法人や企業等と協力した「公設民営学校」の創設について協議・検討をすること。

#### (7) 学校給食の地産地消の実施

学校給食において、県産食材を有効活用することで、県内生徒が親しみと美味しさを実感し、郷土への愛着にもつながるよう指導すること。

#### (8) 教職員のわいせつ行為防止の徹底

県立学校及び県費負担の教職員が児童生徒へわいせつ行為を犯した場合は、厳しく処分を下すこと。また教職員採用試験において、わいせつ行為による処分歴の有無を提出書類に明記させるだけでなく、過去に勤務していた自治体への問い合わせや、今年度成立した「わいせつ教員対策法」に基づいて国が整

備する予定のデータベースの参照を必ず実施するよう定め、採用段階でわいせつ行為の処分歴がある者の把握に努めること。

(9) 学校活動における写真撮影に関するガイドライン策定

子供の画像が性的目的で悪用される被害を防ぐことは重要であり、学校活動における水着姿や体操服姿の画像が悪用されないよう、早急に対策することが必要と考える。県として学校現場における写真撮影やSNS活用に関するガイドラインを策定すること。



## 5. 経済対策

コロナ禍において疲弊した経済を立て直すため、企業への支援強化、雇用情勢の改善、失業者への支援等がさらに必要であるが、一方で飲食店への給付は行われているものの関連事業者への支援は不十分とも言われ、いまだ収束のめどが立たないコロナ禍での状況においては立て直し前の現状維持、倒産や廃業回避の支援が続いている。また観光産業においても、不要不急の外出自粛の中では利用者も期待できず、今後も受ける打撃は図りしれない。各自治体との連携からそれぞれの企業、観光地に対してネット等を活用した販売ルートなど各事業者の経営存続に向けた環境整備にさらに支援を行うべきである。

ポストコロナ時代を見据えたとき、本県として、重要なことは交流人口を増やし、地域の潤いとなる経済対策を打っていくことである。そのために必要な大阪を主とした関西地域の連携策として、関西全体の観光客が増加する施策、神戸空港の規制緩和や観光ルートにおける大阪府との多角的な協議を進める必要がある。ポストコロナ社会における国内外観光客の受け皿となり得なければならない。ポストコロナ社会への準備を早急に行い、次なる時代に向け、本県の企業が挑戦できるような環境づくりが求められる。

### (1) コロナ禍でダメージを受けた県内企業に対する支援

ポストコロナを見据えた戦略が必要である。既存のコロナ関連融資の返済開始の据置期間を延長することや返済期間を延長することで、毎月の返済負担を抑えることやその債務を長期劣後ローン（資本性ローン）への切り替えが選択できることが必要であり、切り替えた際の長期劣後ローンの買取機構を創設する等の抜本的な融資支援策の構築を国に求めること。

### (2) コロナ禍で影響が出た業種に支援が公平に行き渡る仕組みづくり

コロナ禍において多くの業種に売上減少などの影響がでており、現在飲食店や飲食店と取引のある事業者、著しく売上の減少した事業者に対し協力金などの名目で支援を行っている。しかし、飲食店への協力金が他の業種向け支援金と比較して手厚いなどの不公平感が出ている。今後の支援策においては、一部支援金を申請と同時にスピーディに支給し、事後的に企業への影響の度合をしっかりと確認した上で支給額を決定するような形で、スピード感を出しつつ広く公平に行き渡る仕組み作りを構築すること。

(3) 失業者対策

新型コロナウイルス蔓延により、失業者が増加している。県民生活の安定を図るため、失業者の増加を回避し、正規雇用の拡大に向けた積極的な支援、若年者・高齢者・障害者等の雇用の促進に取り組むこと。また、民間の活力を積極的に利用し、失業者が早急に次の職に就けるよう努めること。

(4) 観光振興

ポストコロナ社会に向け、観光が伸びると考えられている。神戸空港の規制緩和を積極的に推進し、インバウンド客、国内客誘客に向け、観光の受け皿となるような施策を実施すること。また、兵庫県内だけでなく他府県とも観光政策で積極的に連携し、交流人口増加に努めること。

(5) 働き方改革

在宅勤務やテレワークが推奨されるような社会的風潮が生まれているが、この機にデジタル時代に多様な人材が創造力を発揮しながら活躍できるよう、テレワークを定着させるとともに、裁量労働制やフレックスタイム制などの拡充・普及、社員の能力や仕事に着目した賃金制度など、働き手のエンゲージメント向上に資する働き方改革へと深化を図ること。また人材育成を産学連携で推進すること。

(6) スタートアップの発展の土壌作り

スタートアップが飛躍的に成長をすることが出来るよう、国内外のベンチャーキャピタルや株式上場経験のある財務責任者と結びつき支援を受けることが出来る環境を整備し、多様なユニコーン企業が生まれる土壌を創出すること。

(7) 「大阪・関西万博」の開催に向けた積極的な連携

「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに掲げる「2025年日本国際博覧会」の開催は、ポストコロナの象徴イベントとして世界へ発信できるよう、国や都道府県、県内市町、経済界をはじめ、オールジャパン体制で着実に準備を進めること。

(8) 物流の停滞回避への支援

物流・産業拠点となる阪神港（神戸港・西宮港・尼崎港）と姫路港の機能強化を図ること。阪神・淡路大震災を機に一時低迷していた神戸港も持ち直しコンテナターミナル港として機能強化が図られている。今般の新型コロナウイルス感染拡大を受けて、物流の需要が大幅に増えている。よってコンテナ貨物取扱量の増加に向け機能強化を図ること。

(9) 中小企業支援事業を関西広域で連携の推進

現在、各都道府県において行われている中小企業の支援に係る商品開発、基礎研究について関西の都道府県と一体となって共同で行う取組が進められているが、より一層連携して実施できるよう設備の統合や共同購入などに取り組むこと。

## 6. 農林水産業振興

人口減少社会や高齢化社会により、兵庫県における農林水産業の情勢は大きく変化している。それに加え、新型コロナウイルスの蔓延により、インバウンド消費の激減、外食産業の需要の落ち込みにより、生産者は苦境に立たされている。まずは生産者が新型コロナウイルス蔓延により、ダメージを受けた部分への資金繰り面への不安を解消し、安定して食の供給ができるよう努めなければならない。その上で、新たな販売チャネルの構築や、ポストコロナ社会におけるインバウンド需要拡大に向け、先手先手で取り組む必要がある。

また日本全体における農林水産業への担い手不足問題があるが、昨今、就農に対し関心が高まる動きが見られる。スマート農業の普及や、まだまだ高いと言われる就農へのハードルを下げる施策を打っていかなければならない。

そして、世界的にも関心が高まっている「食」への安全も忘れてはならない。県民に対し、安心・安全な食品基準で「食」を供給できるよう常に基準を精査し、積極的に取り組むことが肝要である。

### (1) スマート農業の推進

スマート農業の社会実装を加速するため、先端技術の現場への導入・実証や、地域での戦略づくり、科学的データに基づく土づくり、教育の推進等の環境整備の取組を支援すること。

### (2) 担い手の確保

農業就業者が著しく高齢化しており、今後、高齢農業者のリタイアが急速に進むことが見込まれる中で、青年層の新規就農者確保にむけ、一層取り組むこと。また自立経営を目指す就農希望者に対して、農業技術等の習得に必要な研修への支援を積極的に行うこと。

### (3) 主要農産物種子生産条例

兵庫県では、「主要農作物種子生産条例」を制定し、優良種子の安定供給体制を維持している。主要農作物種子の安定生産・供給に向け、引き続き、優良種子の安定化に取り組むこと。

### (4) 新型コロナウイルス感染拡大で失業した人の農林業への転職支援

新型コロナウイルスの影響を受け、失業を余儀なくされた人への農林水産業への転職を支援すること。

(5) 栄養塩管理の取組強化

兵庫県として瀬戸内海における栄養塩濃度管理は適正に行われていると考  
える。栄養塩の減少で漁獲量が低下しないよう、引き続き、適正な栄養塩管理  
を徹底し、「豊かな海」を実現すること。

(6) 有機農業

農薬や化学肥料の削減は農地生態系の多様性の向上につながり、生物多様性  
の保全や地球温暖化防止等に寄与するとの研究・調査結果が公表されている。  
持続可能な生態系を維持し、安全な農作物の安定生産に繋がる有機農業を推進  
すること。

(7) 栽培漁業

近年、世界の食糧確保をめぐる環境は厳しさを増しており、我が国周辺の豊  
かな水産資源を適切に管理し、県民に安定的に水産物を供給していくことの重  
要性が高まっている。栽培漁業は、種苗生産、放流、育成管理等により積極的  
に資源の増加を図る手段であり、栽培漁業の推進は沿岸資源の回復・管理を推  
進するための重要な施策である。漁業の生産性の向上や漁場環境の改善に積極  
的に取り組むとともに、水産資源の維持増大に向けて、栽培漁業の推進を図る  
こと。

(8) 食の安全

食は生命の基本であり、兵庫県は、従来から県民の健康を守るため、食品を  
取扱う事業者への監視指導を中心に、食の安全確保に関する施策を進めてきた。  
食品事故防止に向け情報交換などをいっそう進め、引き続き事業者に対する適  
切な指導を行うこと。

## 7. 犯罪防止対策

近年においては全国的に犯罪認知件数が減少傾向にあるものの、犯罪自体が巧妙化、高度化しており、特に特殊詐欺による被害は甚大なものとなっている。令和2年中の被害は1027件で前年比369件、金額では16億6千万円で前年比5億6千万円と大幅に増加している。

なかでも還付金詐欺は令和元年度から令和2年度にかけ8件から288件と280件の増加で特殊詐欺犯罪認知件数の28%を占めるまで急増していることから、県民の安心・安全な暮らしを守るためにも、撲滅に向けたより一層の対策が必要である。

また、昨年度実施した本部機能強化および警察署再編で県警の犯罪対処能力が強化されたところではあるが、より一層の強化に向け交番の再編による警察能力の強化にも積極的に取り組む必要がある。

### (1) 特殊詐欺犯罪への取組強化

高齢者を狙った特殊詐欺が一向に収まらない。半グレや暴力団の新しい資金源にもなっている。また、コロナ給付金詐欺等を狙った新手の特殊詐欺事件も発生している。これらの特殊詐欺事件の徹底的な取り締まりを強化すること。

### (2) サイバー犯罪への取組強化

国家間やテロ組織からのサイバー攻撃への取組強化を行うこと。また県民が気軽に相談できる雰囲気づくりと、情報提供開示に努めること。特に令和2年9月に設置した本部長直轄の「サイバーセキュリティ・捜査高度化センター」(略称CSISセンター)に、人・モノ・カネを惜しまず投入すること。

### (3) 児童虐待、DV、ストーカー犯罪の防止

児童虐待、DV、ストーカー事案が発展し重大事件になるケースが散見され、このようなケースが重大犯罪に至らないような防止対策を強力に推進すること。

### (4) 暴力団対策の強化

指定暴力団六代目山口組と指定暴力団神戸山口組をめぐる抗争が全国的に発生している。また、特定危険指定暴力団の組長らに対し重い判決が下されるなど緊迫した情勢にあることから、県民の不安は高まっており、取締りを強化すること。

#### (5) 高齢者の交通安全対策

高齢者の交通安全対策は喫緊の課題となっており、高齢運転者に係る交通事故は、全年齢層の死亡事故件数が減少傾向にあるのに対し、75歳以上の運転者による死亡事故件数は横ばい傾向にあり、その占める割合が増加するなど、厳しい状況にある。

また、高齢者が交通事故で亡くなる事例における状態別割合は約半数が歩行中となっており、その対策が必要である。

これまで高齢者に対する交通安全教育等の取組や運転免許証の自主返納制度の周知などの取組を行ってきたところであるが、自動ブレーキなどを搭載した安全運転サポートカーの普及啓発など更なる取組の強化を実施すること。

#### (6) 通学路・通園路や園児の散歩道の安全確保

昨今、通学路・通園路や園児の散歩道においての重大な事故が発生していることを踏まえ、車などのスピードが出やすい場所、保護者や地域住民から改善要望があった場所など、危険な箇所において、ガードレールの設置や歩行者空間の確保等の安全対策を強化できるよう県管理道路については十分な予算化に努め、その他の道路に関しては管理者等と情報共有及び改善に向けた協力を行い、安全な道路環境の整備に取り組むこと。

(添付様式2)

### 領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 9月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <b>事務費</b> ・人件費		
2	9/3  三井トラスト・パナソニックファイナンス(コピー機リース料)	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	<b>100%</b>
		案分の説明	
		案分率	
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( ー ) に添付)		
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		



普通預金 (兼お借入明細)

10

年月日(和暦)	記号	お引出し金額(円)	お預入れ金額(円)	残高(円)
1				
2				
3				
4				
5				
6	3--9--3 振替	*8,976	SMTNナ ②	
7				
8	3--9--8 振込	*180,180	W21 アテコ (カ) ③	
9	3--9--8 振込	*11,000	W21 カ) クロタシステム	
10	3--9--8 振替	*220	振込手数料 ④	
11				
12				
13				
14	3--9-10 振込	*105,600	W21 スタジオサツツツ ⑤	
15	3--9-10 振替	*440	振込手数料	
16				
17				
18	3--9-21 振込	*1,646,155	W21 カ) コウバシツツ ⑥⑦	
19	3--9-24 振替	*5,940	PE NTTファイナ ⑧	
20				
21				
22				
23				
24				



2021年 6月14日作成

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

## 再リース契約手続き完了通知書

平素は格別のお引き立てに預かり厚く御礼申し上げます。  
さて、過日お送りいたしました「再リース契約自動更新のご案内」に基づき、本日、下記内容により再リース契約の手続きを完了  
させて頂きましたので、ご通知申し上げます。  
再リース料につきましては、下記の内容となっておりますのでご確認お願い申し上げます。

ご契約番号	再リース開始日(上段)	再リース料(上段)	代表物件名(上段)
	再リース終了日(下段)	支払方法(下段)	設置場所(下段)
50015977930110	2021年 7月24日	総 額 8,160 円 消費税額等 816 円 計 8,976 円	複合機
	2022年 7月23日 12ヶ月	支払日 2021年09月03日 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号 ※お支払いは口座振替となります。	神戸市中央区下山手通5丁目 10-1

※引落口座番号は7桁表示とし個人情報保護のため、一部\*\*\*表示しています。  
※ご不明な点がございましたら、宛名面にご照会くださいますよう、お願い申し上げます。



# 請求書

発行日 2021/09/03

請求No. 7657224

発行No. 1

**アデコ株式会社**

〒 650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

3号館 維新の会 兵庫県議会議員

団控室

維新の会 兵庫県議会議員団

兵庫県議会議員団

神戸支社  
兵庫県神戸市中央区  
7-1-8 三宮プラザ



TEL 050-2000-7157

御中

9/8

下記のとおりご請求申し上げます。

**合計金額 ￥180,180**

内 訳	数 量	単 価	金 額
期間 2021.08.01 ~ 2021.08.31 時間内	78H 00M	2100	163,800

お客様コード 000528840001

お支払予定日 2021年09月30日

お振込先

口座名義 アデコ株式会社 アデコ(カ)

お支払日が銀行休業日にあたる場合は、休業日の前日までにお支払ください。

課税対象額	163,800
消費税(10%)	16,380
立替金等	
合計金額	180,180

<b>就業先・就業場所</b>			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
<b>就業部署</b>			
兵庫県議会議員団			
<b>事業所</b>			
維新の会 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室			
<b>組織単位</b>			
兵庫県議会議員団			
<b>契約N°</b>	<b>クライアントN°</b>	<b>契約期間</b>	<b>スタッフ</b>
JA22806019009962	-	2021/07/01~2021/09/30	
<b>派遣会社</b>			
アデコ株式会社			

出勤日数(在宅含)	在宅日数	欠勤日数	有休日数	営業交通費計	出張交通費計	日当計	立替金その他計
13日	0日	0日	0日	0円	0円	0円	0円
実働時間	時間内	時間外	法定休日	深夜	深夜時間外	法定休日深夜	
78:00	78:00	00:00	00:00	00:00	00:00	00:00	

月	日	曜	区分	開始	終了	休憩	実働	備考
8	1	日	休日					
8	2	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
8	3	火	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
8	4	水	休日					
8	5	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
8	6	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
8	7	土	休日					
8	8	日	休日					
8	9	月	休日					
8	10	火	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
8	11	水	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
8	12	木	休日					
8	13	金	休日					
8	14	土	休日					
8	15	日	休日					
8	16	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
8	17	火	休日					
8	18	水	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
8	19	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
8	20	金	休日					
8	21	土	休日					
8	22	日	休日					
8	23	月	休日					
8	24	火	休日					
8	25	水	休日					
8	26	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
8	27	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
8	28	土	休日					
8	29	日	休日					
8	30	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
8	31	火	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	

タイムシート(補足情報)  
2021年08月度

承認状況 締日:承認済

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA22806019009962	-	2021/07/01~2021/09/30	
派遣会社			
アデコ株式会社			
業務内容			
一般事務・OA事務 職務難易度:C 経費精算、資料作成、電話対応、システム入力、出張手配、来客対応、その他部署内サポート業務 責任の程度:役職:なし 役職なし			

月	日	曜	付随的業務時間	付随的業務の内容(1割を超えた場合)	契約書に記載のない業務	契約書外の就業場所及び所在地
8	1	日				
8	2	月				
8	3	火				
8	4	水				
8	5	木				
8	6	金				
8	7	土				
8	8	日				
8	9	月				
8	10	火				
8	11	水				
8	12	木				
8	13	金				
8	14	土				
8	15	日				
8	16	月				
8	17	火				
8	18	水				
8	19	木				
8	20	金				
8	21	土				
8	22	日				
8	23	月				
8	24	火				
8	25	水				
8	26	木				
8	27	金				
8	28	土				
8	29	日				
8	30	月				
8	31	火				

# 労働者派遣契約内容通知書

2021年5月17日

本書面は、貴社と弊社が労働者派遣契約に合意した内容を記載しております。  
 本書面の内容にご同意されない場合は、本書面到着後1週間以内にその旨を書面にてお知らせください。  
 期間内に書面によるご連絡がない場合には、本書面の内容にて労働者派遣契約にご同意いただいたものとさせていただきます。

アデコ株式会社

契約No. JA228060  
 クライアントNo. 00052884

本書面の写しは、派遣先管理台帳の一部となります。

派遣先	企業名	イシノカイヒョウゴケンギカイギンダン 維新の会 兵庫県議会議員団								
	事業所単位	維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室								
	組織単位	兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 政調副会長								
	就業場所及び部署	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1 兵庫県議会議員団							TEL 078-362-3830	
	指揮命令者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様							TEL 078-362-3830	
		TEL								
	派遣先責任者	兵庫県議会議員団 幹事長 角 隆志 様							TEL 078-362-3830	
苦情処理責任者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様							TEL 078-362-3830		
派遣元	事業所	アデコ 神戸支社 兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-8 三宮プラザ WEST 3F							派13-010531	
	営業担当者	神戸支社							TEL 050-2000-7157	
	派遣元責任者	神戸支社							TEL 050-2000-7157	
	苦情処理担当者	神戸支社							TEL 050-2000-7157	
就業条件	業務内容	職種：一般事務・OA事務 経費精算、資料作成、電話対応、システム入力、出張手配、来客対応、その他部署内サポート業務 職務難易度：C  責任の程度：役職なし 役職なし								
	派遣人数	1人 無期雇用労働者または60歳以上の者に限定しない / 労使協定対象派遣労働者に限定する								
	派遣期間	2021年07月01日 ~ 2021年09月30日 (変更前) 2021年07月01日 ~ 2021年09月30日								
	事業所抵触日	2022年11月06日 [派遣先における事業所単位の期間制限に抵触する日]								
	期間制限 非該当事由									
	就業日及び休日	月	火	水	木	金	土	日	祝	週3日 日曜起算
		一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	休日	休日	休日	
		勤務シフト表による								
	就業時間	① 09:00~16:00 休憩時間 ① 12:00~13:00 ②							所定労働時間	06時間00分
	時間外労働	有 時間外割増 08時間00分超					休日労働	無		
福利厚生	休憩室 無、給食施設 無、更衣室 無 派遣先の施設及び設備について便宜供与する。屋内禁煙、教育訓練/有り/業務の手順等に関する研修 (OJT)									
その他										
時間外労働及び休日労働、安全衛生、苦情処理方法及び連絡体制、派遣労働者の雇用の安定を図るための措置、派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置、その他定めのない事項については、以下記載の定めのおりとする。										

請求先	企業名称 維新の会 兵庫県議会議員団 住所 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館 維新の会 兵庫県議会議員団控室 部署・担当者 兵庫県議会議員団 御中					
	請求単位	時給	普通残業	¥2,625/時	法定残業割増加算(月60時間超)	¥525/時
請求額	請求単価	¥2,100/時	深夜	¥2,625/時	法定休日	¥2,835/時
	交通費	—	深夜残業	¥3,150/時	法定休日深夜	¥3,360/時
	その他					
請求条件	計算単位	時間内：5分単位	時間外：5分単位	消費税込	外税(合計*率)	
	支払条件	末日締		翌月末日入金		

1. 安全及び衛生に関する事項

派遣先及び派遣元は、労働安全衛生法、労働基準法、労働者派遣法の規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

(1) 健康診断の実施等健康管理に関する事項

派遣元は、派遣労働者の健康維持増進のために、自己の責任において一般健康診断の実施とその結果に基づく措置を行う。ただし、危険有害業務に係る健康診断は、派遣先の責任において実施する。派遣先及び派遣元は、相手方が実施する健康診断等に協力するものとする。

(2) 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた有害業務に従事させる場合は、安全装置の設置、保護具の支給等を行う。

(3) 換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた基準を遵守し、また作業環境測定が必要な職場においては、作業環境測定を実施する。

(4) 安全衛生教育に関する事項

派遣元は、雇入れ時に業務上必要な安全衛生教育を行う。派遣先は、作業内容を変更する際、業務上必要な安全衛生に関する教育を行う。

(5) 免許の取得、技能講習の修了の有無等就業制限に関する事項

派遣先及び派遣元は、免許の取得、技能講習の修了等就業制限のある業務については、当該免許を有し、又は技能講習を修了した者を従事させる。

(6) 安全衛生管理体制に関する事項

派遣先は、派遣労働者を含めた安全衛生管理体制を確立し、派遣元は派遣先の行う安全衛生活動へ必要に応じて協力するものとする。

(7) VDT機器使用における安全衛生管理に関する事項

派遣先は、VDT機器を使用して作業する場合は、連続して1時間を超えないこととする。1時間連続して操作したときには少なくとも10分間の作業休止時間を設けるよう配慮することとする。

(8) その他の事項

派遣先は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規程により自己に課された責任を負う。なお、本契約書に定めのない事項及び解釈につき疑義が生じた場合には、派遣労働者の安全衛生を尊重し、派遣元先協議の上、円滑に解決する。

2. 時間外労働及び休日労働

時間外労働がある場合、1日8時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲内とし、また決算、納期の集中等、業務遂行期日に間に合わないときは、就業先の申請に基づき労働者代表に通告し、1年間に6回を限度として休日労働と合わせ1ヶ月96時間まで延長することができ、1年720時間まで延長することができる。なお、上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満且つ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこととする。ただし、業務の特性により研究・開発は1日13時間、1ヶ月150時間、1年720時間の範囲内とする。法定休日労働がある場合は、月2回の範囲内とする。

3. 苦情処理

(1) 派遣元が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(2) 派遣先が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(3) 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行い、その解決を図ることとする。

4. 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。



**(3) 損害賠償等に係る適切な措置**

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

**(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示**

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。

**5. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置**

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、その雇用意思を事前に派遣元事業主に対して示すこととする。また職業紹介を経由して行うこととし、派遣先は派遣元に対して、別途紹介手数料を支払うものとする。

**6. 労働契約申込みみなし制度**

派遣先の事業所における期間制限の抵触日は延長されることがあるが、組織単位における期間制限の抵触日は延長されることはない。なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続を適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申込みみなし制度の対象となる。





(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 9月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目													
5	<p>調査研究費・研修費・会議費・<u>広報広聴費</u>・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p> <p>9/10</p> <p>県政報告紙 デザイン料</p> <p>105,600 円</p> <p>振込手数料 440 円</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( 9-2 に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>	<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr><tr><td colspan="2">それ以外の案分 100%</td></tr><tr><td colspan="2">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2">県政報告紙の面積 案分にて96%を適用 する</td></tr><tr><td>案分率</td><td></td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分 100%		案分の説明		県政報告紙の面積 案分にて96%を適用 する		案分率	
共通案分率	50%													
	25%													
それ以外の案分 100%														
案分の説明														
県政報告紙の面積 案分にて96%を適用 する														
案分率														



(添付様式7)

### 活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名

—

活動名	維新の会 兵庫県議会議員団 県政報告 令和3年夏季号 折込・印刷・デザイン			
活動概要	発行:令和3年9月18日(土) 部数:281,550部 配布地域:兵庫県内 配布方法:新聞折込、こみ☆ぼす、ヨミレター 内容:新知事の掲げる兵庫県政等 案分率:県政報告紙の面積案分にて96%			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	印刷・折込代	1,342,708	9-6	1,398,655 × 96% = 1,342,708
	デザイン代	101,798	9-5	106,040 × 96% = 101,798
	合計			
備考	※添付書類:県政報告紙、請求書、振込明細			

\*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

\*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果、⑧広報紙発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年9月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目					
6	調査研究費・研修費・会議費・ <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費  9/21  県政報告紙 印刷・折込料金	<table border="1"><tr><td data-bbox="1133 414 1300 492">共通案分率</td><td data-bbox="1300 414 1412 492">50% 25%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1133 492 1412 571">それ以外の案分 100% 案分の説明</td></tr></table> <p data-bbox="1093 672 1133 761">案分率</p> <p data-bbox="1141 683 1412 940">県政報告紙の 面積案分にて 96%を適用 する。</p>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分 100% 案分の説明	
共通案分率	50% 25%					
それ以外の案分 100% 案分の説明						
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( 9 - 2 に添付 )</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>						

# 御 請 求 書

13432-1  
令和3年9月17日

維新の会兵庫県議会議員団 様

  
 株式会社 神戸新聞総合折込  
 〒651-2241 神戸市西区宮原町2番6号  
 電話 (078)990-1555代  
 FAX (078)990-1500

合計金額      ¥1,398,655

毎度、有難うございます。下記の通り御請求申し上げます。  
 なお、当請求書と入れ違いにご入金済みの場合はご丁承下さい。

折込日	広告名	サイズ	枚数	単価	金額
2021年	折込広告料				
	県政報告				
9月18日	折込地域 尼崎市・川西市・西宮市 神戸市垂水区・明石市	B4	216,450	2.800	606,060
	配送管理料込				
10月2日	折込地域 加古川市	B4	50,000	2.800	140,000
	配送管理料込				
	「こみ☆ぼす」				
9月18日	折込地域 神戸市垂水区	B4	8,800	3.100	27,280
	ヨミレター				
9月18日	折込地域 川西市	B4	6,300	3.100	19,530
	印刷料金				
	※印刷 B4 65.5kg 4C×4C	B4	281,550	1.700	478,635
				小計	1,271,505
				消費税(10%)	127,150
				計	¥1,398,655

取引銀行



令和3年  
夏季号


# 維新の会 兵庫県議会議員団

## 県政 報告

発行●維新の会 兵庫県議会議員団

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁3号館3階 維新の会 兵庫県議会議員団控室  
TEL(078)362-3830 FAX(078)362-5517 http://ishin-kengidan.hyogo.jp/

# 齋藤元彦新知事が誕生!



**経歴**

- 大阪樟蔭高等学校卒業
- 関西外国語短期大学米英語学科卒業
- (財)日本生産性本部勤務
- 国会議員公使秘書
- 兵庫県議会議員4期

尼崎市  
**徳安 淳子**

事務所 7660-0881 尼崎市昭和通5-161-2 エスタイル尼崎101  
TEL(06)6412-6268 FAX(06)6412-6286

7月18日投開票の兵庫県知事選において、齋藤元彦氏が当選しました。齋藤新知事は大阪府の財政課長として吉村大阪府知事の元で経験を積み、5期20年続いた井戸県政の刷新を掲げ、県民の皆様から858,782票と最多得票となりました。我々兵庫県議会議員団は8月2日の齋藤知事の登庁に際し職員や他会派の議員とともに県庁正面玄関で出迎えました。



齋藤新知事の就任挨拶

当	齋藤元彦氏	858,782票
	金沢和夫氏	600,728票
	金田峰生氏	184,811票
	中川暢三氏	140,575票
	服部 修氏	46,019票

兵庫県知事選の結果

# 齋藤新知事の掲げる兵庫県政を支援!

## ■新型コロナウイルスへの対策と感染者の抑え込み

感染対策として、これまで以上に若い世代への協力を呼びかけます。県民の皆様への感染拡大防止のためのお願いと、時短要請などを行うとともに時短協力金など支援策の充実を図ります。酒類提供を停止する飲食店と取引のある酒類販売事業者で着しく売上が減少している事業者に対しては県独自に支援金の上乗せなど支援を実施します。また新規感染者の状況を注視し、可能と判断する場合は速やかに酒類提供制限を緩和します。

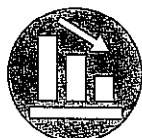


## ■ボトムアップ型の県政

知事、そして県職員が県民によりそい、丁寧に声を聞く身近に感じられる県政を目指します。これまでの知事は県民から遠い存在だと言われていましたが、これからは知事が率先して県民の皆様の声の聞いていきます。そしてしっかりと県民の皆様へ寄り添った政治をしていきます。

## ■ポストコロナ社会の経済活性化、人口減少社会への対応

コロナで傷ついた経済の立て直し、少子高齢化で減少する県内人口増への対策を実施します。県民の皆様への命と暮らしを守る、誰一人取り残さない大きなあたたい県政を目指します。兵庫県は都市部だけでなく様々な地域があり人口減少などは県全体で取り組んでいく視点も大切にしていきたい。



## ■行政だけではなく民間のチカラを結集

行政だけで全ての問題を解決しようとするのではなく知事・職員が積極的に民間との交流を進め、一丸となって県政を刷新します。民間企業やNPOなど民間のチカラを結集して「ONETEAM」で兵庫を前に進めていきます。これまでの県政理念である「参画と協働」はさらに推し進め、よりいっそう民間の皆様を活力を活かし県政の発展に努めてまいります。

維新の会県議団は齋藤知事と会談。「行財政改革」のひとつ

**知事**が「知事報酬 **3割** 削減」

**維新県議団**が「議員報酬 **3割** 削減」

の条例案を9月議会に提出することを表明!



兵庫県知事と維新の会県議団控室にて

# 維新の会県議団 令和4年度重要政策提言を編成

維新の会県議団として令和4年度の重要政策提言を編成し齋藤知事へ提出いたします。

## 主な提言内容

### 1 行財政構造改革の推進

- 身切る改革の実行 → 知事退職金5割、報酬の3割を削減
- 海外駐在事務所の廃止 → 必要性に乏しい県独自の海外事務所を廃止
- 朝鮮学校への補助金支出見直し

### 2 ポストコロナ時代における医療体制の構築

- 医療体制の維持・増強 → 様々な規制の基準となっている医療提供体制への負荷軽減
- コロナに感染した妊産婦の診療に関する体制整備 → コロナに感染した妊産婦への治療が適切に行える体制整備

### 3 社会基盤整備の推進

- 土砂災害対策 → 土砂災害特別警戒区域の緊急点検の早期実施
- 道路インフラの整備 → 大阪湾岸西伸部や名神湾岸連絡道路の早期開通

### 4 教育の充実

- 学校教育の無償化の推進 → 県内在住者に対し兵庫県立大学への進学を無償化すること
- 子供の貧困対策の強化 → 経済的に困窮する子供の進学に資する援助を実施すること

### 5 経済対策

- コロナ禍でダメージを受けた県内企業支援 → 既存のコロナ関連融資を受けた県内企業に対し返済期限延長などの支援
- 「大阪・関西万博」の開催に向けた積極的な推進 → アフターコロナの象徴イベントとして世界へ発信できるよう準備を進めること



令和3年度重要政策提言の様子

## 維新の会県議団の活動

### 政務調査会

政務調査会とは？ 県の主要事業の進捗状況や翌年度の当初予算編成における重要施策や新規政策などについて、会派ごとに県の担当者から説明を受け、年2回、8月と1月に意見交換を行います。このうち8月に行われる夏の各会派政務調査会は、県の各部署ごとに主要な事業の進捗状況の説明を受け、議員が質疑を行うので、この議論をもとに9月には次年度当初予算に向けた重要政策を知事に提案したり、11月には次年度の当初予算編成に対する申し入れを行います。



政務調査会の様子

### 予算申し入れ

予算申し入れとは？ 9月に行なった重要政策提言を踏まえて、その政策の実現が図られるよう予算要求にあたり、特に重要とされる事項を知事などに申し入れるものです。(年1回、11月)



知事及び幹部職員に対する予算申し入れ

### 本会議

本会議とは？ 選挙で選ばれた県民の代表「県議会議員」全員が出席して開かれる会議で、兵庫県を今よりもっと住みやすく安全なまちにするために、くらしに関係のある大事なことを話し合う会議です。本会議を見るためにだれでも座れる傍聴席があり、インターネットで見られることもできます。

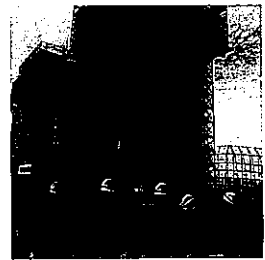
### 新型コロナウイルス調整会議

新型コロナウイルス調整会議とは？ 新型コロナウイルス感染症についての議会の対応を協議する会議。県への要望や情報収集を一元化し、議会内の感染防止対策なども進める会議です。同会議は各会派の代表者で構成し、感染症に関する委員会の調整に加え、行政への要望や行政から議員に対する情報提供を一元的に扱います。

### 常任委員会管内調査

常任委員会とは？ 常任委員会は、本会議に出された議案などをより詳しく審査するために、少ない人数の議員からつくられている集まりです。常任委員会は7つあり、議員は必ずどれかの委員会に入っています。

管内調査とは？ 兵庫県内にある各地の施設等現地を訪問して、今の現状を調査したり、改善して欲しいことを聞いたりする活動です。



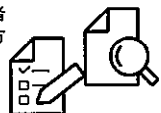
県内各所での視察の様子

### 重要政策提言

重要政策提言とは？ 政務調査会の内容を踏まえて、県の担当者による翌年度の重要施策等の検討時期に合わせて、県政の基本方針など、重要事項に限定した政策提言を行います。(年1回、9月)

### 予算・決算特別委員会

予算・決算特別委員会とは？ 予算特別委員会は、兵庫県の当初予算について審査するために設置される特別委員会です。決算特別委員会は、兵庫県の前年度決算について審査するために設置される特別委員会です。一年間に使うお金の計画を「予算」と言い、県はその「予算」に基づいてお金を使っていきます。一年経ったところで、実際にどのようにお金を使ったかを報告するのが「決算」です。その「決算」について、予算に基づいて、ちゃんと計画通りにお金を使ったのか、余分なところにお金を使っていないかをチェックするのが決算特別委員会です。



予算特別委員会での質問

## 兵庫県政に関するご意見をお寄せください！

- 兵庫県にICT活用状況は…？
- テレワークへの支援を知りたい！
- 風評被害の状況等etc



## 維新の会 兵庫県議会議員団メンバー紹介

幹事長  
**徳安 淳子** [尼崎市] 総務常任委員会委員

政務調査会長  
**増山 誠** [西宮市] 農林環境常任委員会副委員長

政務調査副会長  
**齋藤なおひろ** [川西市・川辺郡] 建設常任委員会委員

**岸口みのる** [明石市] 文教常任委員会委員

**和田有一朗** [神戸市垂水区] 健康福祉常任委員会委員

**高橋みつひろ** [神戸市西区] 産業労働常任委員会委員長

**掘井 健智** [加古川市] 警察常任委員会委員

**門 隆志** [宝塚市] 警察常任委員会委員

お問い合わせ先

**維新の会 兵庫県議会議員団**

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁3号館3階  
維新の会 兵庫県議会議員団控室  
TEL (078) 362-3830 FAX (078) 362-5517

令和3年  
夏季号

# 維新の会 兵庫県議会議員団

# 県政 報告

発行●維新の会 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁3号館3階 維新の会 兵庫県議会議員団控室  
TEL(078)362-3830 FAX(078)362-5517 http://ishin-kengidan.hyogo.jp/

## 齋藤元彦新知事が誕生!



**経歴**

- 早稲田大学政治経済学部卒業
- 日興証券勤務の後起業  
経営者歴17年
- 維新の会県議団政務調査会長
- 農政環境常任委員会副委員長
- 西宮市立夙川小学校PTA会長

**西宮市**

ます やま まこと  
**増山 誠**

家族/妻・子供4人(12歳・8歳・4歳・2歳)

7月18日投開票の兵庫県知事選において、齋藤元彦氏が当選しました。齋藤新知事は大阪府の財政課長として吉村大阪府知事の元で経験を積み、5期20年続いた井戸県政の刷新を掲げ、県民の皆様から858,782票と最多得票となりました。我々兵庫県議会議員団は8月2日の齋藤知事の登庁に際し職員や他会派の議員とともに県庁正面玄関で出迎えました。



齋藤新知事の就任挨拶

兵庫県知事選の結果	得票数
齋藤元彦氏	858,782票
金沢和夫氏	600,728票
金田峰生氏	184,811票
中川暢三氏	140,575票
服部 修氏	46,019票

## 齋藤新知事の掲げる兵庫県政を支援!

### ■新型コロナ感染症への対策と感染者の抑え込み

感染対策として、これまで以上に若い世代への協力を呼びかけます。県民の皆様への感染拡大防止のためのお願いと、時短要請などを行うとともに時短協力金など支援策の充実を図ります。酒類提供を停止する飲食店と取引のある酒類販売事業者で著しく売上が減少している事業者に対しては県独自に支援金の上乗せなど支援を実施します。また新規感染者の状況を注視し、可能と判断する場合は速やかに酒類提供制限を緩和します。

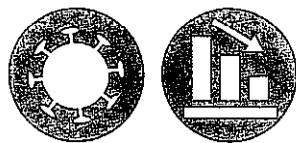


### ■ボトムアップ型の県政

知事、そして県職員が県民によりそい、丁寧に声を聞く身近に感じられる県政を目指します。これまでの知事は県民から遠い存在だと言われていましたが、これからは知事が率先して県民の皆様の声の聞いていきます。そしてしっかりと県民の皆様へ寄り添った政治をしていきます。

### ■ポストコロナ社会の経済活性化、人口減少社会への対応

コロナで傷ついた経済の立て直し、少子高齢化で減少する県内人口増への対策を実施します。県民の皆様への命と暮らしを守る、誰一人取り残さない大きなあたたかい県政を目指します。兵庫県は都市部だけでなく様々な地域があり人口減少などは県全体で取組んでいく視点も大切にしていきたい。



### ■行政だけではなく民間のチカラを結集

行政だけで全ての問題を解決しようとするのではなく知事・職員が積極的に民間との交流を進め、一丸となって県政を刷新します。民間企業やNPOなど民間のチカラを結集して「ONETEAM」で兵庫を前に進めていきます。これまでの県政理念である「参画と協働」はさらに推し進め、よりいっそう民間の皆様をの活力を活かし県政の発展に努めてまいります。

維新の会県議団は齋藤知事と会談。「行財政改革」のひとつ

**知事**が「知事報酬 **3割** 削減」

**維新県議団**が「議員報酬 **3割** 削減」

の条例案を9月議会に提出することを表明!



齋藤知事と維新の会県議団控室にて

# 維新の会県議団 令和4年度重要政策提言を編成

維新の会県議団として令和4年度の重要政策提言を編成し齋藤知事へ提出いたします。

## 主な提言内容

### 1 行財政構造改革の推進

- 身を切る改革の実行→知事退職金5割、報酬の3割を削減
- 海外駐在事務所の廃止→必要性に乏しい県独自の海外事務所を廃止
- 朝鮮学校への補助金支出見直し

### 2 ポストコロナ時代における医療体制の構築

- 医療体制の維持・増強→様々な規制の基準となっている医療提供体制への負荷軽減
- コロナに感染した妊産婦の診療に関する体制整備→コロナに感染した妊産婦への治療が適切に行える体制整備



令和3年度重要政策提言の様子

### 3 社会基盤整備の推進

- 土砂災害対策→土砂災害特別警戒区域の緊急点検の早期実施
- 道路インフラの整備→大阪湾岸西伸部や名神湾岸連絡道路の早期開通

### 4 教育の充実

- 学校教育の無償化の推進→県内在住者に対し兵庫県立大学への進学を無償化すること
- 子供の貧困対策の強化→経済的に困窮する子供の進学に資する援助を実施すること

### 5 経済対策

- コロナ禍でダメージを受けた県内企業支援→既存のコロナ関連融資を受けた県内企業に対し返済期限延長などの支援
- 「大阪・関西万博」の開催に向けた積極的な推進→アフターコロナの象徴イベントとして世界へ発信できるよう準備を進めること

## 維新の会県議団の活動

### 政務調査会



政務調査会とは？ 県の主要事業の進捗状況や翌年度の当初予算編成における重要施策や新規政策などについて、会派ごとに県の担当者から説明を受け、年2回、8月と1月に意見交換を行います。このうち8月に行われる夏の各会派政務調査会は、県の各部署ごとに主要な事業の進捗状況の説明を受け、議員が質疑を行うもので、この議論をもとに9月には次年度当初予算に向けた重要政策を知事に提案したり、11月には次年度の当初予算編成に対する申し入れを行います。



政務調査会の様子

### 予算申し入れ

予算申し入れとは？ 9月に行った重要政策提言を踏まえて、その政策の実現が図られるよう予算要求にあたり、特に重要とされる事項を知事などに申し入れるものです。(年1回、11月)



知事及び幹部職員に対する予算申し入れ

### 本会議

本会議とは？ 選挙で選ばれた県民の代表「県議会議員」全員が出席して開かれる会議で、兵庫県を今よりもっと住みやすく安全なまちにするために、くらしに関係のある大事なことを話し合う会議です。本会議を見るためにだれでも座れる傍聴席があり、インターネットで見ることが出来ます。

### 新型コロナウイルス調整会議

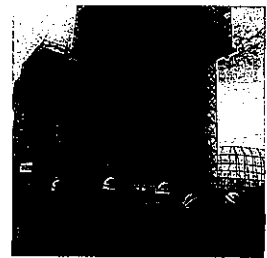
新型コロナウイルス調整会議とは？ 新型コロナウイルス感染症についての議会の対応を協議する会議。県への要望や情報収集を一元化し、議会内の感染防止対策なども進める会議です。同会議は各会派の代表者で構成し、感染症に関する委員会の調整に加え、行政への要望や行政から議員に対する情報提供を一元的に扱います。



### 常任委員会管内調査

常任委員会とは？ 常任委員会は、本会議に出された議案などをよりくわしく審査するために、少ない人数の議員からつくられている集まりです。常任委員会は7つあり、議員は必ずどれかの委員会に入っています。

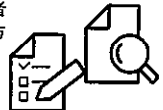
管内調査とは？ 兵庫県内にある各地の施設等現地を訪問して、今の現状を調査したり、改善して欲しいことを聞いたりする活動です。



県内各所での視察の様子

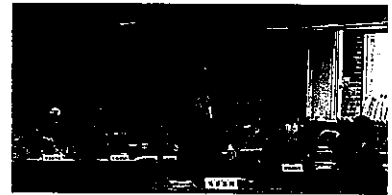
### 重要政策提言

重要政策提言とは？ 政務調査会の内容を踏まえて、県の担当者による翌年度の重要施策等の検討時期に合わせて、県政の基本方針など、重要事項に限定した政策提言を行います。(年1回、9月)



### 予算・決算特別委員会

予算・決算特別委員会とは？ 予算特別委員会は、兵庫県の当初予算について審査するために設置される特別委員会です。決算特別委員会は、兵庫県の前年度決算について審査するために設置される特別委員会です。一年間に使うお金の計画を「予算」と言い、県はその「予算」に基づいてお金を使っていきます。一年経ったところで、実際にお金を使ったかを報告するのが「決算」です。その「決算」について、予算に基づいて、ちゃんと計画通りにお金を使ったのか、余分なところにお金を使っていないかをチェックするのが決算特別委員会です。



予算特別委員会での質問

## 兵庫県政に関するご意見をお寄せください！

- 兵庫県にICT活用状況は…？
- テレワークへの支援を知りたい！
- 風評被害の状況等etc



## 維新の会 兵庫県議会議員団メンバー紹介

幹事長  
**徳安 淳子** [尼崎市] 総務常任委員会委員

政務調査会長  
**増山 誠** [西宮市] 廣政環境常任委員会副委員長

政務調査副会長  
**斉藤なおひろ** [川西市・川辺郡] 建設常任委員会委員

**岸口みのる** [明石市] 文教常任委員会委員

**和田有一朗** [神戸市垂水区] 健康福祉常任委員会委員

**高橋みつひろ** [神戸市西区] 産業労働常任委員会委員

**掘井 健智** [加古川市] 警察常任委員会委員

**門 隆志** [宝塚市] 警察常任委員会委員

お問い合わせ先

維新の会 兵庫県議会議員団

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁3号館3階  
維新の会 兵庫県議会議員団控室  
TEL(078)362-3830 FAX(078)362-5517

令和3年  
夏季号

# 維新の会 兵庫県議会議員団

# 政 告 報

発行●維新の会 兵庫県議会議員団

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁3号館3階 維新の会 兵庫県議会議員団控室  
TEL(078)362-3830 FAX(078)362-5517 <http://ishin-kengidan.hyogo.jp/>

## 齋藤元彦新知事が誕生!



**経歴**

- 県立神戸高校卒業
- 早稲田大学卒業
- 神戸市外国語大学大学院修士課程修了
- 神戸市会議員(2期)
- 兵庫県議会議員(5期)
- 現在、日本維新の会衆議院 兵庫3区【垂水区・須磨区】選挙区文部局長

神戸市垂水区

### 和田有一朗

事務所 7655-0894 神戸市垂水区川原4-1-1  
TEL(078)753-3533 FAX(078)753-3554

7月18日投開票の兵庫県知事選において、齋藤元彦氏が当選しました。齋藤新知事は大阪府の財政課長として吉村大阪府知事の元で経験を積み、5期20年続いた井戸県政の刷新を掲げ、県民の皆様から858,782票と最多得票となりました。

我々兵庫県議会議員団は8月2日の齋藤知事の登庁に際し職員や他会派の議員とともに県庁正面玄関で出迎えました。

当	齋藤元彦氏	858,782票
	金沢和夫氏	600,728票
	金田峰生氏	184,811票
	中川樺三氏	140,575票
	服部 修氏	46,019票

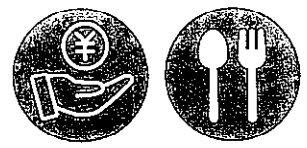


齋藤新知事の就任挨拶

## 齋藤新知事の掲げる兵庫県政を支援!

### ■ 新型コロナウイルス感染症への対策と感染者の抑え込み

感染対策として、これまで以上に若い世代への協力を呼びかけます。県民の皆様への感染拡大防止のためのお願いと、時短要請などを行うとともに時短協力金など支援策の充実を図ります。酒類提供を停止する飲食店と取引のある酒類販売事業者で著しく売上が減少している事業者に対しては県独自に支援金の上乗せなど支援を実施します。また新規感染者の状況を注視し、可能と判断する場合は速やかに酒類提供制限を緩和します。

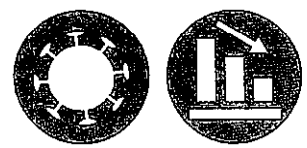


### ■ ボトムアップ型の県政

知事、そして県職員が県民によりそい、丁寧に声を聞く身近に感じられる県政を目指します。これまでの知事は県民から遠い存在だと言われていましたが、これからは知事が率先して県民の皆様の声聞いていきます。そしてしっかりと県民の皆様へ寄り添った政治をしていきます。

### ■ ポストコロナ社会の経済活性化、人口減少社会への対応

コロナで傷ついた経済の立て直し、少子高齢化で減少する県内人口増への対策を実施します。県民の皆様への命と暮らしを守る、誰一人取り残さない大きなあたたかい県政を目指します。兵庫県は都市部だけでなく様々な地域があり人口減少などは県全体で取組んでいく視点も大切にしていきたい。



### ■ 行政だけではなく民間のチカラを結集

行政だけで全ての問題を解決しようとするのではなく知事・職員が積極的に民間との交流を進め、一丸となって県政を刷新します。民間企業やNPOなど民間のチカラを結集して「ONETEAM」で兵庫を前に進めていきます。これまでの県政理念である「参画と協働」はさらに推し進め、よりいっそう民間の皆様をを活かし県政の発展に努めてまいります。

維新の会県議団は齋藤知事と会談。「行財政改革」のひとつ

**知事**が「知事報酬 **3割** 削減」

**維新県議団**が「議員報酬 **3割** 削減」

の条例案を9月議会に提出することを表明!



齋藤県知事と維新の会県議団控室にて

# 維新の会県議団 令和4年度重要政策提言を編成

維新の会県議団として令和4年度の重要政策提言を編成し齋藤知事へ提出いたします。

## 主な提言内容

### 1 行財政構造改革の推進

- 身を切る改革の実行→知事退職金5割、報酬の3割を削減
- 海外駐在事務所の廃止→必要性に乏しい県独自の海外事務所を廃止
- 朝鮮学校への補助金支出見直し

### 2 ポストコロナ時代における医療体制の構築

- 医療体制の維持・増強→様々な規制の基準となっている医療提供体制への負担軽減
- コロナに感染した妊産婦の診療に関する体制整備→コロナに感染した妊産婦への治療が適切に行える体制整備

### 3 社会基盤整備の推進

- 土砂災害対策→土砂災害特別警戒区域の緊急点検の早期実施
- 道路インフラの整備→大阪湾岸西伸部や名神湾岸連絡道路の早期開通

### 4 教育の充実

- 学校教育の無償化の推進→県内在住者に対し兵庫県立大学への進学を無償化すること
- 子供の貧困対策の強化→経済的に困窮する子供の進学に資する援助を実施すること

### 5 経済対策

- コロナ禍でダメージを受けた県内企業支援→既存のコロナ関連融資を受けた県内企業に対し返済期限延長などの支援
- 「大阪・関西万博」の開催に向けた積極的な推進→アフターコロナの象徴イベントとして世界へ発信できるよう準備を進めること



令和3年度重要政策提言の様子

## 維新の会県議団の活動

### 政務調査会

政務調査会とは？ 県の主要事業の進捗状況や翌年度の当初予算編成における重要施策や新規政策などについて、会派ごとに県の担当者から説明を受け、年2回、8月と1月に意見交換を行います。このうち8月に行われる夏の各会派政務調査会は、県の各部署ごとに主要な事業の進捗状況の説明を受け、議員が質疑を行うもので、この議論をもとに9月には次年度当初予算に向けた重要政策を知事に提案したり、11月には次年度の当初予算編成に対する申し入れを行います。



政務調査会の様子

### 予算申し入れ

予算申し入れとは？ 9月に行った重要政策提言を踏まえて、その政策の実現が図られるよう予算要求にあたり、特に重要とされる事項を知事などに申し入れるものです。(年1回、11月)



知事及び幹部職員に対する予算申し入れ

### 本会議

本会議とは？ 選挙で選ばれた県民の代表「県議会議員」全員が出席して開かれる会議で、兵庫県を今よりもっと住みやすく安全なまちにするために、くらしに関係のある大事なことを話し合う会議です。本会議を見るためにだれでも座れる傍聴席があり、インターネットでも見ることができます。

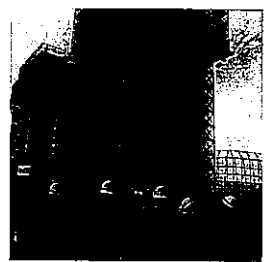
### 新型コロナウイルス調整会議

新型コロナウイルス調整会議とは？ 新型コロナウイルス感染症についての議会の対応を協議する会議。県への要望や情報収集を一元化し、議会内の感染防止対策なども進める会議です。同会議は各会派の代表者で構成し、感染症に関する委員会の調整に加え、行政への要望や行政から議員に対する情報提供を一元的に扱います。

### 常任委員会管内調査

常任委員会とは？ 常任委員会は、本会議に出された議案などをより詳しく審査するために、少ない人数の議員からつくられている集まりです。常任委員会は7つあり、議員は必ずどれかの委員会に入っています。

管内調査とは？ 兵庫県内にある各地の施設等現地を訪問して、今の現状を調査したり、改善して欲しいことを聞いたりする活動です。



県内各所での視察の様子

### 重要政策提言

重要政策提言とは？ 政務調査会の内容を踏まえて、県の担当者による翌年度の重要施策等の検討時期に合わせて、県政の基本方針など、重要事項に限定した政策提言を行います。(年1回、9月)



### 予算・決算特別委員会

予算・決算特別委員会とは？ 予算特別委員会は、兵庫県の当初予算について審査するために設置される特別委員会です。決算特別委員会は、兵庫県の前年度決算について審査するために設置される特別委員会です。一年間に使うお金の計画を「予算」と言い、県はその「予算」に基づいてお金を使っていきます。一年経ったところで、実際にどのようにお金を使ったかを報告するのが「決算」です。その「決算」について、予算に基づいて、ちゃんと計画通りにお金を使ったのか、余分なところにお金を使っていないかをチェックするのが決算特別委員会です。



予算特別委員会での質問

## 兵庫県政に関するご意見をお寄せください!

- 兵庫県にICT活用状況は・・・?
- テレワークへの支援を知りたい!
- 風評被害の状況等etc



## 維新の会 兵庫県議会議員団メンバー紹介

幹事長  
**徳安 淳子** [尼崎市] 総務常任委員会委員

政務調査会長  
**増山 誠** [西宮市] 農政環境常任委員会副委員長

政務調査副会長  
**斉藤なおひろ** [川西市・川辺郡] 建設常任委員会委員

**岸口みのる** [明石市] 文教常任委員会委員

**和田有一朗** [神戸市垂水区] 健康福祉常任委員会委員

**高橋みつひろ** [神戸市西区] 産業労働常任委員会委員

**掘井 健智** [加古川市] 警察常任委員会委員

**門 隆志** [宝塚市] 警察常任委員会委員

お問い合わせ先

維新の会 兵庫県議会議員団

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁3号館3階  
維新の会 兵庫県議会議員団控室  
TEL(078)362-3830 FAX(078)362-5517

令和3年  
夏季号


# 維新の会 兵庫県議会議員団

# 県政 報告

発行●維新の会 兵庫県議会議員団

T650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁3号館3階 維新の会 兵庫県議会議員団控室  
TEL(078)362-3830 FAX(078)362-5517 http://ishin-kengidan.hyogo.jp/

## 齋藤元彦新知事が誕生!



**経歴**

- 京都大学経済学部 卒業
- 有限会社 セントキピタル 代表取締役
- 維新の会県議団 副政調会長

川西市・川辺郡

さい とろ  
**齋藤なおひろ**

事務所 T686-0021 川西市茶臼2丁目22-5 1F  
TEL(072)767-1191 FAX(072)767-1193

7月18日投開票の兵庫県知事選において、齋藤元彦氏が当選しました。齋藤新知事は大阪府の財政課長として吉村大阪府知事の元で経験を積み、5期20年続いた井戸県政の刷新を掲げ、県民の皆様から858,782票と最多得票となりました。

我々兵庫県議会議員団は8月2日の齋藤知事の登庁に際し職員や他会派の議員とともに県庁正面玄関で出迎えました。



齋藤新知事の就任挨拶

当	齋藤元彦氏	858,782票
	金沢和夫氏	600,728票
	金田峰生氏	184,811票
	中川暢三氏	140,575票
	服部 修氏	46,019票

## 齋藤新知事の掲げる兵庫県政を支援!

### ■新型コロナウイルス感染症への対策と感染者の抑え込み

感染対策として、これまで以上に若い世代への協力を呼びかけます。県民の皆様への感染拡大防止のためのお願いと、時短要請などを行うとともに時短協力金など支援策の充実を図ります。酒類提供を停止する飲食店と取引のある酒類販売事業者で著しく売上が減少している事業者に対しては県独自に支援金の上乗せなど支援を実施します。また新規感染者の状況を注視し、可能と判断する場合は速やかに酒類提供制限を緩和します。

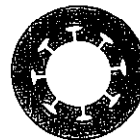


### ■ボトムアップ型の県政

知事、そして県職員が県民によりそい、丁寧に声を聞く身近に感じられる県政を目指します。これまでの知事は県民から遠い存在だと言われていましたが、これからは知事が率先して県民の皆様の声聞いていきます。そしてしっかりと県民の皆様へ寄り添った政治をしていきます。

### ■ポストコロナ社会の経済活性化、人口減少社会への対応

コロナで傷ついた経済の立て直し、少子高齢化で減少する県内人口増への対策を実施します。県民の皆様命と暮らしを守る、誰一人取り残さない大きなあたたかい県政を目指します。兵庫県は都市部だけでなく様々な地域があり人口減少などは県全体で取組んでいく視点も大切にしていきたい。



### ■行政だけではなく民間のチカラを結集

行政だけで全ての問題を解決しようとするのではなく知事・職員が積極的に民間との交流を進め、一丸となって県政を刷新します。民間企業やNPOなど民間のチカラを結集して「ONETEAM」で兵庫を前に進めていきます。これまでの県政理念である「参画と協働」はさらに推し進め、よりいっそう民間の皆様を活力を活かし県政の発展に努めてまいります。

維新の会県議団は齋藤知事と会談。「行財政改革」のひとつ

知事 が「知事報酬 **3割** 削減」

維新県議団 が「議員報酬 **3割** 削減」

の条例案を9月議会に提出することを表明!



齋藤県知事と維新の会県議団控室にて

# 維新の会県議団 令和4年度重要政策提言を編成

維新の会県議団として令和4年度の重要政策提言を編成し齋藤知事へ提出いたします。

## 主な提言内容

### 1 行財政構造改革の推進

- 身を切る改革の実行→知事退職金5割、報酬の3割を削減
- 海外駐在事務所の廃止→必要性に乏しい県独自の海外事務所を廃止
- 朝鮮学校への補助金支出見直し

### 2 ポストコロナ時代における医療体制の構築

- 医療体制の維持・増強→様々な規制の基準となっている医療提供体制への負荷軽減
- コロナに感染した妊産婦の診療に関する体制整備→コロナに感染した妊産婦への治療が適切に行える体制整備



令和3年度重要政策提言の様子

### 3 社会基盤整備の推進

- 土砂災害対策→土砂災害特別警戒区域の緊急点検の早期実施
- 道路インフラの整備→大阪湾岸西伸部や神湾岸連絡道路の早期開通

### 4 教育の充実

- 学校教育の無償化の推進→県内在住者に対し兵庫県立大学への進学を無償化すること
- 子供の貧困対策の強化→経済的に困窮する子供の進学に資する援助を実施すること

### 5 経済対策

- コロナ禍でダメージを受けた県内企業支援→既存のコロナ関連融資を受けた県内企業に対し返済期限延長などの支援
- 「大阪・関西万博」の開催に向けた積極的な推進→アフターコロナの象徴イベントとして世界へ発信できるよう準備を進めること

## 維新の会県議団の活動

### 政務調査会

政務調査会とは？ 県の主要事業の進捗状況や翌年度の当初予算編成における重要施策や新規政策などについて、会派ごとに県の担当者から説明を受け、年2回、8月と1月に意見交換を行います。このうち8月に行われる夏の各会派政務調査会は、県の各部署ごとに主要な事業の進捗状況の説明を受け、議員が質疑を行うもので、この議論をもとに9月には次年度当初予算に向けた重要政策を知事に提案したり、11月には次年度の当初予算編成に対する申し入れを行います。



政務調査会の様子

### 予算申し入れ

予算申し入れとは？ 9月に行った重要政策提言を踏まえて、その政策の実現が図られるよう予算要求にあたり、特に重要とされる事項を知事に申し入れるものです。(年1回、11月)



知事及び幹部職員に対する予算申し入れ

### 本会議

本会議とは？ 選挙で選ばれた県民の代表「県議会議員」全員が出席して開かれる会議で、兵庫県を今よりもっと住みやすく安全なまちにするために、暮らしに関係のある大事なことを話し合う会議です。本会議を見るためにだれでも座れる傍聴席があり、インターネットで見ることが出来ます。

### 新型コロナウイルス調整会議

新型コロナウイルス調整会議とは？ 新型コロナウイルス感染症についての議会の対応を協議する会議。県への要望や情報収集を一元化し、議会内の感染防止対策なども進める会議です。同会議は各会派の代表者で構成し、感染症に関する委員会の調整に加え、行政への要望や行政から議員に対する情報提供を一元的に扱います。



### 常任委員会管内調査

常任委員会とは？ 常任委員会は、本会議に出された議案などをより詳しく審査するために、少ない人数の議員からつくられている集まりです。常任委員会は7つあり、議員は必ずどれかの委員会に入っています。

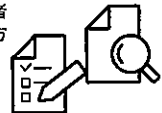
管内調査とは？ 兵庫県内にある各地の施設等現地を訪問して、今の現状を調査したり、改善して欲しいことを聞いたりする活動です。



県内各所での視察の様子

### 重要政策提言

重要政策提言とは？ 政務調査会の内容を踏まえて、県の担当者による翌年度の重要施策等の検討時期に合わせて、県政の基本方針など、重要事項に限定した政策提言を行います。(年1回、9月)



### 予算・決算特別委員会

予算・決算特別委員会とは？ 予算特別委員会は、兵庫県の当初予算について審査するために設置される特別委員会です。決算特別委員会は、兵庫県の前年度決算について審査するために設置される特別委員会です。一年間に使うお金の計画を「予算」と言い、県はその「予算」に基づいてお金を使っていきます。一年経ったところで、実際にどのようにお金を使ったかを報告するのが「決算」です。その「決算」について、予算に基づいて、ちゃんと計画通りにお金を使ったのか、余分なところにお金を使っていないかをチェックするのが決算特別委員会です。



予算特別委員会での質疑

## 兵庫県政に関するご意見をお寄せください!

- 兵庫県にICT活用状況は…?
- テレワークへの支援を知りたい!
- 風評被害の状況等etc



## 維新の会 兵庫県議会議員団メンバー紹介

幹事長  
**徳安 淳子** [尼崎市] 総務常任委員会委員  
政務調査会長  
**増山 誠** [西宮市] 農政常任委員会副委員長  
政務調査副会長  
**斉藤なおひろ** [川西市・川辺郡] 建設常任委員会委員

**岸口みのる** [明石市] 文教常任委員会委員  
**和田有一朗** [神戸市垂水区] 健康福祉常任委員会委員  
**高橋みつひろ** [神戸市西区] 産業労働常任委員会委員長  
**掘井 健智** [加古川市] 警察常任委員会委員  
**門 隆志** [宝塚市] 警察常任委員会委員

お問い合わせ先

維新の会 兵庫県議会議員団

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁3号館3階  
維新の会 兵庫県議会議員団控室  
TEL(078)362-3830 FAX(078)362-5517




令和3年  
夏季号

# 維新の会 兵庫県議会議員団

# 政 報

発行●維新の会 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁3号館3階 維新の会 兵庫県議会議員団控室  
TEL(078)362-3830 FAX(078)362-5517 http://ishin-kengidan.hyogo.jp/

## 齋藤元彦新知事が誕生!



**経歴**

- 神戸大学大学院法学研究科博士前期課程修了
- 国会議員公設秘書
- 芦屋大学客員教授
- 社会福祉法人美友会理事長
- 兵庫県監査委員

明石市

**岸口みのる**

〒673-0882 明石市相生町2-8-5 ヤングビル301  
TEL(078)919-1525 FAX(020)4663-6513

7月18日投開票の兵庫県知事選において、齋藤元彦氏が当選しました。齋藤新知事は大阪府の財政課長として吉村大阪府知事の元で経験を積み、5期20年続いた井戸県政の刷新を掲げ、県民の皆様から858,782票と最多得票となりました。我々兵庫県議会議員団は8月2日の齋藤知事の登庁に際し職員や他会派の議員とともに県庁正面玄関で出迎えました。

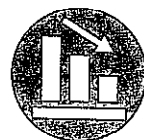


齋藤新知事の就任挨拶

当	齋藤元彦氏	858,782票
	金沢和夫氏	600,728票
	金田峰生氏	184,811票
	中川暢三氏	140,575票
	服部 修氏	46,019票

## 齋藤新知事の掲げる兵庫県政を支援!

- 新型コロナウイルス感染症への対策と感染者の抑え込み**  
 感染対策として、これまで以上に若い世代への協力を呼びかけます。県民の皆様への感染拡大防止のためのお願いと、時短要請などを行うとともに時短協力金など支援策の充実を図ります。酒類提供を停止する飲食店と取引のある酒類販売事業者で著しく売上が減少している事業者に対しては県独自に支援金の上乗せなど支援を実施します。また新規感染者の状況を注視し、可能と判断する場合は速やかに酒類提供制限を緩和します。
- ボトムアップ型の県政**  
 知事、そして県職員が県民によりそい、丁寧に声を聞く身近に感じられる県政を目指します。これまでの知事は県民から遠い存在だと言われていましたが、これからは知事が率先して県民の皆様の声聞いていきます。そしてしっかりと県民の皆様へ寄り添った政治をしていきます。
- ポストコロナ社会の経済活性化、人口減少社会への対応**  
 コロナで傷ついた経済の立て直し、少子高齢化で減少する県内人口増への対策を実施します。県民の皆様命と暮らしを守る、誰一人取り残さない大きなあたたかい県政を目指します。兵庫県は都市部だけでなく様々な地域があり人口減少などは県全体で取り組んでいく視点も大切にしていきたい。
- 行政だけではなく民間のチカラを結集**  
 行政だけで全ての問題を解決しようとするのではなく知事・職員が積極的に民間との交流を進め、一丸となって県政を刷新します。民間企業やNPOなど民間のチカラを結集して「ONETEAM」で兵庫を前に進めていきます。これまでの県政理念である「参画と協働」はさらに推し進め、よりいっそう民間の皆様を活力を活かし県政の発展に努めてまいります。



維新の会県議団は齋藤知事と会談。「行財政改革」のひとつ

**知事**が「知事報酬 **3割** 削減」

**維新県議団**が「議員報酬 **3割** 削減」

の条例案を9月議会に提出することを表明!



齋藤知事と維新の会県議団控室にて

# 維新の会県議団 令和4年度重要政策提言を編成

維新の会県議団として令和4年度の重要政策提言を編成し齋藤知事へ提出いたします。

## 主な提言内容

### 1 行財政構造改革の推進

- 身を切る改革の実行→知事退職金5割、報酬の3割を削減
- 海外駐在事務所の廃止→必要性に乏しい県独自の海外事務所を廃止
- 朝鮮学校への補助金支出見直し

### 2 ポストコロナ時代における医療体制の構築

- 医療体制の維持・増強→様々な規制の基準となっている医療提供体制への負荷軽減
- コロナに感染した妊産婦の診療に関する体制整備→コロナに感染した妊産婦への治療が適切に行える体制整備

### 3 社会基盤整備の推進

- 土砂災害対策→土砂災害特別警戒区域の緊急点検の早期実施
- 道路インフラの整備→大阪湾岸西伸部や名神湾岸連絡道路の早期開通

### 4 教育の充実

- 学校教育の無償化の推進→県内在住者に対し兵庫県立大学への進学を無償化すること
- 子供の貧困対策の強化→経済的に困窮する子供の進学に資する援助を実施すること

### 5 経済対策

- コロナ禍でダメージを受けた県内企業支援→既存のコロナ関連融資を受けた県内企業に対し返済期限延長などの支援
- 「大阪・関西万博」の開催に向けた積極的な推進→アフターコロナの象徴イベントとして世界へ発信できるよう準備を進めること



令和3年度重要政策提言の様子

## 維新の会県議団の活動

### 政務調査会

政務調査会とは？ 県の主要事業の進捗状況や翌年度の当初予算編成における重要施策や新規政策などについて、会派ごとに県の担当者から説明を受け、年2回、8月と1月に意見交換を行います。このうち8月に行われる夏の各会派政務調査会は、県の各部署ごとに主要な事業の進捗状況の説明を受け、議員が質疑を行うもので、この議論をもとに9月には次年度当初予算に向けた重要政策を知事に提案したり、11月には次年度の当初予算編成に対する申し入れを行います。



政務調査会の様子

### 予算申し入れ

予算申し入れとは？ 9月に行った重要政策提言を踏まえて、その政策の実現が図られるよう予算要求にあたり、特に重要とされる事項を知事などに申し入れるものです。(年1回、11月)



知事及び幹部職員に対する予算申し入れ

### 本会議

本会議とは？ 選挙で選ばれた県民の代表「県議会議員」全員が出席して開かれる会議で、兵庫県を今よりもっと住みやすく安全なまちにするために、暮らしに関係のある大事なことを話し合う会議です。本会議を見るためにだれでも座れる傍聴席があり、インターネットで見ることできます。

### 新型コロナウイルス調整会議

新型コロナウイルス調整会議とは？ 新型コロナウイルス感染症についての議会の対応を協議する会議。県への要望や情報収集を一元化し、議会内の感染防止対策なども進める会議です。同会議は各会派の代表者で構成し、感染症に関する委員会の調整に加え、行政への要望や行政から議員に対する情報提供を一元的に扱います。

### 常任委員会管内調査

常任委員会とは？ 常任委員会は、本会議に出された議案などをよりくわしく審査するために、少ない人数の議員からつくられている集まりです。常任委員会は7つあり、議員は必ずどれかの委員会に入っています。

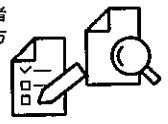
管内調査とは？ 兵庫県内にある各地の施設等現地を訪問して、今の現状を調査したり、改善して欲しいことを聞いたりする活動です。



県内各所での視察の様子

### 重要政策提言

重要政策提言とは？ 政務調査会の内容を踏まえて、県の担当者による翌年度の重要施策等の検討時期に合わせて、県政の基本方針など、重要事項に限定した政策提言を行います。(年1回、9月)



### 予算・決算特別委員会

予算・決算特別委員会とは？ 予算特別委員会は、兵庫県の当初予算について審査するために設置される特別委員会です。決算特別委員会は、兵庫県の前年度決算について審査するために設置される特別委員会です。一年間に使うお金の計画を「予算」と言い、県はその「予算」に基づいてお金を使っていきます。一年経ったところで、実際にどのようにお金を使ったかを報告するのが「決算」です。その「決算」について、予算に基づいて、ちゃんと計画通りにお金を使ったのか、余分なところにお金を使っていないかをチェックするのが決算特別委員会です。



予算特別委員会での質問

## 兵庫県政に関するご意見をお寄せください!

- 兵庫県にICT活用状況は…?
- テレワークへの支援を知りたい!
- 風評被害の状況等etc



## 維新の会 兵庫県議会議員団メンバー紹介

幹事長  
**徳安 淳子** [尼崎市] 総務常任委員会委員

政務調査会長  
**増山 誠** [西宮市] 農政環境常任委員会副委員長

政務調査副会長  
**齋藤なおひろ** [川西市・川辺郡] 建設常任委員会委員

**岸口みのる** [明石市] 文教常任委員会委員

**和田有一朗** [神戸市東水区] 健康福祉常任委員会委員

**高橋みつひろ** [神戸市西区] 産業労働常任委員会委員長

**掘井 健智** [加古川市] 警察常任委員会委員

**門 隆志** [宝塚市] 警察常任委員会委員

お問い合わせ先

維新の会 兵庫県議会議員団

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁3号館3階  
維新の会 兵庫県議会議員団控室  
TEL(078)362-3830 FAX(078)362-5517

令和3年  
夏季号

# 維新の会 兵庫県議会議員団

## 県政 報告

発行●維新の会 兵庫県議会議員団

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁3号館3階 維新の会 兵庫県議会議員団控室  
TEL(078)362-3830 FAX(078)362-5517 <http://ishin-kengidan.hyogo.jp/>

# 齋藤元彦新知事が誕生!



**経歴**

- 日本JC兵庫ブロック 監事
- 加古川市PTA連合会 会長
- 加古川市議会常任委員会委員長
- 日本維新の会 県総支部幹事長・組織強化本部長
- 兵庫県議会文書常任委員会委員長

加古川市

**掘井 健智**

事務所 〒675-0068 加古川市加古川町中津569-2 ポスビル・ソノノ105号室  
TEL&FAX(079)423-7458

7月18日投開票の兵庫県知事選において、齋藤元彦氏が当選しました。齋藤新知事は大阪府の財政課長として吉村大阪府知事の元で経験を積み、5期20年続いた井戸県政の刷新を掲げ、県民の皆様から858,782票と最多得票となりました。

我々兵庫県議会議員団は8月2日の齋藤知事の登庁に際し職員や他党派の議員とともに県庁正面玄関で出迎えました。



齋藤新知事の就任挨拶

当	齋藤元彦氏	858,782票
	金沢和夫氏	600,728票
	金田峰生氏	184,811票
	中川暢三氏	140,575票
	服部 修氏	46,019票

## 齋藤新知事の掲げる兵庫県政を支援!

### ■新型コロナウイルス感染症への対策と感染者の抑え込み

感染対策として、これまで以上に若い世代への協力を呼びかけます。県民の皆様への感染拡大防止のためのお願いと、時短要請などを行うとともに時短協力金など支援策の充実を図ります。酒類提供を停止する飲食店と取引のある酒類販売事業者で著しく売上が減少している事業者に対しては県独自に支援金の上乗せなど支援を実施します。また新規感染者の状況を注視し、可能と判断する場合は速やかに酒類提供制限を緩和します。



### ■ボトムアップ型の県政

知事、そして県職員が県民によりそい、丁寧に声を聞く身近に感じられる県政を目指します。これまでの知事は県民から遠い存在だと言われていましたが、これからは知事が率先して県民の皆様の声聞いていきます。そしてしっかりと県民の皆様に寄り添った政治をしていきます。

### ■ポストコロナ社会の経済活性化、人口減少社会への対応

コロナで傷ついた経済の立て直し、少子高齢化で減少する県内人口増への対策を実施します。県民の皆様命と暮らしを守る、誰一人取り残さない大きなあたたかい県政を目指します。兵庫県は都市部だけでなく様々な地域があり人口減少などは県全体で取組んでいく視点も大切にしていきたい。



### ■行政だけではなく民間のチカラを結集

行政だけで全ての問題を解決しようとするのではなく知事・職員が積極的に民間との交流を進め、一丸となって県政を刷新します。民間企業やNPOなど民間のチカラを結集して「ONETEAM」で兵庫を前に進めていきます。これまでの県政理念である「参画と協働」はさらに推し進め、よりいっそう民間の皆様活力を活かし県政の発展に努めてまいります。

維新の会県議団は齋藤知事と会談。「行財政改革」のひとつ

**知事**が「知事報酬 **3割** 削減」

維新県議団が「議員報酬 **3割** 削減」

の条例案を9月議会に提出することを表明!



齋藤県知事と維新の会県議団控室にて

# 維新の会県議団 令和4年度重要政策提言を編成

維新の会県議団として令和4年度の重要政策提言を編成し齋藤知事へ提出いたします。

## 主な提言内容

### 1 行財政構造改革の推進

- 身を切る改革の実行→知事退職金5割、報酬の3割を削減
- 海外駐在事務所の廃止→必要性に乏しい県独自の海外事務所を廃止
- 朝鮮学校への補助金支出見直し

### 2 ポストコロナ時代における医療体制の構築

- 医療体制の維持・増強→様々な規制の基準となっている医療提供体制への負荷軽減
- コロナに感染した妊産婦の診療に関する体制整備→コロナに感染した妊産婦への診療が適切に行える体制整備

### 3 社会基盤整備の推進

- 土砂災害対策→土砂災害特別警戒区域の緊急点検の早期実施
- 道路インフラの整備→大阪湾岸西伸部や名神湾岸連絡道路の早期開通

### 4 教育の充実

- 学校教育の無償化の推進→県内在住者に対し兵庫県立大学への進学を無償化すること
- 子供の貧困対策の強化→経済的に困窮する子供の進学に資する援助を実施すること

### 5 経済対策

- コロナ禍でダメージを受けた県内企業支援→既存のコロナ関連融資を受けた県内企業に対し返済期限延長などの支援
- 「大阪・関西万博」の開催に向けた積極的な推進→アフターコロナの象徴イベントとして世界へ発信できるよう準備を進めること



令和3年度重要政策提言の様子

## 維新の会県議団の活動

### 政務調査会

政務調査会とは？ 県の主要事業の進捗状況や翌年度の当初予算編成における重要施策や新規政策などについて、会派ごとに県の担当者から説明を受け、年2回、8月と1月に意見交換を行います。このうち8月に行われる夏の各会派政務調査会は、県の各部署ごとに主要な事業の進捗状況の説明を受け、議員が質疑を行うもので、この議論をもとに9月には次年度当初予算に向けた重要政策を知事に提案したり、11月には次年度の当初予算編成に対する申し入れを行います。



政務調査会の様子

### 予算申し入れ

予算申し入れとは？ 9月に行った重要政策提言を踏まえて、その政策の実現が図られるよう予算要求にあたり、特に重要とされる事項を知事などに申し入れるものです。(年1回、11月)



知事及び幹部職員に対する予算申し入れ

### 本会議

本会議とは？ 選挙で選ばれた県民の代表「県議会議員」全員が出席して開かれる会議で、兵庫県を今よりもっと住みやすく安全なまちにするために、くらしに関係のある大事なことを話し合う会議です。本会議を見るためにたれでも座れる傍聴席があり、インターネットで見られることもできます。

### 新型コロナウイルス調整会議

新型コロナウイルス調整会議とは？ 新型コロナウイルス感染症についての議会の対応を協議する会議。県への要望や情報収集を一元化し、議会内の感染防止対策なども進める会議です。同会議は各会派の代表者で構成し、感染症に関する委員会の調整に加え、行政への要望や行政から議員に対する情報提供を一元的に扱います。

### 常任委員会管内調査

常任委員会とは？ 常任委員会は、本会議に出された議案などをよりくわしく審査するために、少ない人数の議員からつくられている集まりです。常任委員会は7つあり、議員は必ずどれかの委員会に入っています。

管内調査とは？ 兵庫県内にある各地の施設等現地を訪ねて、今の現状を調査したり、改善して欲しいことを聞いたりする活動です。



県内各所での視察の様子

### 重要政策提言

重要政策提言とは？ 政務調査会の内容を踏まえて、県の担当者による翌年度の重要施策等の検討時期に合わせて、県政の基本方針など、重要事項に限定した政策提言を行います。(年1回、9月)

### 予算・決算特別委員会

予算・決算特別委員会とは？ 予算特別委員会は、兵庫県の当初予算について審査するために設置される特別委員会です。決算特別委員会は、兵庫県の前年度決算について審査するために設置される特別委員会です。一年間にお金を使った計画を「予算」と言い、県はその「予算」に基づいてお金を使っていきます。一年経ったところで、実際にどのようにお金を使ったかを報告するのが「決算」です。その「決算」について、予算に基づいて、ちゃんと計画通りにお金を使ったのか、余分なところにお金を使っていないかをチェックするのが決算特別委員会です。



予算特別委員会での質疑

## 兵庫県政に関するご意見をお寄せください!

- 兵庫県にICT活用状況は…?
- テレワークへの支援を知りたい!
- 風評被害の状況等etc



## 維新の会 兵庫県議会議員団メンバー紹介

幹事長  
**徳安 淳子** [尼崎市] 総務常任委員会委員

政務調査会長  
**増山 誠** [西宮市] 農政環境常任委員会副委員長

政務調査副会長  
**齋藤なおひろ** [川西市・川辺郡] 建設常任委員会委員

岸口みのる [明石市] 文教常任委員会委員

和田有一朗 [神戸市垂水区] 健康福祉常任委員会委員

高橋みつひろ [神戸市西区] 産業労働常任委員会委員長

掘井 健智 [加古川市] 警察常任委員会委員

門 隆志 [宝塚市] 警察常任委員会委員

お問い合わせ先

維新の会 兵庫県議会議員団

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁3号館3階  
維新の会 兵庫県議会議員団控室  
TEL(078)362-3830 FAX(078)362-5517

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 3年 9月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・ <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
7	9/21  県政報告紙 印刷・折込料金	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 <b>100%</b>
		案分の説明
		案分率
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( 9 - 2 に添付 )		
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		



(添付様式7)

## 活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名

—

活動名	維新の会 兵庫県議会議員団 県政報告 令和3年夏季号 折込・印刷・デザイン			
活動概要	発行:令和3年9月18日(土) 部数:50,000部 配布地域:姫路市 配布方法:新聞折込 内容:新知事の掲げる兵庫県政等 案分率:県政報告紙の面積案分にて100%			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	印刷・折込代	247,500	9-7	
		合計		
備考	※添付書類:県政報告紙、請求書、振込明細			

\*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

\*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果、⑧広報紙発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

## 齋藤元彦新知事が誕生!



7月18日投開票の兵庫県知事選において、齋藤元彦氏が当選しました。齋藤新知事は大阪府の財政課長として吉村大阪府知事の元で経験を積み、5期20年続いた井戸県政の刷新を掲げ、県民の皆様から858,782票と最多得票となりました。我々兵庫県議会議員団は8月2日の齋藤知事の登庁に際し職員や他党派の議員とともに県庁正面玄関で出迎えました。



齋藤新知事の就任挨拶

兵庫県知事選の結果	当選	得票数
	齋藤元彦氏	858,782票
	金沢和夫氏	600,728票
	金田峰生氏	184,811票
	中川暢三氏	140,575票
	服部 修氏	46,019票

## 齋藤新知事の掲げる兵庫県政を支援!

### ■ 新型コロナウイルス感染症への対策と感染者の抑え込み

感染対策として、これまで以上に若い世代への協力を呼びかけます。県民の皆様への感染拡大防止のためのお願いと、時短要請などを行うとともに時短協力金など支援策の充実を図ります。酒類提供を停止する飲食店と取引のある酒類販売事業者で著しく売上が減少している事業者に対しては県独自に支援金の上乗せなど支援を実施します。また新規感染者の状況を注視し、可能と判断する場合は速やかに酒類提供制限を緩和します。



### ■ ボトムアップ型の県政

知事、そして県職員が県民によりそい、丁寧に声を聞く身近に感じられる県政を目指します。これまでの知事は県民から遠い存在だと言われていましたが、これからは知事が率先して県民の皆様の声聞いていきます。そしてしっかりと県民の皆様へ寄り添った政治をしていきます。

### ■ ポストコロナ社会の経済活性化、人口減少社会への対応

コロナで傷ついた経済の立て直し、少子高齢化で減少する県内人口増への対策を実施します。県民の皆様への命と暮らしを守る、誰一人取り残さない大きなあたたかい県政を目指します。兵庫県は都市部だけでなく様々な地域があり人口減少などは県全体で取り組んでいく視点も大切にしていきたい。



### ■ 行政だけではなく民間のチカラを結集

行政だけで全ての問題を解決しようとするのではなく知事・職員が積極的に民間との交流を進め、一丸となって県政を刷新します。民間企業やNPOなど民間のチカラを結集して「ONETEAM」で兵庫を前に進めていきます。これまでの県政理念である「参画と協働」はさらに推し進め、よりいっそう民間の皆様を活力を活かし県政の発展に努めてまいります。

維新の会県議団は齋藤知事と会談。「行財政改革」のひとつ

知事が「知事報酬 3割削減」

維新県議団が「議員報酬 3割削減」

の条例案を9月議会に提出することを表明!



齋藤知事と維新の会県議団控室にて



# 維新の会県議団 令和4年度重要政策提言を編成

維新の会県議団として令和4年度の重要政策提言を編成し齋藤知事へ提出いたします。

## 主な提言内容

### 1 行財政構造改革の推進

- 身を切る改革の実行 → 知事退職金5割、報酬の3割を削減
- 海外駐在事務所の廃止 → 必要性に乏しい県独自の海外事務所を廃止
- 朝鮮学校への補助金支出見直し

### 2 ポストコロナ時代における医療体制の構築

- 医療体制の維持・増強 → 様々な規制の基準となっている医療提供体制への負荷軽減
- コロナに感染した妊産婦の診療に関する体制整備 → コロナに感染した妊産婦への治療が適切に行える体制整備

### 3 社会基盤整備の推進

- 土砂災害対策 → 土砂災害特別警戒区域の緊急点検の早期実施
- 道路インフラの整備 → 大阪湾岸西伸部や名神湾岸連絡道路の早期開通

### 4 教育の充実

- 学校教育の無償化の推進 → 県内在住者に対し兵庫県立大学への進学を無償化すること
- 子供の貧困対策の強化 → 経済的に困窮する子供の進学に資する援助を実施すること

### 5 経済対策

- コロナ禍でダメージを受けた県内企業支援 → 既存のコロナ関連融資を受けた県内企業に対し返済期限延長などの支援
- 「大阪・関西万博」の開催に向けた積極的な推進 → アフターコロナの象徴イベントとして世界へ発信できるよう準備を進めること



令和3年度重要政策提言の様子

## 維新の会県議団の活動

### 政務調査会

政務調査会とは？ 県の主要事業の進捗状況や翌年度の当初予算編成における重要施策や新規政策などについて、会派ごとに県の担当者から説明を受け、年2回、8月と1月に意見交換を行います。このうち8月に行われる夏の各会派政務調査会は、県の各部署ごとに主要な事業の進捗状況の説明を受け、議員が質疑を行うもので、この議論をもとに9月には次年度当初予算に向けた重要政策を知事に提案したり、11月には次年度の当初予算編成に対する申し入れを行います。



政務調査会の様子

### 予算申し入れ

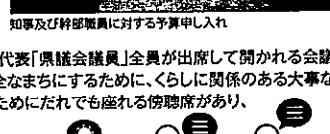
予算申し入れとは？ 9月に行った重要政策提言を踏まえて、その政策の実現が図られるよう予算要求にあたり、特に重要とされる事項を知事に申し入れるものです。(年1回、11月)



知事及び幹部職員に対する予算申し入れ

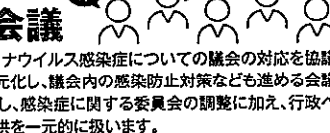
### 本会議

本会議とは？ 選挙で選ばれた県民の代表「県議会議員」全員が出席して開かれる会議で、兵庫県を今よりもっと住みやすく安全なまちにするために、暮らしに関係のある大事なことを話し合う会議です。本会議を見るためにだれでも座れる傍聴席があり、インターネットで見られることもできます。



### 新型コロナウイルス調整会議

新型コロナウイルス調整会議とは？ 新型コロナウイルス感染症についての議会の対応を協議する会議。県への要望や情報収集を一元化し、議会内の感染防止対策なども進める会議です。同会議は各会派の代表者で構成し、感染症に関する委員会の調整に加え、行政への要望や行政から議員に対する情報提供を一元的に扱います。



### 常任委員会管内調査

常任委員会とは？ 常任委員会は、本会議に出された議案などをよりよく審査するために、少ない人数の議員からつくられている集まりです。常任委員会は7つあり、議員は必ずどれかの委員会に入っています。

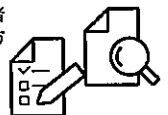
管内調査とは？ 兵庫県内にある各地の施設等現地を訪問して、今の現状を調査したり、改善して欲しいことを聞いたりする活動です。



県内各所での視察の様子

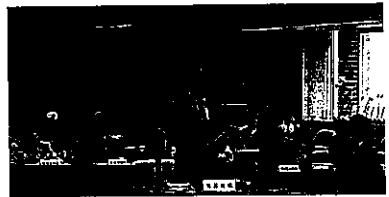
### 重要政策提言

重要政策提言とは？ 政務調査会の内容を踏まえて、県の担当者による翌年度の重要施策等の検討時期に合わせて、県政の基本方針など、重要事項に限定した政策提言を行います。(年1回、9月)



### 予算・決算特別委員会

予算・決算特別委員会とは？ 予算特別委員会は、兵庫県の当初予算について審査するために設置される特別委員会です。決算特別委員会は、兵庫県の前年度決算について審査するために設置される特別委員会です。一年間に使うお金の計画を「予算」と言い、県はその「予算」に基づいてお金を使っていきます。一年経ったところで、実際にどのようにお金を使ったかを報告するのが「決算」です。その「決算」について、予算に基づいて、ちゃんと計画通りにお金を使ったのか、余分なところにお金を使っていないかをチェックするのが決算特別委員会です。



予算特別委員会での質問

## 兵庫県政に関するご意見をお寄せください!

- 兵庫県にICT活用状況は…?
- テレワークへの支援を知りたい!
- 風評被害の状況等etc



## 維新の会 兵庫県議会議員団メンバー紹介

幹事長  
**徳安 淳子** [尼崎市] 総務常任委員会委員

政務調査会長  
**増山 誠** [西宮市] 農政常任委員会副委員長

政務調査副会長  
**齊藤なおひろ** [川西市・川辺郡] 建設常任委員会委員

**岸口みのる** [明石市] 文教常任委員会委員

**和田有一朗** [神戸市垂水区] 健康福祉常任委員会委員

**高橋みつひろ** [神戸市西区] 産業労働常任委員会委員長

**掘井 健智** [加古川市] 警察常任委員会委員

**門 隆志** [宝塚市] 警察常任委員会委員

お問い合わせ先

維新の会 兵庫県議会議員団

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁3号館3階  
維新の会 兵庫県議会議員団控室  
TEL(078)362-3830 FAX(078)362-5517

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 9月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <b>事務費</b> ・人件費		
8	9/24  会派プロバイダー料	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	<b>100%</b>
		案分の説明	
		案分率	
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( 9 - 2 に添付 )		
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011  
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

郵便区内特別

9/24

NTTファイナンス



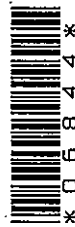
NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

兵庫県庁3号館 3階  
兵庫県議会 日本維新の会 様

発行年月日 2021年 9月17日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-3335550 (無料)  
【速付先】  
〒536 大阪市城東区森之宮1-6  
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F  
社用コード M2002111004 06923 06844 00 J  
61-000000 1 0 21090301J



021092101041371187



06923

Webでのお問い合わせ先



http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page-1

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。 ( 1 / 2 ページ )

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5920-8412 4610-1770-87880	2021年 9月ご請求分	5,940円	2021年 9月30日(木)

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT西日本分ご請求額 4,730円  
NTTファイナンス分ご請求額 1,210円



( 2 / 2 ページ )

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5920-8412	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 9月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1770-87880)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税 T
◆00-5920-8412				
◇NTT西日本ご利用分	4,730	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 光はじめ割 8月 1日～ 8月31日 2023年08月～2023年10月以 外の解約は解約金がかかります 合算表示の料金合計×1.0%	合
		-1,100		合
		430	消費税等相当額 (合計)	
◇NTT西日本分 (小計)	4,730	4,730	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。 * 契約番号: N194337650	非
◇合計	5,940	5,940	合計	
<p>&lt;NTTファイナンスからのお知らせ&gt; ◎上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。</p>				

ユニバーサルサービス料他には、2021年7月利用料分から2022年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。  
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。  
[https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/qa/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されていま

M2002111004 06923 06844

(添付様式2)

### 領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 10月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <span style="border: 1px solid black;">事務費</span> ・人件費		
1	10/5  労働者派遣契約料	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	<span style="border: 1px solid black;">100%</span>
		案分の説明	
		案分率	
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( ー ) に添付)			
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである			

普通預金 (兼お借入明細)

10

	年月日(和暦)	記号	お引出し金額(円)	お預入れ金額(円)	残高(円)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23	3-10--5	振込	*194,040	W21 アテ`コ (カ` ①	
24	3-10--7	振込	*11,000	W21 カ)ク`タ`シ`ス`タ` ②	



普通預金 (兼お借入明細)

11

	年月日(和暦)	記号	お引出し金額(円)	お預入れ金額(円)	残高(円)
1					
2	3-10-7	振替	*220	振込手数料	②
3					
4					
5					
6					
7	3-10-20	振替	*6,051	NTT電話料	③
8	3-10-21	振替	*5,731	PE NTTファイナ	④
9					
10	3-10-21	振込	*125,952	W21 カト 9カ	
11	3-10-26	振替	*7,967	DF.ヨマストリク	⑥
12	3-10-27	振替	*3,165	SMBC(アスク)	⑦
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

残高を新通帳へ  
繰越しました



# 請求書

発行日 2021/10/05

請求No. 767731

発行No. 1

アデコ株式会社

〒 650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

3号館 維新の会 兵庫県議会議員

団控室

維新の会 兵庫県議会議員団

兵庫県議会議員団

神戸支社

兵庫県神戸市中央区

7-1-8 三宮プラザWEST3F

TEL 050-2000-7157



10/5

御中

下記のとおりご請求申し上げます。

**合計金額 ￥194,040**

内 訳	数 量	単 価	金 額
期間 2021.09.01 ~ 2021.09.30 時間内	84H 00M	2100	176,400

お客様コード 000528840001

お支払予定日 2021年10月31日

お振込先

口座名義 アデコ株式会社 アデコ(カ)

お支払日が銀行休業日にあたる場合は、休業日の前日までにお支払ください。

課税対象額	176,400
消費税(10%)	17,640
立替金等	
合計金額	194,040

<b>就業先・就業場所</b>
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1

<b>就業部署</b>
兵庫県議会議員団

<b>事業所</b>
維新の会 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室

<b>組織単位</b>
兵庫県議会議員団

<b>契約No.</b>	<b>クライアントNo.</b>	<b>契約期間</b>	<b>スタッフ</b>
JA22806019009962	-	2021/07/01~2021/09/30	

<b>派遣会社</b>
アデコ株式会社

出勤日数(在宅含)	在宅日数	欠勤日数	有休日数	営業交通費計	出張交通費計	日当計	立替金その他計
14日	0日	0日	0日	0円	0円	0円	0円
実働時間	時間内	時間外	法定休日	深夜	深夜時間外	法定休日深夜	
84:00	84:00	00:00	00:00	00:00	00:00	00:00	

月	日	曜	区分	開始	終了	休憩	実働	備考
9	1	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
9	2	金	休日					
9	3	土	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
9	4	日	休日					
9	5	月	休日					
9	6	火	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
9	7	水	休日					
9	8	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
9	9	金	休日					
9	10	土	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
9	11	日	休日					
9	12	月	休日					
9	13	火	休日					
9	14	水	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
9	15	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
9	16	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
9	17	土	休日					
9	18	日	休日					
9	19	月	休日					
9	20	火	休日					
9	21	水	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
9	22	木	休日					
9	23	金	休日					
9	24	土	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
9	25	日	休日					
9	26	月	休日					
9	27	火	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
9	28	水	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
9	29	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
9	30	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	



就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA22806019009962	-	2021/07/01~2021/09/30	
派遣会社			
アデロ株式会社			
業務内容			
一般事務・OA事務 職務難易度：C 経費精算、資料作成、電話対応、システム入力、出張手配、来客対応、その他部署内サポート業務 責任の程度：役職：なし 役職なし			

月	日	曜	付随的業務時間	付随的業務の内容(1割を超えた場合)	契約書に記載のない業務	契約書外の就業場所及び所在地
9	1	水				
9	2	木				
9	3	金				
9	4	土				
9	5	日				
9	6	月				
9	7	火				
9	8	水				
9	9	木				
9	10	金				
9	11	土				
9	12	日				
9	13	月				
9	14	火				
9	15	水				
9	16	木				
9	17	金				
9	18	土				
9	19	日				
9	20	月				
9	21	火				
9	22	水				
9	23	木				
9	24	金				
9	25	土				
9	26	日				
9	27	月				
9	28	火				
9	29	水				
9	30	木				

# 労働者派遣契約内容通知書

2021年5月17日

本書面は、貴社と弊社が労働者派遣契約に合意した内容を記載しております。  
 本書面の内容にご同意されない場合は、本書面到着後1週間以内にその旨を書面にてお知らせください。  
 期間内に書面によるご連絡がない場合には、本書面の内容にて労働者派遣契約にご同意いただいたものとさせていただきます。

アデコ株式会社

契約No. JA228060  
 クライアントNo. 00052884

本書面の写しは、派遣先管理台帳の一部となります。

派遣先	企業名	イシノカイヒョウゴケンギカイギンダン 維新の会 兵庫県議会議員団								
	事業所単位	維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室								
	組織単位	兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 政調副会長								
	就業場所及び部署	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1 兵庫県議会議員団							TEL 078-362-3830	
	指揮命令者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様							TEL 078-362-3830	
		TEL								
	派遣先責任者	兵庫県議会議員団 幹事長 角 隆志 様							TEL 078-362-3830	
派遣元	苦情処理責任者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様							TEL 078-362-3830	
	事業所	アデコ(株) 神戸支社 兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-8 三宮プラザ WEST 3F							派13-010531	
	営業担当者	神戸支社							TEL 050-2000-7157	
	派遣元責任者	神戸支社							TEL 050-2000-7157	
就業条件	苦情処理担当者	神戸支社							TEL 050-2000-7157	
	業務内容	職種：一般事務・OA事務 経費精算、資料作成、電話応対、システム入力、出張手配、来客応対、その他部署内サポート業務  職務難易度：C  責任の程度：役職なし 役職なし								
	派遣人数	1人 無期雇用労働者または60歳以上の者に限定しない / 労使協定対象派遣労働者に限定する								
	派遣期間	2021年07月01日 ~ 2021年09月30日 (変更前) 2021年07月01日 ~ 2021年09月30日								
	事業所抵触日	2022年11月06日 [派遣先における事業所単位の期間制限に抵触する日]								
	期間制限 非該当事由									
	就業日及び休日	月	火	水	木	金	土	日	祝	週3日 日曜起算
		一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	休日	休日	休日	
		勤務シフト表による								
	就業時間	① 09:00~16:00 休憩時間 ② 12:00~13:00							所定労働時間	06時間00分
時間外労働	有 時間外割増 08時間00分超					休日労働		無		
福利厚生	休憩室 無、給食施設 無、更衣室 無 派遣先の施設及び設備について便宜供与する。屋内禁煙、教育訓練/有り/業務の手順等に関する研修 (OJT)									
その他										
時間外労働及び休日労働、安全衛生、苦情処理方法及び連絡体制、派遣労働者の雇用の安定を図るための措置、派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置、その他定めのない事項については、以下記載の定めのとおりとする。										

請求先	企業名称 維新の会 兵庫県議会議員団 住所 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館 維新の会 兵庫県議会議員団控室 部署・担当者 兵庫県議会議員団 御中					
	請求単位	時給	普通残業	¥2,625/時	法定残業割増加算(月60時間超)	¥525/時
請求額	請求単価	¥2,100/時	深夜	¥2,625/時	法定休日	¥2,835/時
	交通費	—	深夜残業	¥3,150/時	法定休日深夜	¥3,360/時
	その他					
請求条件	計算単位	時間内：5分単位	時間外：5分単位	消費税区分	外税(合計*率)	
	支払条件	末日締		翌月末日入金		

1. 安全及び衛生に関する事項

派遣先及び派遣元は、労働安全衛生法、労働基準法、労働者派遣法の規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

(1) 健康診断の実施等健康管理に関する事項

派遣元は、派遣労働者の健康維持増進のために、自己の責任において一般健康診断の実施とその結果に基づく措置を行う。ただし、危険有害業務に係る健康診断は、派遣先の責任において実施する。派遣先及び派遣元は、相手方が実施する健康診断等に協力するものとする。

(2) 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた有害業務に従事させる場合は、安全装置の設置、保護具の支給等を行う。

(3) 換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた基準を遵守し、また作業環境測定が必要な職場においては、作業環境測定を実施する。

(4) 安全衛生教育に関する事項

派遣元は、雇入れ時に業務上必要な安全衛生教育を行う。派遣先は、作業内容を変更する際、業務上必要な安全衛生に関する教育を行う。

(5) 免許の取得、技能講習の修了の有無等就業制限に関する事項

派遣先及び派遣元は、免許の取得、技能講習の修了等就業制限のある業務については、当該免許を有し、又は技能講習を修了した者を従事させる。

(6) 安全衛生管理体制に関する事項

派遣先は、派遣労働者を含めた安全衛生管理体制を確立し、派遣元は派遣先の行う安全衛生活動へ必要に応じて協力するものとする。

(7) VDT機器使用における安全衛生管理に関する事項

派遣先は、VDT機器を使用して作業する場合は、連続して1時間を超えないこととする。1時間連続して操作したときには少なくとも10分間の作業休止時間を設けるよう配慮することとする。

(8) その他の事項

派遣先は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規程により自己に課された責任を負う。なお、本契約書に定めのない事項及び解釈につき疑義が生じた場合には、派遣労働者の安全衛生を尊重し、派遣元先協議の上、円滑に解決する。

2. 時間外労働及び休日労働

時間外労働がある場合、1日8時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲内とし、また決算、納期の集中等、業務遂行期日に間に合わないときは、就業先の申請に基づき労働者代表に通告し、1年間に6回を限度として休日労働と合わせ1ヶ月96時間まで延長することができ、1年720時間まで延長することができる。なお、上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満且つ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこととする。ただし、業務の特性により研究・開発は1日13時間、1ヶ月150時間、1年720時間の範囲内とする。法定休日労働がある場合は、月2回の範囲内とする。

3. 苦情処理

(1) 派遣元が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(2) 派遣先が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(3) 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

4. 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。

5. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、その雇用意思を事前に派遣元事業主に対して示すこととする。また職業紹介を経由して行うこととし、派遣先は派遣元に対して、別途紹介手数料を支払うものとする。

6. 労働契約申込みみなし制度

派遣先の事業所における期間制限の抵触日は延長されることがあるが、組織単位における期間制限の抵触日は延長されることはない。なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続を適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申込みみなし制度の対象となる。

(添付様式2)

### 領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 10月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目											
2	<p>10/7</p> <p>ホームページ保守管理料</p> <p>振込手数料 220 円</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (10-1 に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>	<table border="1"><tr><td data-bbox="1106 412 1276 452">共通案分率</td><td data-bbox="1276 412 1391 452">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1106 452 1276 492"></td><td data-bbox="1276 452 1391 492">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1106 492 1276 533">それ以外の案分</td><td data-bbox="1276 492 1391 533">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1106 533 1391 1025">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1106 1025 1391 2054">案分率</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		案分率	
共通案分率	50%											
	25%											
それ以外の案分	100%											
案分の説明												
案分率												



(添付様式2)

### 領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 3年 10月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <b>事務費</b> ・人件費		
3	10/20  会派FAX利用料	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (10 - 1 に添付)			
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである			

ご利用料金内訳 (詳細版)



ご請求年月	令和 3年10月分
お客さま番号	(078)362-5517

料金内訳名	金額 (円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
◆9月分			
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料〈基本料〉(事務用)	2,750	合算	7月21日～ 8月20日
Myピリング割引額	-110	合算	Myピリング契約による基本料の割引です。
ダイヤル通話料	45	合算	7月21日～ 8月20日。なお前月分は74円でした。
ユニバーサルサービス料他	4	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	268		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(268)		合算表示の料金を合計した2,689円に10%を乗じて算出しています。
(合計)	2,957		
◆10月分			
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料〈基本料〉(事務用)	2,750	合算	8月21日～ 9月20日
Myピリング割引額	-110	合算	Myピリング契約による基本料の割引です。
ダイヤル通話料	59	合算	8月21日～ 9月20日。なお前月分は45円でした。
ユニバーサルサービス料他	4	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	270		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(270)		合算表示の料金を合計した2,703円に10%を乗じて算出しています。
(小計)	2,973		
【NTTコミュニケーションズご利用分】			
ダイヤル通話料	110	合算	7月21日～ 9月20日、0570等をご利用の場合は、その料金を含む
消費税相当額	11		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(11)		合算表示の料金を合計した110円に10%を乗じて算出しています。
(小計)	121		
(合計)	3,094		
(総合計)	6,051		2ヶ月分のご利用額を合計した金額となります。



(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 3年 10月分)

( 維新の会 )

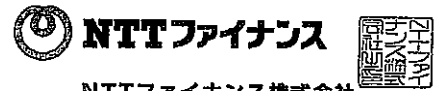
整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <b>事務費</b> ・人件費		
4	10/21  会派プロバイダー料	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (10-1 に添付)			
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである			

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011  
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

郵便区内特別

10/21



NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

兵庫県庁3号館 3階  
兵庫県議会 日本維新の会 様

発行年月日 2021年10月17日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-3335550 (無料)  
【運付先】  
〒536 大阪市城東区森之宮1-6  
-0025 -111 NLG森の宮ビル6F  
社用コード M2002111006 09064 09017 00 J  
61 100010 1 0 21100301J



021102101044892096



09064

Webでのお問い合わせ先



http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page=1

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。

1 / 2 ページ

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5920-8412	2021年10月ご請求分	5,731円	2021年11月1日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
NTT西日本分ご請求額

4,521円



2 / 2 ページ

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5920-8412	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年10月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税別 T/
◆00-5920-8412				
◇NTT西日本ご利用分	4,521	5,400 -1,290	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 光はじめ割 9月1日~9月30日 2023年08月~2023年10月以 外の解約は解約金がかかります 合算表示の料金合計×10%	合 合
◇NTT西日本分(小計)	4,521	4,521	消費税等相当額(合計) (小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。 * 契約番号:N194337650	非対
◇合計	5,731	5,731	合計	
<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。				

ユニバーサルサービス料他には、2021年7月利用料分から2022年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。  
https://www.tca.or.jp/telephonerelay\_service\_support/qa/

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するために負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

M2002111006 09064 09017

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 3年 10月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目									
5	10/22	<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>100%</td></tr><tr><td>案分の説明</td><td></td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
令和 3年 10月 22 日										
受 領 書										
下記金額を受領いたしました。										
¥ 1 2 , 5 4 2 -										
但し、令和 3年 10月分 執行部行動旅費として										
維新の会兵庫県議会議員団										
経理責任者 増山 誠 様										
<u>徳安 淳子</u> ●										

(添付様式7)

## 活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名

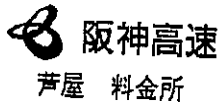
徳安 淳子

活動名	兵庫県遺族会 戦没学徒追悼式					
活動概要	<p>○開催日：令和3年10月3日(日)11:30～12:20</p> <p>○場所：若人の広場公園(南あわじ市)</p> <p>○内容： ・戦没学徒の追悼式に会派を代表して参列 ・ご主催は兵庫県遺族会会長ほかスタッフ約10名程 ・他参列者は、日本遺族会会長、本県知事代理、地元選出県議3名、公明幹事長、共産党団長、他 ・会長ご挨拶のち、それぞれが献花を行った。 ・戦後76年が経過したが、戦争の悲しみは薄れることなく、心の傷を大きく残り、苦しみも続くものであると痛感。 ・準備や対応に若いスタッフがきびきびと活動され、次の世代への継承もしっかりと行われていることに感銘を受けた。</p> <p>○案分率：活動内容はすべて政務活動であるため100%とする。</p> <p>※ガソリン代は満タンで出発し、 調査終了後に減少分を糸合し由のため 100%で充てる。</p>					
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	往路	内容	復路
	有料道路料金	9,440	10-5	芦屋	淡路島南	淡路島南～尾崎西
	ガソリン代	3,102	10-5			
	合計	12,542				
備考	添付書類: 領収書、案内状、席のご案内、追悼式プログラム					

\*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

\*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果、⑧広報紙発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

ご利用ありがとうございます。



お問い合わせ 阪神高速お客さまセンター  
(06) 6576-1484

11/16~26 環状線通行止  
湊町入口→梅田出口

領収書

21年10月03日08時54分  
車種 軽二  
通行料金 現金 ¥1,090

阪神高速道路株式会社

発行番号 4239-01-0003

ご利用ありがとうございます。

本州四国連絡高速道路株式会社  
料金所では一旦停車してください。

料金所 垂水第二  
TEL 078-706-5533

領収書

21年10月 3日 車種  
(本四) 軽二  
通行料金 ¥3,300-  
(内訳)

現金(本四) ¥3,300-  
通行料金は消費税10%対象です。

取扱番号224-00031411-01553



納品書(領収書)

2021年10月03日 15:24

売上 徳安  
エネオス キャッシュ 様 M  
6-610169-49991-003

現金フリー  
車両番号 実車番  
0026-00

レギュラー P-02

18:80L 165円 ¥3,102

合算 ¥3,102  
(消費税10%対象 ¥3,102  
内消費税等 ¥282)

現金売上簿(現金) 出納帳(現金) 10/3/21

松永石油株式会社 守部SS  
兵庫県 尼崎市  
南武庫之荘1丁目1番15号  
TEL:06-6438-7824 SS-610169  
EメールNo. 6169-01 TEL No. 7410-7411  
2021/10/03

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 須磨  
TEL 078-732-6976

21年10月 3日 9時15分  
車種 軽二

通行料金 ¥330-  
(現金)

通行料金は消費税10%対象です  
西日本高速道路株式会社  
大阪府大阪市北区堂島1-6-20

取扱番号2875-02-00

ご利用ありがとうございます。

本州四国連絡高速道路株式会社  
料金所では一旦停車してください。

料金所 淡路島南  
TEL 0799-39-1025

領収書

21年10月 3日 車種  
(本四) 軽二  
通行料金 ¥3,300-  
(内訳)

現金(本四) ¥3,300-  
通行料金は消費税10%対象です。  
取扱番号205-00171019-01545

ご利用ありがとうございます。



阪神高速  
料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 須磨 合併  
TEL 078-732-6976

21年10月 3日14時16分  
車種 軽二

通行料金 ¥330-  
現金(西日本)

通行料金は消費税10%対象です  
西日本高速道路株式会社  
大阪府大阪市北区堂島1-6-20  
取扱番号2839-14-00

ご利用ありがとうございます。



阪神高速  
料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 須磨 合併  
TEL 078-732-6976

21年10月 3日14時16分  
車種 軽二

通行料金 ¥1,090-  
現金(阪高)

通行料金は消費税10%対象です  
阪神高速道路株式会社  
大阪府大阪市北区中之島3-2-4  
取扱番号2839-14-00

本領収証は 県議会議員 徳安淳子 宛  
のものである。

兵 遺 第 30 号

令和 3 年 8 月 18 日

兵庫県議会議員

徳安 淳子 様

一般財団法人 兵庫県遺族会

会 長 柿原 啓志



令和 3 年度「戦没学徒追悼式」について（ご案内）

早涼の候、貴職にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の事業推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、兵庫県遺族会が執り行ないます令和 3 年度戦没学徒追悼式を下記の通りに実施の予定としております。

つきましては、公私ともにご多用のこととは存じますが、遺族会の将来を担う青年部会員の貴重な経験の事業となっておりますので、何卒ご参列を賜りご指導いただきますようご案内とともにお願い申し上げます。

なお恐縮ですが、当日のご出欠について 9 月 10 日（金）までに同封のハガキによりご回答賜りますようお願い申し上げます。

何卒ご参列いただきますようお願い申し上げます。

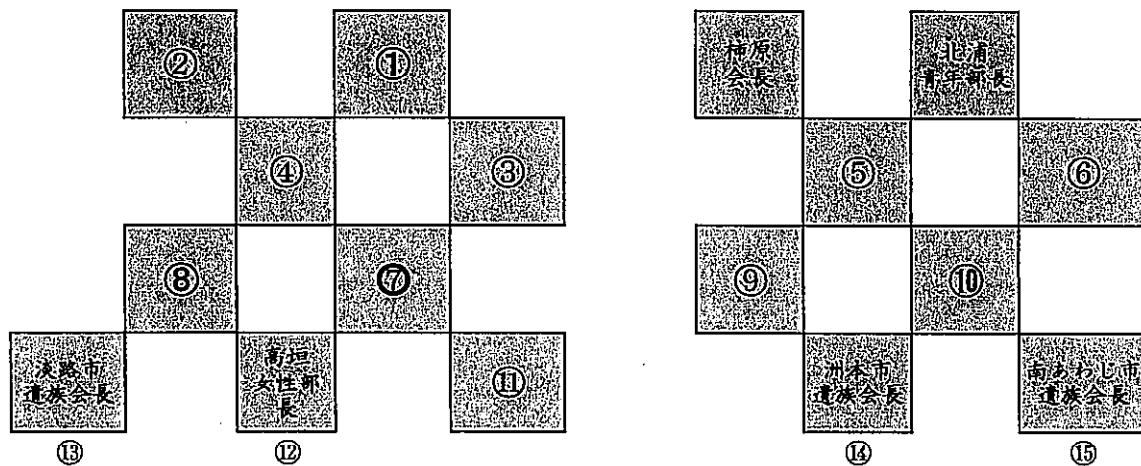
記

- 1 日 時 令和 3 年 10 月 3 日（日） 午前 11 時 30 分から  
(終了予定時刻 12 時 20 分)
- 2 場 所 若人の広場公園（南あわじ市阿万塩屋 2658-7）
- 3 形 式 無 宗 教



2021 戦没学徒追悼式 席のご案内

▲  
記念塔



番号	参列者ご芳名		代理者ご芳名	
1	兵庫県知事	齋藤 元彦 様	福祉部長	入江 武信 様
2	日本遺族会長	水落 敏栄 様		
3	兵庫県議会議員 (南あわじ市選出)	永田 秀一 様		
4	兵庫県議会議員 (淡路市選出)	原 テツアキ 様		
5	兵庫県議会 (洲本市選出)	浜田 知昭 様		
6	兵庫県議会議員 公明党・県民会議 幹事長	伊藤 勝正 様		
7	維新の会兵庫県議会議員団 幹事長	徳安 淳子 様		
8	兵庫県議会議員 日本共産党 団長	ねりき 恵子 様		
9	淡路県民局長	亀井 浩之 様		
10	南あわじ市長	守本 憲弘 様		
11	兵庫県健康福祉部 社会福祉局 地域福祉課長	野田 誠一 様		

令和3年度

# 戦没学徒追悼式

日 時 令和3年10月3日(日)

午後11時30分～12時20分

場 所 若人の広場公園(南あわじ市)

主 催 (一財)兵庫県遺族会

共 催 兵庫県



## 式次第

11：30 開 式

国 歌

黙 禱

式辞 兵庫県遺族会  
会 長 柿原啓志

追悼のことば 兵庫県知事  
齋藤 元彦

追悼のことば 日本遺族会  
会長 水落敏栄

追悼のことば 兵庫県遺族会  
青年部長 北浦基広

献 花

12：20 閉 式

# 若人の広場公園

「戦没学徒記念若人の広場」は、先の大戦において、学業半ばでさまざまな軍需工場での生産に動員され、そこで亡くなった男女学徒を追悼する施設として、1967(昭和42)年に建設されました。戦地に向かった学徒も含めるとその数は約400万人に及び、そのうち約20万人余の学徒が亡くなりました。そうした若く尊い命を捧げた学徒の思いや戦争の悲惨さを後世に伝え、恒久平和を願う無二の施設であります。

世界的建築家の故・丹下健三氏(1913~2005年)の設計で、象徴的な鋭角に尖った塔が天空に向かって屹立している高さ25mの「記念塔」と、周囲が石垣の壁面からなる造形美が印象的な「展示資料館」が併設されていました。

記念塔の下部には「若者よ 天と地をつなぐ灯たれ」と記された「永遠の灯」が灯されていましたが、阪神・淡路大震災の被害などにより閉鎖を余儀なくされていました。

多くの再開を望む声を受け、丹下氏の設計思想が強く反映された当初の建築物としての魅力を最大限に活かした再整備を行い、地元の若者により採火された「永遠の灯」を灯し、恒久平和を願い、誓い合い、市民が憩える都市公園として、2013(平成25)年8月に工事着手し、戦後70年にあたる2015(平成27)年3月に完成、再び開園いたしました。

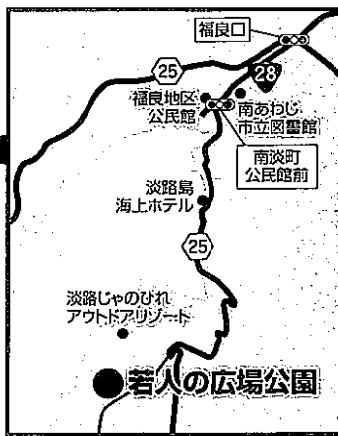
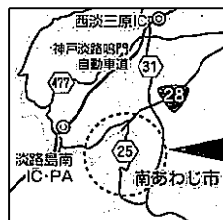
福良湾を見下ろす大見山(標高145m)に位置する「若人の広場公園」展望台からは雄大なパノラマが広がり、鳴門海峡を眺望することができます。

時には、雲の切れ間から降り注ぐ「天使のはしご」が現れ、鳴門海峡を神秘的な光で包みます。

南あわじ市



公園ゾーン(休憩棟、屋外舞台・展示スペース・トイレ)



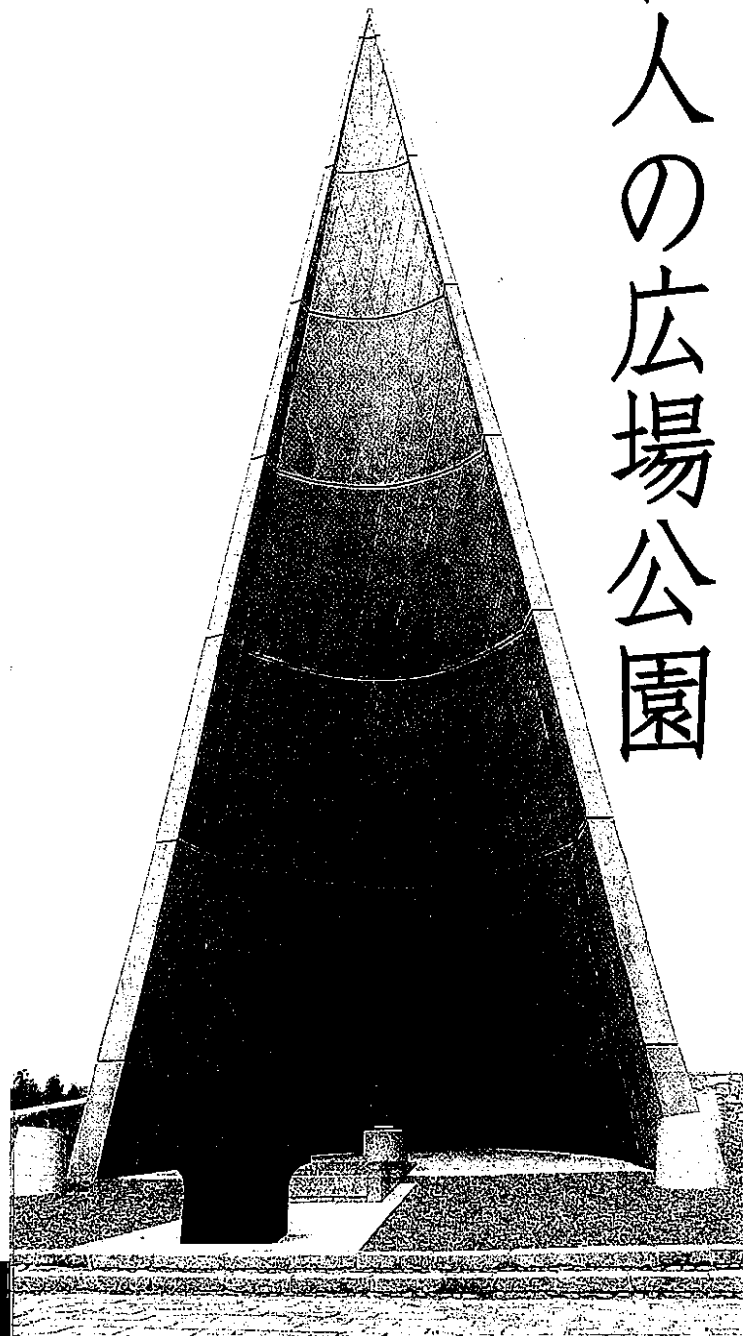
入園無料

【開園時間】9時~17時  
(季節により変動あり)

【駐車場】  
27台・身障者用2台

【アクセス】  
西淡三原ICから車で約25分  
淡路島南ICから車で約20分

# 若人の広場公園



## 若人の広場公園

兵庫県南あわじ市阿万塩屋町2658番地7 大見山

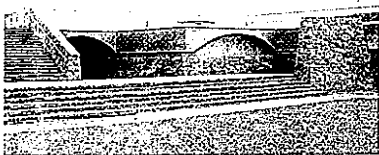
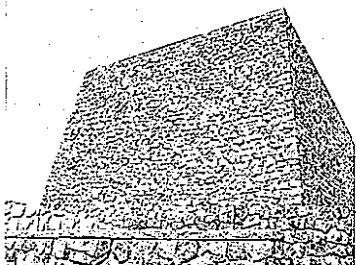
## 絶景の景観



屋上展望台からは、眼下に広がる鳴門海峡があり、その海の向こうには徳島の地までも望める素晴らしいロケーションとなっています。

## 自然と 調和した外観

▶石積みで仕上げた外壁の造形美がとても印象的です。



◀管理棟の屋上展望台には大階段で上がることができます。

### 若人の広場公園 概要

○所在地:兵庫県南あわじ市阿方塩屋町2658番地7 ○公園面積:70,820.94㎡

記念塔(築造面積70.62㎡、高さ24.95m)

鉄筋コンクリート造/直接基礎構造

管理棟(延床面積726.48㎡、高さ12.273m)

鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造/直接基礎構造

(管理室、展示・研修スペース、休憩スペース、テラス、屋上展望台及びステージ、トイレ、自動販売機)  
バリアフリー施設(スロープ、斜行型昇降設備、多目的トイレ)

公園ゾーン

○休憩所(築屋(延床面積33.64㎡・高さ4.4m)鉄筋コンクリート造/直接基礎構造、ミストシステム)

○屋外トイレ(延床面積44.65㎡・高さ4.279m)鉄筋コンクリート造/直接基礎構造

○屋外スペース(イベントスペース、アート展示スペース、舞台)

○駐車場(27台・身障者用2台) ○植樹帯

## わだつみのこえ

本郷 新(1905-1980)

戦没学生記念像《わだつみのこえ》は、第二次大戦末期、学徒出陣により命を失った青年たちの遺稿集「きけわだつみのこえ」(1949年)の刊行収益をもとに、戦後の日本を代表する彫刻家 本郷新が制作したものです。

本郷は、若者たちが二度と軍服に身を包むことのないようにとの願いを込めて、すこやかで美しい青年の裸身表現しました。うつむいた顔に右手を添え、左手を強く握りしめた独特のポーズには、若くして命を散らさねばならなかった者たちの「怒りと悲しみと煩悶」という複雑な感情が託されています。

本郷は後に「私はこの像を作るのに平和への祈りをこめた。反戦、平和の象徴としてこの像をみてもらえればいい」と語りました。

「わだつみ」の地、ここ鳴門海峡の潮騒が聞こえる景勝地に建立されたこの像には、世界の戦争・紛争で失われた尊い命への鎮魂と、恒久平和への願いが強く込められています。

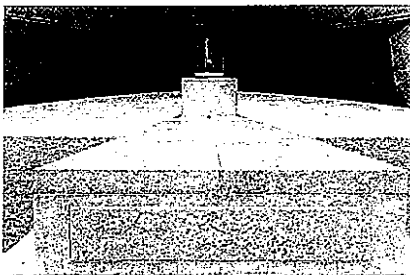


## 永遠の灯

記念塔の下部には「若者よ 天と地をつなぐ灯たれ」と記された「永遠の灯」が灯されていましたが、阪神・淡路大震災の被害などにより途絶えたままの状態になっていました。

永遠の灯は、若くして、志半ばで亡くなった学徒たちの生命を悼むために、また、その生命が願ったものを道標として次の若い世代に伝えるために、この若人の広場にて、復活し、再び永遠に燃え続けます。

この火は、古くから人々の信仰の地で、霊場としても繁栄した淡路島最高峰、諭鶴羽山(つづは)山頂近くに鎮座する諭鶴羽神社で、2015(平成27)年3月7日、終戦の年に誕生された方や、戦争の犠牲となった学徒と同年代の若者たちによって火を起こし、採火されたものです。



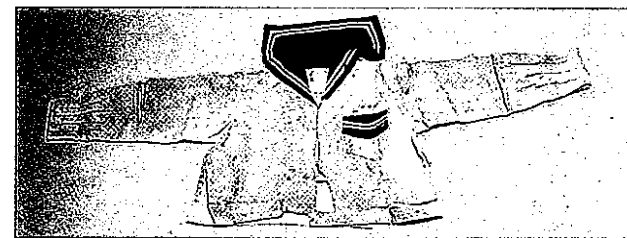
## 学徒遺品のパネル展示

■中野千鶴子さん 愛知県立新城高等女学校(現・新城中学) 18歳

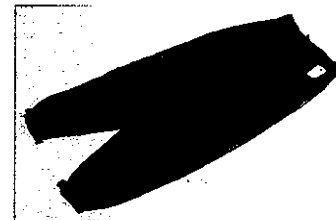


奇麗 中野信子氏

豊川海軍工廠に動員される。動員されてから永い間病欠していたが、1945年8月7日、豊川海軍工廠空爆の日、千鶴子さんは勤務に復帰していた。避難命令で避難した壕内でB29による直撃弾を受けるものの、何とか正門の近くまで逃げ延びる。しかしながら、今度はP51の掃討にさらされ、爆弾の破片が千鶴子さんの胸部を貫通する。国府高女の仮収容所に運ばれたが、苦しみぬいて、翌日亡くなった。



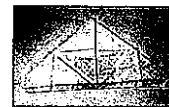
中野千鶴子さんのセーラー服



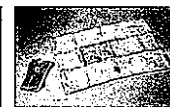
中野千鶴子さんのもんぺ



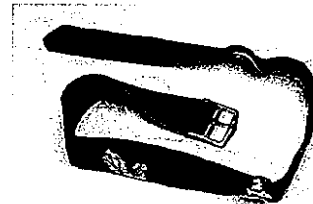
中野千鶴子さんの下着



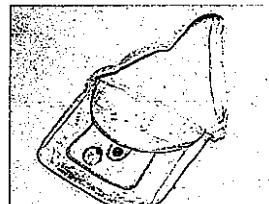
中野千鶴子さんの三角の白布



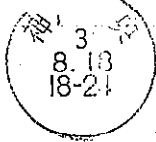
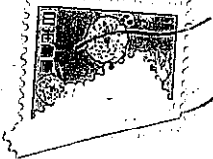
中野千鶴子さんのガーゼと脱脂綿



中野千鶴子さん本人の作ったベルト



中野千鶴子さんの肩掛けカバン  
中野千鶴子さん本人が作ったもの



〒660-0881

尼崎市昭和通 5-161-2-101

兵庫県議会議員

徳安 淳子 様

一般財団法人 **兵庫県遺族会**

〒650-0013 神戸市中央区花隈町28番14号  
兵庫県遺族会館内

TEL: 078-341-2952 FAX: 078-351-0348

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 3年 10月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目							
6	10/26  ジャストリンク(コピーチャージ料)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1082 405 1299 488">共通案分率</td><td data-bbox="1299 405 1420 488">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1082 488 1299 533">それ以外の案分</td><td data-bbox="1299 488 1420 533">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1082 533 1420 2056">案分の説明</td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (10-1 に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50% 25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明								





# アスクルご請求書

2021年09月30日締切分

650-0011 郵便区内特別  
 兵庫県神戸市中央区  
 下山手通5-10-1  
 兵庫県庁3号館3階



お問い合わせ番号 58112988

維新の会 兵庫県議会議員団

様

B1 133283# 00001/00001 58112988 U AB



00203222 C11-U1

アスクル担当販売店  
 株式会社明光堂  
 アスクル事業部  
 兵庫県神戸市兵庫区  
 塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-362-3830 FAX: 078-362-3924

TEL: 078-576-6288

担当:アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

お買い上げいただきましてありがとうございます。  
 記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

3,165円

うち消費税等 (

287円)

お支払い日 ▶ 2021年 10月 27日

お支払い方法 ▶ 自動引落

お引落	金融機関	
	支店	
	口座	イソノカヒヨコ ケンキ カイイ イダノ

対象期間 2021/09/01 ~ 2021/09/30

当月お買い上げ金額 3,165円

当月返品金額 0円

当月値引金額 0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

上記ご指定の口座よりお引落させていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/割
09/10 53403215 352-246 コピー用紙 マルチペーパー スーパーエコノミー+ A4 1箱	1	3,165 *小計*	3,165 3,165	維新の会様ご発注分	10.0

税率の前に「軽」を表示している明細は、軽減税率対象です。

裏面もご覧ください。



(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 3年 11月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・ <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
1	11/9  ホームページ更新保守料金  振込手数料 165円	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 <input type="checkbox"/> 100%
		案分の説明
		案分率
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( 一 ) に添付)	
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである	

出入金明細照会 (普通/当座/貯蓄)

銀行  
支店

口座  
口座名

印刷日時 2021/11/29 14:14 1/1頁  
照会日時 2021/11/29 14:13  
照会期間 2021/11/ 1 ~ 2021/11/30

イソバカレのこけき 銀行

取引日 起算日	出金額 (内他店手形)	入金額 (内他店手形)	残高	取引区分	手形/小切手NO 依頼人コード	銀行名 支店名	依頼人名/契約者番号	摘要 ED1情報/概要番号
3/11/ 9 3/11/ 9	11,000 ( 0)			振替				W21 カ) システム } ①
3/11/ 9 3/11/ 9	165 ( 0)			振替				ワコムスワフ }
3/11/ 9 3/11/ 9	180,180 ( 0)			振替				W21 7デコ ②
3/11/22 3/11/22	5,731 ( 0)			振替			PE NTTファイナ	ワカ ③
3/11/29 3/11/29	1,738 ( 0)			振替			09628658112988701155	コカサワワカ SWBC(ワカ) ④

\*\*\*プリント終了\*\*\*

[合計情報]	出金明細件数 入金明細件数	5件 0件	出金明細金額 入金明細金額	198,814円 0円	取引前残高 取引後残高	
--------	------------------	----------	------------------	----------------	----------------	--



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 11月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目							
2	11/9  労働者派遣契約料	<table border="1"><tr><td data-bbox="1129 394 1302 472">共通案分率</td><td data-bbox="1302 394 1417 472">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1129 472 1302 517">それ以外の案分</td><td data-bbox="1302 472 1417 517">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1129 517 1417 1016">案分の説明</td></tr></table> <p data-bbox="1086 663 1129 748">案分率</p> <p data-bbox="293 1890 903 1933"><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (11-1) に添付)</p> <p data-bbox="293 1973 1358 2016"><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50% 25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明								

# 請求書

発行日 2021/11/05

請求No. 7702649

発行No. 1

**アデコ株式会社**

〒 650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

3号館 維新の会 兵庫県議会議員

団控室

維新の会 兵庫県議会議員団

兵庫県議会議員団

神戸支社

兵庫県神戸市中央区

7-1-8 三宮プラザWEST 3F

TEL 050-2000-7157



御中

11/9

下記のとおりご請求申し上げます。

**合計金額 ￥180,180**

内 訳	数 量	単 価	金 額
期間 2021.10.01 ~ 2021.10.31 時間内	78H 00M	2100	163,800

お客様コード 000528840001

お支払予定日 2021年11月30日

お振込先

口座名義 アデコ株式会社 アデコ(カ)

お支払日が銀行休業日にあたる場合は、休業日の前日までにお支払ください。

課税対象額	163,800
消費税(10%)	16,380
立替金等	
合計金額	180,180

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
就業部署			
兵庫県議会議員団			
事業所			
維新の会 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室			
組織単位			
兵庫県議会議員団			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA26585919009962	-	2021/10/01~2021/12/31	
派遣会社			
アデコ株式会社			

出勤日数(在宅含)	在宅日数	欠勤日数	有休日数	営業交通費計	出張交通費計	日当計	立替金その他計
13日	0日	0日	1日	0円	0円	0円	0円
実働時間	時間内	時間外	法定休日	深夜	深夜時間外	法定休日深夜	
78:00	78:00	00:00	00:00	00:00	00:00	00:00	

月	日	曜	区分	開始	終了	休憩	実働	備考
10	1	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
10	2	土	休日					
10	3	日	休日					
10	4	月	休日					
10	5	火	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
10	6	水	休日					
10	7	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
10	8	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
10	9	土	休日					
10	10	日	休日					
10	11	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
10	12	火	休日					
10	13	水	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
10	14	木	休日					
10	15	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
10	16	土	休日					
10	17	日	休日					
10	18	月	休日					
10	19	火	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
10	20	水	休日					
10	21	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
10	22	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
10	23	土	休日					
10	24	日	休日					
10	25	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
10	26	火	休日					
10	27	水	有休					
10	28	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
10	29	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
10	30	土	休日					
10	31	日	休日					

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA26585919009962	-	2021/10/01~2021/12/31	
派遣会社			
アデコ株式会社			
業務内容			
一般事務・OA事務 職務難易度:C 経費精算、資料作成、電話対応、システム入力、出張手配、来客対応、その他部署内サポート業務 責任の程度:役職:なし 役職なし			

月	日	曜	付随的 業務時間	付随的業務の内容(1割を超えた場合)	契約書に記載のない業務	契約書外の就業場所及び所在地
10	1	金				
10	2	土				
10	3	日				
10	4	月				
10	5	火				
10	6	水				
10	7	木				
10	8	金				
10	9	土				
10	10	日				
10	11	月				
10	12	火				
10	13	水				
10	14	木				
10	15	金				
10	16	土				
10	17	日				
10	18	月				
10	19	火				
10	20	水				
10	21	木				
10	22	金				
10	23	土				
10	24	日				
10	25	月				
10	26	火				
10	27	水				
10	28	木				
10	29	金				
10	30	土				
10	31	日				

# 労働者派遣契約内容通知書

2021年8月19日

本書面は、貴社と弊社が労働者派遣契約に合意した内容を記載しております。  
 本書面の内容にご同意されない場合は、本書面到着後1週間以内にその旨を書面にてお知らせください。  
 期間内に書面によるご連絡がない場合には、本書面の内容にて労働者派遣契約にご同意いただいたものとさせていただきます。

アデコ株式会社

契約No. JA265859  
 クライアントNo. 00052884

本書面の写しは、派遣先管理台帳の一部となります。

派遣先	企業名	イシンノカイヒョウゴケンギカイギンダン 維新の会 兵庫県議会議員団								
	事業所単位	維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室								
	組織単位	兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 政調副会長								
	就業場所 及び部署	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1 兵庫県議会議員団							TEL 078-362-3830	
	指揮命令者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様							TEL 078-362-3830	
		TEL								
	派遣先責任者	兵庫県議会議員団 幹事長 角 隆志 様							TEL 078-362-3830	
苦情処理責任者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様							TEL 078-362-3830		
派遣元	事業所	アデコ 神戸支社 兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-8 三宮プラザ WEST 3F							派13-010531	
	営業担当者	神戸支社							TEL 050-2000-7157	
	派遣元責任者	神戸支社							TEL 050-2000-7157	
	苦情処理担当者	神戸支社							TEL 050-2000-7157	
就業条件	業務内容	職種：一般事務・OA事務 経費精算、資料作成、電話応対、システム入力、出張手配、来客応対、その他部署内サポート業務 職務難易度：C  責任の程度：役職なし 役職なし								
	派遣人数	1人 無期雇用労働者または60歳以上の者に限定しない / 労使協定対象派遣労働者に限定する								
	派遣期間	2021年10月01日 ～ 2021年12月31日 (変更前) 2021年10月01日 ～ 2021年12月31日								
	事業所抵触日	2022年11月06日 [派遣先における事業所単位の期間制限に抵触する日]								
	期間制限 非該当事由									
	就業日 及び休日	月	火	水	木	金	土	日	祝	週3日
		一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	休日	休日	休日	日 曜起算
		勤務シフト表による								
	就業時間	① 09:00～16:00 休憩時間 ② 12:00～13:00							所定労働時間	06時間00分
	時間外労働	有 時間外割増 08時間00分超					休日労働	無		
福利厚生	休憩室 無、給食施設 無、更衣室 無 派遣先の施設及び設備について便宜供与する。屋内禁煙、教育訓練/有り/業務の手順等に関する研修 (OJT)									
その他										
時間外労働及び休日労働、安全衛生、苦情処理方法及び連絡体制、派遣労働者の雇用の安定を図るための措置、派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置、その他定めのない事項については、以下記載の定めのとおりとする。										



請求先	企業名称 維新の会 兵庫県議会議員団 住所 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館 維新の会 兵庫県議会議員団控室 部署・担当者 兵庫県議会議員団 御中				
	請求単位 請求単価	時給 ¥2,100/時	普通残業 深夜 深夜残業	¥2,625/時 ¥2,625/時 ¥3,150/時	法定残業割増加算(月60時間超) 法定休日 法定休日深夜
請求額	交通費 — その他				
請求条件	計算単位	時間内：5分単位	時間外：5分単位	消費税区分	外税(合計*率)
	支払条件	末日締		翌月末日入金	

1. 安全及び衛生に関する事項

派遣先及び派遣元は、労働安全衛生法、労働基準法、労働者派遣法の規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

(1) 健康診断の実施等健康管理に関する事項

派遣元は、派遣労働者の健康維持増進のために、自己の責任において一般健康診断の実施とその結果に基づく措置を行う。ただし、危険有害業務に係る健康診断は、派遣先の責任において実施する。派遣先及び派遣元は、相手方が実施する健康診断等に協力するものとする。

(2) 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた有害業務に従事させる場合は、安全装置の設置、保護具の支給等を行う。

(3) 換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた基準を遵守し、また作業環境測定が必要な職場においては、作業環境測定を実施する。

(4) 安全衛生教育に関する事項

派遣元は、雇入れ時に業務上必要な安全衛生教育を行う。派遣先は、作業内容を変更する際、業務上必要な安全衛生に関する教育を行う。

(5) 免許の取得、技能講習の修了の有無等就業制限に関する事項

派遣先及び派遣元は、免許の取得、技能講習の修了等就業制限のある業務については、当該免許を有し、又は技能講習を修了した者を従事させる。

(6) 安全衛生管理体制に関する事項

派遣先は、派遣労働者を含めた安全衛生管理体制を確立し、派遣元は派遣先が行う安全衛生活動へ必要に応じて協力するものとする。

(7) VDT機器使用における安全衛生管理に関する事項

派遣先は、VDT機器を使用して作業する場合は、連続して1時間を超えないこととする。1時間連続して操作したときには少なくとも10分間の作業休止時間を設けるよう配慮することとする。

(8) その他の事項

派遣先は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規程により自己に課された責任を負う。なお、本契約書に定めのない事項及び解釈につき疑義が生じた場合には、派遣労働者の安全衛生を尊重し、派遣元先協議の上、円滑に解決する。

2. 時間外労働及び休日労働

時間外労働がある場合、1日8時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲内とし、また決算、納期の集中等、業務遂行期日に間に合わないときは、就業先の申請に基づき労働者代表に通告し、1年間に6回を限度として休日労働と合わせ1ヶ月96時間まで延長することができ、1年720時間まで延長することができる。なお、上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満且つ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこととする。ただし、業務の特性により研究・開発は1日13時間、1ヶ月150時間、1年720時間の範囲内とする。法定休日労働がある場合は、月2回の範囲内とする。

3. 苦情処理

(1) 派遣元が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(2) 派遣先が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(3) 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

4. 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることほもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

**(3) 損害賠償等に係る適切な措置**

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

**(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示**

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。

**5. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置**

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、その雇用意思を事前に派遣元事業主に対して示すこととする。また職業紹介を経由して行うこととし、派遣先は派遣元に対して、別途紹介手数料を支払うものとする。

**6. 労働契約申込みみなし制度**

派遣先の事業所における期間制限の抵触日は延長されることがあるが、組織単位における期間制限の抵触日は延長されることはない。なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続を適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申込みみなし制度の対象となる。

(添付様式2)

### 領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 3年 11月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <b>事務費</b> ・人件費		
3	11/22  会派プロバイダー料	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (11-1 に添付)		
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

請求書 (西日本ご利用分)

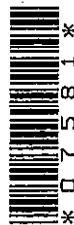
650-0011  
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

郵便区内特別

11/22

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

兵庫県庁3号館 3階  
兵庫県議会 日本維新の会 様



Webでのお問い合わせ先



http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page=1

発行年月日 2021年11月17日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-3335550 (無料)  
【選付先】  
〒536 大阪市城東区森之宮1-6  
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F  
社用コード M2002111004-07659-07581-00-J  
81 000000 1 0 21110301J



021112101041492783

07659

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。 ( 1 / 2 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5920-8412 4610-1770-87880	2021年11月ご請求分	5,731円	2021年11月30日(火)

お 知 ら せ

[NTTファイナンスからのお知らせ]

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
NTT西日本分ご請求額 4,521円  
NTTファイナンス分ご請求額 1,210円



( 2 / 2 ページ)

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5920-8412	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年11月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1770-87880)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区 TA
◆00-5920-8412				
◇NTT西日本ご利用分	4,521	5,400	フレッツ 光ネクスト F 準利用料 10月1日~10月31日 光はじめ割 2023年08月~2023年10月以 外の解約は解約金がかかります	合 計
		-1,290		合 計
◇NTT西日本分 (小計)	4,521	4,110	消費税等相当額 (合計) (小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。 * 契約番号: N194337650	非対
◇合計	5,731	5,731	合計	
<p>&lt;NTTファイナンスからのお知らせ&gt; ◎上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。</p>				

ユニバーサルサービス料他には、2021年7月利用料分から2022年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。  
[https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/qa/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 11月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <b>事務費</b> ・人件費	
4	11/29  アスクル(コピー用紙)	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 <b>100%</b>
		案分の説明
		案分率
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (11-1) に添付)		
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

# アスクルご請求書

2021年10月31日締切分

650-0011 郵便区内特別  
 兵庫県神戸市中央区  
 下山手通5-10-1  
 兵庫県庁3号館3階



お問い合わせ番号 58112988

維新の会 兵庫県議会議員団

様

B1 145289# 00001/00001 58112988 UA



00225588 C11-U1

アスクル担当販売店

株式会社明光堂  
 アスクル事業部  
 兵庫県神戸市兵庫区  
 塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-576-6288

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 078-362-3830

FAX: 078-362-3924

お買い上げいただきましてありがとうございます。  
 記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

1,738円

うち消費税等 (

158円)

お支払い日 ▶ 2021年11月29日

お支払い方法 ▶ 自動引落

お引落	金融機関	
	支店	
	口座	インカ化ビヨコ ケンキ カイイ インダソ

対象期間 2021/10/01 ~ 2021/10/31

当月お買い上げ金額 1,738円

当月返品金額 0円

当月値引金額 0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

上記ご指定の口座よりお引落しさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グ
10/15 59828014 529-098 コピー用紙 マルチペーパー スーパーホワイト+ A3 1セツ	1	1,738 *小 計*	1,738 1,738	維新の会様ご発注分	10.0

税率の前に「軽」を表示している明細は、軽減税率対象です。

裏面もご覧ください。

(添付様式2)

### 領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 12月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目							
1	12/7  労働者派遣契約料	<table border="1"><tr><td data-bbox="1129 394 1302 472">共通案分率</td><td data-bbox="1302 394 1417 472">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1129 472 1302 517">それ以外の案分</td><td data-bbox="1302 472 1417 517">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1129 517 1417 1016">案分の説明</td></tr></table> 案分率	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50% 25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明								
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( ー ) に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>								

# 入出金明細照会 (普通/当座/貯蓄)

Web21

銀行 支店

口座 口座名

印刷日時 2022/ 1/ 7 11:34 1/1頁  
 照会日時 2022/ 1/ 7 11:34  
 照会期間 2021/12/ 1 ~ 2021/12/31

取引日 起算日	出金金額 (内他店手形)	入金金額 (内他店手形)	残高	取引区分	手形/小切手NO 依頼人コード	銀行名 支店名	依頼人名/契約者番号	摘要 EDI情報/需要家番号
3/12/7 3/12/7	180,180 ( 0)							W21 アテコ (カ) ①
3/12/7 3/12/7	11,000 ( 0)							W21 (カ) クラウドシステム ②
3/12/7 3/12/7	165 ( 0)							プリコテスクリヨク
3/12/20 3/12/20	6,116 ( 0)						07836255176916349269	NTTテレコリヨク ③
3/12/20 3/12/20	5,731 ( 0)						PE NTTフアイト	フリア ④
3/12/27 3/12/27	3,726 ( 0)						62901000000343000000	コサフリア DF.システムリク ⑤

\*\*\* プリント終了\*\*\*

[合計情報]	出金明細件数	12 件	出金明細金額		取引前残高	
	入金明細件数	0 件	入金明細金額	0 円	取引後残高	



# 請求書

発行日 2021/12/06

請求No. 7723981

発行No. 1

**アデコ株式会社**

〒 650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

3号館 維新の会 兵庫県議会議員

団控室

維新の会 兵庫県議会議員団

兵庫県議会議員団

神戸支社

兵庫県神戸市中央区磯上通

7-1-8 三宮プラザWEST3F

TEL 050-2000-7157



御中

12/7

下記のとおりご請求申しあげます。

**合計金額 ￥180,180**

内 訳	数 量	単 価	金 額
期間 2021.11.01 ~ 2021.11.30 時間内	78H 00M	2100	163,800

お客様コード 000528840001

お支払予定日 2021年12月31日

お振込先

口座名義 アデコ株式会社 アデコ(カ)

お支払日が銀行休業日にあたる場合は、休業日の前日までにお支払ください。

課税対象額	163,800
消費税(10%)	16,380
立替金等	
合計金額	180,180

# 労働者派遣契約内容通知書

2021年8月19日

本書面は、貴社と弊社が労働者派遣契約に合意した内容を記載しております。  
 本書面の内容にご同意されない場合は、本書面到着後1週間以内にその旨を書面にてお知らせください。  
 期間内に書面によるご連絡がない場合には、本書面の内容にて労働者派遣契約にご同意いただいたものとさせていただきます。

アデコ株式会社

契約No. JA265859  
 フライントNo. 00052884

本書面の写しは、派遣先管理台帳の一部となります。

派遣先	企業名	イシンノカイヒヨウゴケンギカイギンダン 維新の会 兵庫県議会議員団								
	事業所単位	維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室								
	組織単位	兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 政調副会長								
	就業場所及び部署	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1 兵庫県議会議員団						TEL 078-362-3830		
	指揮命令者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様						TEL 078-362-3830		
		TEL								
		兵庫県議会議員団 幹事長 角 隆志 様						TEL 078-362-3830		
	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様						TEL 078-362-3830			
派遣元	事業所	〒201-8501 神戸支社 兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-8 三宮プラザ WEST 3F						派13-010531		
	営業担当者	神戸支社						TEL 050-2000-7157		
	派遣元責任者	神戸支社						TEL 050-2000-7157		
	苦情処理担当者	神戸支社						TEL 050-2000-7157		
就業条件	業務内容	職種：一般事務・OA事務 経費精算、資料作成、電話応対、システム入力、出張手配、来客応対、その他部署内サポート業務 職務難易度：C 責任の程度：役職なし 役職なし								
	派遣人数	1人 無期雇用労働者または60歳以上の者に限定しない / 労使協定対象派遣労働者に限定する								
	派遣期間	2021年10月01日 ~ 2021年12月31日 (変更前) 2021年10月01日 ~ 2021年12月31日								
	事業所抵触日	2022年11月06日 [派遣先における事業所単位の期間制限に抵触する日]								
	期間制限 非該当事由									
	就業日 及び休日	月	火	水	木	金	土	日	祝	週3日 日曜起算
		一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	休日	休日	休日	
		勤務シフト表による								
	就業時間	① 09:00~16:00 休憩時間 ① 12:00~13:00 ②						所定労働時間	06時間00分	
	時間外労働	有 時間外割増 08時間00分超				休日労働		無		
福利厚生	休憩室 無、給食施設 無、更衣室 無 派遣先の施設及び設備について便宜供与する。屋内禁煙、教育訓練/有り/業務の手順等に関する研修 (OJT)									
その他										
時間外労働及び休日労働、安全衛生、苦情処理方法及び連絡体制、派遣労働者の雇用の安定を図るための措置、派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置、その他定めのない事項については、以下記載の定めのとおりとする。										

請求先	企業名称	維新の会 兵庫県議会議員団				
	住所	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館 維新の会 兵庫県議会議員団控室				
請求額	請求単位	時給	普通残業	¥2,625/時	法定残業割増加算(月60時間超)	¥525/時
	請求単価	¥2,100/時	深夜	¥2,625/時	法定休日	¥2,835/時
	交通費	—	深夜残業	¥3,150/時	法定休日深夜	¥3,360/時
請求条件	計算単位	時間内：5分単位	時間外：5分単位	消費税込	外税(合計*率)	
	支払条件	末日締	翌月末日入金			

1. 安全及び衛生に関する事項

派遣先及び派遣元は、労働安全衛生法、労働基準法、労働者派遣法の規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

(1) 健康診断の実施等健康管理に関する事項

派遣元は、派遣労働者の健康維持増進のために、自己の責任において一般健康診断の実施とその結果に基づく措置を行う。ただし、危険有害業務に係る健康診断は、派遣先の責任において実施する。派遣先及び派遣元は、相手方が実施する健康診断等に協力するものとする。

(2) 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた有害業務に従事させる場合は、安全装置の設置、保護具の支給等を行う。

(3) 換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた基準を遵守し、また作業環境測定が必要な職場においては、作業環境測定を実施する。

(4) 安全衛生教育に関する事項

派遣元は、雇入れ時に業務上必要な安全衛生教育を行う。派遣先は、作業内容を変更する際、業務上必要な安全衛生に関する教育を行う。

(5) 免許の取得、技能講習の修了の有無等就業制限に関する事項

派遣先及び派遣元は、免許の取得、技能講習の修了等就業制限のある業務については、当該免許を有し、又は技能講習を修了した者を従事させる。

(6) 安全衛生管理体制に関する事項

派遣先は、派遣労働者を含めた安全衛生管理体制を確立し、派遣元は派遣先の行う安全衛生活動へ必要に応じて協力するものとする。

(7) VDT機器使用における安全衛生管理に関する事項

派遣先は、VDT機器を使用して作業する場合は、連続して1時間を超えないこととする。1時間連続して操作したときには少なくとも10分間の作業休止時間を設けるよう配慮することとする。

(8) その他の事項

派遣先は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規程により自己に課された責任を負う。なお、本契約書に定めのない事項及び解釈につき疑義が生じた場合には、派遣労働者の安全衛生を尊重し、派遣元先協議の上、円滑に解決する。

2. 時間外労働及び休日労働

時間外労働がある場合、1日8時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲内とし、また決算、納期の集中等、業務遂行期日に間に合わないときは、就業先の申請に基づき労働者代表に通告し、1年間に6回を限度として休日労働と合わせ1ヶ月96時間まで延長することができ、1年720時間まで延長することができる。なお、上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満且つ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこととする。ただし、業務の特性により研究・開発は1日13時間、1ヶ月150時間、1年720時間の範囲内とする。法定休日労働がある場合は、月2回の範囲内とする。

3. 苦情処理

(1) 派遣元が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(2) 派遣先が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(3) 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

4. 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

**(3) 損害賠償等に係る適切な措置**

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

**(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示**

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。

**5. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置**

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、その雇用意思を事前に派遣元事業主に対して示すこととする。また職業紹介を経由して行うこととし、派遣先は派遣元に対して、別途紹介手数料を支払うものとする。

**6. 労働契約申込みみなし制度**

派遣先の事業所における期間制限の抵触日は延長されることがあるが、組織単位における期間制限の抵触日は延長されることはない。なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続を適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申込みみなし制度の対象となる。

就業先・就業場所 維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
就業部署 兵庫県議会議員団			
事業所 維新の会 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室			
組織単位 兵庫県議会議員団			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA26585919009962	-	2021/10/01～2021/12/31	
派遣会社 アデコ株式会社			

出勤日数(在宅含)	在宅日数	欠勤日数	有休日数	営業交通費計	出張交通費計	日当計	立替金その他計
13日	0日	0日	2日	0円	0円	0円	0円
実働時間	時間内	時間外	法定休日	深夜	深夜時間外	法定休日深夜	
78:00	78:00	00:00	00:00	00:00	00:00	00:00	

月	日	曜	区分	開始	終了	休憩	実働	備考
11	1	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
11	2	火	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
11	3	水	休日					
11	4	木	休日					
11	5	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
11	6	土	休日					
11	7	日	休日					
11	8	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
11	9	火	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
11	10	水	休日					
11	11	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
11	12	金	休日					
11	13	土	休日					
11	14	日	休日					
11	15	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
11	16	火	休日					
11	17	水	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
11	18	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
11	19	金	休日					
11	20	土	休日					
11	21	日	休日					
11	22	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
11	23	火	休日					
11	24	水	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
11	25	木	有休					
11	26	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
11	27	土	休日					
11	28	日	休日					
11	29	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
11	30	火	有休					

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA26585919009962	-	2021/10/01~2021/12/31	
派遣会社			
アデコ株式会社			
業務内容			
一般事務・OA事務 職務難易度：C 経費精算、資料作成、電話応対、システム入力、出張手配、来客応対、その他部署内サポート業務 責任の程度：役職：なし 役職なし			

月	日	曜	付随的業務時間	付随的業務の内容(1割を超えた場合)	契約書に記載のない業務	契約書外の就業場所及び所在地
11	1	月				
11	2	火				
11	3	水				
11	4	木				
11	5	金				
11	6	土				
11	7	日				
11	8	月				
11	9	火				
11	10	水				
11	11	木				
11	12	金				
11	13	土				
11	14	日				
11	15	月				
11	16	火				
11	17	水				
11	18	木				
11	19	金				
11	20	土				
11	21	日				
11	22	月				
11	23	火				
11	24	水				
11	25	木				
11	26	金				
11	27	土				
11	28	日				
11	29	月				
11	30	火				

(添付様式 2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 3年 12月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・ <span style="border: 1px solid black;">広報広聴費</span> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
2	12/7  ホームページ保守管理料  振込手数料 165円	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 <span style="border: 1px solid black;">100%</span>
		案分の説明
		案分率
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (12-1 に添付)		
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		





(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 12月分)  
( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目							
3	12/20  会派FAX利用料	<table border="1"><tr><td data-bbox="1134 387 1305 472">共通案分率</td><td data-bbox="1305 387 1418 472">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1134 472 1305 510">それ以外の案分</td><td data-bbox="1305 472 1418 510">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1134 510 1418 1010">案分の説明</td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50% 25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明								
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (12-1 に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>								



ご利用料金内訳 (詳細版)

ご請求年月	令和 3年12月分
お客さま番号	(078)362-5517

料金内訳名	金額 (円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
◆ 11月分			
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料 (基本料) (事務用)	2,750	合算	9月21日~10月20日
Myピリング割引額	-110	合算	Myピリング契約による基本料の割引です。
ダイヤル通話料	18	合算	9月21日~10月20日。なお前月分は59円でした。
ユニバーサルサービス料他	4	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	266		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(266)		合算表示の料金を合計した2,662円に10%を乗じて算出しています。
(合計)	2,928		
◆ 12月分			
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料 (基本料) (事務用)	2,750	合算	10月21日~11月20日
Myピリング割引額	-110	合算	Myピリング契約による基本料の割引です。
ダイヤル通話料	115	合算	10月21日~11月20日。なお前月分は18円でした。
ユニバーサルサービス料他	4	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	275		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(275)		合算表示の料金を合計した2,759円に10%を乗じて算出しています。
(小計)	3,034		
【NTTコミュニケーションズご利用分】			
ダイヤル通話料	140	合算	9月21日~11月20日、0570等をご利用の場合は、その料金を含む
消費税相当額	14		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(14)		合算表示の料金を合計した140円に10%を乗じて算出しています。
(小計)	154		
(合計)	3,188		
(総合計)	6,116		2ヶ月分のご利用額を合計した金額となります。

(添付様式2)

### 領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 12月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目											
4	<p>12/20</p> <p>会派プロバイダー料</p>	<table border="1"><tr><td data-bbox="1129 394 1302 472">共通案分率</td><td data-bbox="1302 394 1415 472">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1129 472 1302 517"></td><td data-bbox="1302 472 1415 517">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1129 517 1302 562">それ以外の案分</td><td data-bbox="1302 517 1415 562">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1129 562 1415 1014">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1086 663 1129 741" style="writing-mode: vertical-rl;">案分率</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		案分率	
共通案分率	50%											
	25%											
それ以外の案分	100%											
案分の説明												
案分率												
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (12-1 に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>												

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011  
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

郵便区内特別

12/20

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

兵庫県庁3号館 3階  
兵庫県議会 日本維新の会 様



Webでのお問い合わせ先



http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page=1

発行年月日 2021年12月17日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-3335550 (無料)  
【受付先】  
〒536 大阪市城東区森の宮1-6  
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F  
社用コード M2002111006 12773 12683 00 J  
61 100000 1 0 21120301J



021122101044836067

12773

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。( 1 / 2 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5920-8412 4610-1770-87880	2021年12月ご請求分	5,731円	2022年1月4日(火)

【NTTファイナンスからのお知らせ】  
\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
NTT西日本ご請求額

4,521円



( 2 / 2 ページ)

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5920-8412	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年12月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1770-87880)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区 TA
◆00-5920-8412			
◇NTT西日本ご利用分	4,521	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 光はじめ割	合
	5,400	11月1日~11月30日	
	-1,290	2023年08月~2023年10月以	合
	4.11	消費税等相当額 (合計)	外の解約は解約金がかかります 合算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本分 (小計)	4,521	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	非対
	1,210	* 契約番号: N194337650	
◇合計	5,731	合計	
	5,731	<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2021年7月利用料分から2022年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。  
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。  
[https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/qa/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

(添付様式 2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 3年 12月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目									
5	12/27  ジャストリンク(コピーチャージ料)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1129 387 1305 465">共通案分率</td><td data-bbox="1305 387 1417 465">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1129 465 1305 510"></td><td data-bbox="1305 465 1417 510">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1129 510 1305 555">それ以外の案分</td><td data-bbox="1305 510 1417 555">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1129 555 1417 2049">案分の説明</td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 685px; top: 290px;">案分率</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (12-1 に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>										



(添付様式2)

### 領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 3年 12月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・ <u>資料作成費</u> ・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
6	11/1  「令和4年度当初予算編成に対する申し入れ」印刷代	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	<u>100%</u>
		案分の説明	
		案分率	
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( - ) に添付)			
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである			

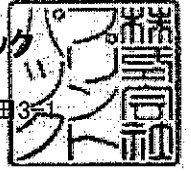
# 領収書

2021年11月01日

維新の会県議団 御中

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。  
下記の金額正に領収いたしました。  
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック  
〒617-0003  
京都府向日市森本町野田3-1  
TEL 0120-977-920  
FAX 075-935-6890



お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 31,890円 (税込)

納品期日 当日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC27797306	品名：予算要望 A4 / 両面4色 / マットコート110 / 16P / 100部×1種類 / 加工1：中綴じ製本 加工2：	1	31,890	31,890
合 計				31,890

## 特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、  
印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。  
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。



# 領収書

2021年11月01日

維新の会県議団 御中

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。  
下記の金額正に領収いたしました。  
何卒よろしくお願ひ申し上げます。

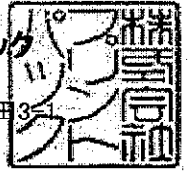
株式会社プリントパック

〒617-0003

京都府向日市森本町野田3-1

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-6890



お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 24,800円 (税込)

納品期日 当日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC27797649	品名：予算要望12 A4 / 両面4色 / マットコート110 / 12P / 100部×1種類 / 加工1：中綴じ製本 加工2：	1	24,800	24,800
合 計				24,800

## 特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、  
印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。  
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

## 振込・振替明細帳票

Web21

[状態] 完了

印刷日時 2022/ 1/17 9:21

受付番号	0117-001
振込振替区分	即時振込(シンプル)
出金口座	
振込依頼人名(カ)	ｲﾝﾌｻｲﾁｻｲｼﾞﾝｸﾞ ﾎﾞｰﾃﾞｻﾞ ﾍﾞﾝｼﾞ ﾍﾞﾝｼﾞ ﾍﾞﾝｼﾞ
振込指定日	1月17日
入金口座	
支払金額	56,690円
振込金額	56,690円
手数料負担	当方
振込手数料	0円
先方手数料	0円
実額手数料	0円
手数料のお支払方法	振込の都度
振込メモ	
作成者	岸口 みのる
承認者	[承認済] 岸口 みのる

\*\*\* プリント終了 \*\*\*

(添付様式7)

## 活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名

—

活動名	「令和4年度当初予算編成に対する申し入れ」の作成			
活動概要	発行日: 令和3年11月01日(要望日: 令和3年11月11日) 発行部数: 200部(うち100部は追加発注) ※追加発注分100部についてはレイアウト変更に伴いページ数を見直しています。 (16P→12P) 対象者: 県知事及び各部局 配布方法: 配布(手配り) 内容: 令和4年度当初予算編成に対する申し入れ			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	製本	56,690	12-6	
	合計	56,690		
備考	添付書類: 領収書、令和4年度当初予算編成に対する申し入れ、振込明細票			

\*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

\*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果、⑧広報紙発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

令和3年11月

令和4年度当初予算  
編成に対する申し入れ

維新の会兵庫県議会議員団

令和3年11月11日

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

維新の会兵庫県議会議員団

幹事長 徳安 淳子  
政務調査会長 増山 誠

## 令和4年度当初予算編成に対する申し入れ

先日行われた衆議院議員総選挙において、新型コロナウイルス感染症への対応や経済対策、成長戦略などが争点となりました。これらの課題に対する国の進むべき道が国民によって示されたわけではありますが、国防、外交等を除けば多くの争点については都道府県がその課題解決に大きな割合を果たす事も多くあります。

今回の衆議院議員総選挙において示された結果は、先般の兵庫県知事選で示された大阪における改革を兵庫県でも齋藤知事に行ってほしいという声が、国政においても広まりつつあることの現れであります。

今回の予算要望に際しては、我が会派が求める項目のうち、7つの各分野につき3項目に絞り要望をまとめました。適切な行財政運営については「外郭団体の整理・統合・廃止」「コウノトリ但馬空港の存廃を含めた包括的見直し」などこれまでの県政で実施されてきた施策を抜本から再評価し、これからの新しい県政を推進するための予算を要望しました。維新の会が10年前から大阪で進めてきた地下鉄の民営化や大阪城公園の管理を民間委託したように、民間活力を最大限活かすことで財政負担の軽減と税収増を実現するような行財政改革が本県においても必要とされています。

維新の会兵庫県議会議員団が重要な政策として位置付けた項目に関し予算要望を致します。知事におかれては、令和4年度当初予算編成にあたり、その実現を図られるよう強く申し入れます。

## 維新の会兵庫県議会議員団

幹事長

総務常任委員会委員

徳安 淳子 (尼崎市選出)

政務調査会長

農政環境常任委員会副委員長

増山 誠 (西宮市選出)

政務調査副会長

建設常任委員会委員

齊藤 真大 (川西市・川辺郡選出)

文教常任委員会委員

岸口 みのる (明石市選出)

産業労働常任委員会委員長

高橋 みつひろ (神戸市西区選出)

警察常任委員会委員

門 隆志 (宝塚市選出)

## 1. 適切な行財政運営の推進

低迷する経済やOECDのなかで可処分所得が最も低い伸び率となるなど、世界における我が国のプレゼンスは低下の一途を辿っている。

この状況を打破する為には、抜本的な社会構造の改革が必要であるが、その端緒としてまずは地方が行財政構造改革を進めていくことが求められている。

その為にも、旧態依然とした行政機構を刷新し、民間のチカラを積極的に活用するなど新しい時代に対応できる行政組織への変革が必要である。

### (1) 外郭団体の整理、統合、廃止の検討を進めること

現在32団体ある県の外郭団体について、ゼロベースで整理、統合、廃止を含めた検討を行うため、検討チームの立ち上げなど具体的な作業に着手すること。特に市町との二重行政が懸念される事業についてはその役割を移譲するための検討を早急に開始すること。

### (2) コウノトリ但馬空港の存廃を含めた包括的な見直し

但馬地域の発展に欠かせない交通網の柱として設置されたコウノトリ但馬空港であるが、開港から25年が経過し但馬地域を取り巻く状況は変化した。北近畿豊岡自動車道が延伸し道路網の整備が進んでいること、人口減少により潜在的な航空旅客需要が減退していることなどにより空港経営は厳しい状況にある。この状況を打破し、当初の目的である但馬地域の活性化を実現するには利用者の増加が必要である。その為にも、25年間に渡り目標旅客数を達成できていない現状を受け止め、民間のアイデアを活用し前例にとらわれない大胆な集客施策を早急に実施すること。

### (3) 海外駐在事務所の廃止

海外駐在事務所は県内企業が海外への事業進出を行う際に窓口となるなど一定の役割を果たしている部分もあるが、各国の民間団体や県人会などに委託することで代替できる部分も多い。県独自に予算を割いて海外事務所を設置し人員を配置することは必要性に乏しいことから、海外駐在事務所の廃止を前提に、駐在事務所が現地で持つネットワークなどソフト部分を県人会や在外公館等に引き継ぐなどこれまで培った財産を散逸しないよう取り組むこと。

## 2. ポストコロナ時代における医療体制の構築

---

第5波が収束するとともに、抗体カクテル療法やネーザルハイフロー療法、経口治療薬など治療法の開発も進みつつあることから、いよいよポストコロナ社会を見据えた経済対策、医療提供体制の整備などを検討するフェーズに入ってきた。

今後新たな感染症が起こる可能性も指摘されており、今回の新型コロナウイルス感染症で得られた知見を十分に活用し、医療提供体制と経済の活性化を両立出来るような体制を整えるため十分な予算措置を講ずること。

### (1) パンデミック発生時に医療従事者を確保するための体制作り

今回の新型コロナウイルス感染症対応において一番のボトルネックになった医療従事者の不足について、原因をしっかりと分析し次に起こりうるパンデミックに備え十分な対策を打つ必要がある。パンデミックが発生した場合に専門外の医師や看護師も感染症の治療に当たれるよう、平時から感染症患者に対する対処方法についての教育研修を実施する施設整備を行うこと。

### (2) 妊産婦の診療に関する体制整備

新型コロナウイルス感染症に感染している妊産婦に対し適時適切な治療が行えるよう、公立病院での受入れ体制を整備すること。また私立病院の産科を有する病院でコロナ患者を受け入れている病院においても受入れを要請するとともに設備への支援が必要であれば行うこと。

### (3) 新たなパンデミックに備えたハードウェアの整備

将来起こりうる感染症の蔓延時に、即時に医療を提供できるよう仮設病棟などのハードウェアを平時から準備、もしくは関係各企業と資材提供契約を結ぶなどの体制整備を実施すること。



### 3. 社会基盤整備の推進

---

防災減災対策、道路インフラの整備は安心安全な街づくり、経済成長に重要な役割を果たしている。特に昨今激甚化する豪雨災害への備えは、安心・安全な暮らしを支える重要な投資として積極的に推進する必要がある。

また、再生可能エネルギーの普及は資源を持たない我が国にとって、貿易収支やエネルギー安全保障の観点からも推進していく必要がある。

#### (1) 治水対策の推進

昨今、気候変動の影響が顕在化し、全国各地で河川整備の目標を上回る降雨により甚大な洪水被害が発生しており、早急な治水対策が必要なことから、貯留管の設置や堤防の機能強化、河川の浚渫など対策を実施すること。

#### (2) 道路インフラ整備の推進

経済発展の根幹をなす道路インフラの整備を積極的に推進すること。具体的には、大阪湾岸道路西伸部、名神湾岸連絡線、神戸西バイパス、播磨臨海地域道路などについて着実に計画が進むように取組むこと。

#### (3) 再生エネルギーの普及

再生可能エネルギーの普及は世界の趨勢となっており、エネルギー安全保障の観点からも再生エネルギーの普及に努めること。特に水素は今後の代替エネルギーとして期待されており、水素ステーションの設置、再生可能エネルギーから水素を生成する技術への支援策などにも努めること。

## 4. 教育の充実

---

教育の充実は将来の日本の発展や成長に最も重要な要素である。収入の格差が教育の格差に結び付かないよう、教育の無償化を推進していく必要がある。

また、私立学校は本県における教育の一翼を担い、各学校が一定の競争原理に基づく創意工夫や先進的な取組を行うなど公立学校の足りない部分を補う重要な施設となっており、公立学校との共存共栄が図られその経営が持続するよう最大限の配慮を行っていくべきである。

### (1) 学校教育の無償化の推進

学校への経常費補助の支援を見直し、保護者負担軽減のため実質学校へ支払う学費等の援助に切り替えること。

### (2) 子供の貧困対策の強化

子供の貧困が社会問題化している今、大阪府において設置されている「子ども輝く未来基金」は経済的に困窮する家庭の子供に対し、直接学習教材や書籍、スポーツ・音楽・美術用品、自転車などを提供することで子供の学習機会や生活体験の創出を通じて子供たちに輝く未来を提供するものである。本県においても生活保護世帯の大学進学率が43.0%と県全体の79.7%から大きく下回るなど貧困の連鎖が発生している。子供たちの学習機会、生活体験の機会均等を図るためにも兵庫版「子ども輝く未来基金」の設置を行うこと。

### (3) 県立高校の在り方と公設民営学校の創設の協議

児童数の減少に伴い、都市部においても募集定員や学級数を減らさざるを得ない学校がでてきているなか、よりよい学習環境を維持するためにも県立高校の統合など積極的に進めていく必要がある。また、ICT環境の整備や社会情勢の変化に対応するため、学校教育の抜本的な改革が必要である。例えば様々な民間のアイデアによって革新的な取組を生み出し、教育に新たな価値観を創造するなど学校教育のパラダイムシフトを図る必要がある。そのための手法として、国内外の学校法人や企業等と協力した「公設民営学校」の創設について協議・検討をすること。

## 5. 経済対策

日本経済の再生は喫緊の課題である。齋藤知事の掲げるボトムアップ型の県政を経済対策においても堅持するため、県内中小企業が活躍することで経済が活性化していくよう、県内経済のボトムアップすなわち中小企業への支援を行っていくことが必要である。

特にコロナ禍で疲弊した飲食業界、観光業界は中小企業も多いことからこれから業界に対してはしっかりと支援を行うこと。

### (1) コロナ禍でダメージを受けた県内企業に対する支援

ポストコロナを見据えた戦略が必要である。既存のコロナ関連融資の返済開始の据置期間を延長することや返済期間を延長することで、毎月の返済負担を抑えることやその債務の長期劣後ローン（資本性ローン）への切り替えが選択できることが必要であり、切り替えた際の長期劣後ローンの買取機構を創設する等の抜本的な融資支援策の構築を国に求めること。

### (2) 観光振興

ポストコロナ社会に向け、観光が伸びると考えられている。神戸空港の規制緩和を積極的に推進し、インバウンド客、国内客誘客に向け、観光の受け皿となるような施策を実施すること。また、兵庫県内だけでなく他府県とも観光政策で積極的に連携し、交流人口増加に努めること。

### (3) 「大阪・関西万博」の開催に向けた積極的な連携

「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに掲げる「2025年日本国際博覧会」の開催は、ポストコロナの象徴イベントとして世界へ発信できるよう、国や都道府県、県内市町、経済界をはじめ、オールジャパン体制で着実に準備を進めること。

## 6. 農林水産業振興

農林水産業においても海外との競争が激化する中、労働生産性の向上が求められている。IT技術やAI技術の発展により先端技術を利用したスマート農業が広がりを見せている。日本の誇る産業技術と一次産業を結び付けることで県内農林水産業の競争力を高めていくことが本県における農林水産業の継続的な発展をもたらすと考えられる。

また、農薬や化学肥料の削減を行政が主導することによって生物多様性の維持や安全・安心な食料を安価に供給する仕組みづくりを進めることができることから、有機農業の推進などサステナブルな農林水産業を目指す必要がある。

### (1) スマート農業の推進

スマート農業の社会実装を加速するため、先端技術の現場への導入・実証や、地域での戦略づくり、科学的データに基づく土づくり、教育の推進等の環境整備の取組を支援すること。

### (2) 有機農業の推進

農薬や化学肥料の削減は農地生態系の多様性の向上につながり、生物多様性の保全や地球温暖化防止等に寄与するとの研究・調査結果が公表されている。持続可能な生態系を維持し、安全な農作物の安定生産に繋がる有機農業を推進すること。

### (3) 栽培漁業

近年、世界の食糧確保をめぐる環境は厳しさを増しており、我が国周辺の豊かな水産資源を適切に管理し、県民に安定的に水産物を供給していくことの重要性が高まっている。栽培漁業は、種苗生産、放流、育成管理等により積極的に資源の増加を図る手段であり、栽培漁業の推進は沿岸資源の回復・管理を推進するための重要な施策である。漁業の生産性の向上や漁場環境の改善に積極的に取り組むとともに、水産資源の維持増大に向けて、栽培漁業の推進を図ること。

## 7. 犯罪防止対策

---

近年増加している特殊詐欺やサイバー犯罪に対抗するため実情に合わせた組織の見直しを継続的に行い、その為の予算を計上することが求められている。

特に特殊詐欺によって、一般の社会生活には様々な規制が設けられるようになっており、実際の被害額に加え、一般市民が被っている警戒・予防に関する潜在費用も看過することはできないことから、県警察においてはより一層の組織力強化を図っていく必要がある。

### (1) 特殊詐欺犯罪への取組強化

高齢者を狙った特殊詐欺が一向に収まらない。半グレや暴力団の資金源にもなっている実態がうかがえることから、これらの特殊詐欺事件の徹底的な取り締まりを強化すること。

### (2) サイバー犯罪への取組強化

国家間やテロ組織からのサイバー攻撃への取組強化を行うこと。また県民が気軽に相談できる雰囲気づくりと、情報提供開示に努めること。特に令和2年9月に設置した本部長直轄の「サイバーセキュリティ・捜査高度化センター」(略称C S I Sセンター)に、人・モノ・カネを惜しまず投入すること。

### (3) 暴力団対策の強化

指定暴力団六代目山口組と指定暴力団神戸山口組をめぐる抗争が全国的に発生している。また、特定危険指定暴力団の組長らに対し重い判決が下されるなど緊迫した情勢にあることから、県民の不安は高まっており、取り締まりを強化すること。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 4年 1月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目									
1	<p data-bbox="240 344 1418 383">調査研究費・研修費・会議費・<u>広報広聴費</u>・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p> <p data-bbox="363 450 422 517">1/6</p> <p data-bbox="331 577 679 613">ホームページ更新保守料金</p> <p data-bbox="344 651 834 712">振込手数料 165円</p>	<table border="1"><tr><td data-bbox="1129 389 1302 425">共通案分率</td><td data-bbox="1318 389 1369 425">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1129 432 1302 468"></td><td data-bbox="1318 432 1369 468">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1129 474 1302 510">それ以外の案分</td><td data-bbox="1318 474 1398 510">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1129 517 1302 553">案分の説明</td></tr></table> <p data-bbox="1091 651 1126 741">案分率</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( — ) に添付)										
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである										



# 入出金明細照会 (普通/当座/貯蓄)

Web21

銀行 支店

口座 口座名

印刷日時 2022/ 1/28 11:46 1/1頁  
 照会日時 2022/ 1/28 11:46  
 照会期間 2022/ 1/ 1 ~ 2022/ 1/31

取引日 起算日	出金額 (内他店手形)	入金額 (内他店手形)	残高	取引区分	手形/小切手NO 依頼人コード	銀行名 支店名	依頼人名/契約者番号	摘要 EDI情報/需要家番号
4/ 1/ 6 4/ 1/ 6	( 11,000 0)			振替				W21 カワサキシステム } ①
4/ 1/ 6 4/ 1/ 6	( 165 0)			振替				ワコ行カワサキ } ①
4/ 1/11 4/ 1/11	( 180,180 0)			振替				W21 ワコ行 ②
[Redacted Section]								
4/ 1/24 4/ 1/24	( 5,731 0)			振替			PE NTTワックス ③	ワコ行
4/ 1/27 4/ 1/27	( 4,151 0)			振替			09628658112988701155	ワコ行 ワコ行 SMBC (ワコ行) ④

\*\*\* プリント終了 \*\*\*

[合計情報]	出金明細件数	8 件	出金明細金額	1,247,245 円	取引前残高	
	入金明細件数	1 件	入金明細金額	6,885,000 円	取引後残高	



(添付様式2)

### 領収書等添付様式【共通】

(令和 4年 1月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目									
2	1/11  労働者派遣契約料	<table border="1"><tr><td data-bbox="1134 387 1305 472">共通案分率</td><td data-bbox="1305 387 1422 472">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1134 472 1305 557">それ以外の案分</td><td data-bbox="1305 472 1422 557">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1134 557 1422 1010">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1134 1010 1422 2042" style="text-align: center;">案分率</td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		案分率	
共通案分率	50% 25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
案分率										
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( \ - \ に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>										

〒 650-8567  
兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1  
3号館 維新の会 兵庫県議会議員  
団控室  
維新の会 兵庫県議会議員団  
  
兵庫県議会議員団

# 請求書

発行日 2022/01/07  
請求No. 7748365  
発行No. 1

アデコ株式会社

神戸支社  
兵庫県神戸市中央区磯山通  
7-1-8 三宮プラザWEST 3F



TEL 050-2000-7157

御中

1/11

下記のとおりご請求申し上げます。 合計金額 ¥180,180

内 訳	数 量	単 価	金 額
期間 2021.12.01 ~ 2021.12.31 時間内	78H 00M	2100	163,800

お客様コード 000528840001  
お支払予定日 2022年01月31日  
お振込先 [Redacted]  
 座名義 アデコ株式会社 アデコ(カ)

課税対象額	163,800
消費税(10%)	16,380
立替金等	
合計金額	180,180

お支払日が銀行休業日にあたる場合は、休業日の前日までにお支払ください。

# 労働者派遣契約内容通知書

2021年8月19日

本書面は、貴社と弊社が労働者派遣契約に合意した内容を記載しております。  
 本書面の内容にご同意されない場合は、本書面到着後1週間以内にその旨を書面にてお知らせください。  
 期間内に書面によるご連絡がない場合には、本書面の内容にて労働者派遣契約にご同意いただいたものとさせていただきます。

アデコ株式会社

契約No. JA265859  
 クライアントNo. 00052884

本書面の写しは、派遣先管理台帳の一部となります。

派遣先	企業名	イシンノカイヒョウゴケンギカイギンダン 維新の会 兵庫県議会議員団								
	事業所単位	維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室								
	組織単位	兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 政調副会長								
	就業場所 及び部署	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1 兵庫県議会議員団						TEL 078-362-3830		
	指揮命令者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様						TEL 078-362-3830		
		TEL								
	派遣先責任者	兵庫県議会議員団 幹事長 角 隆志 様						TEL 078-362-3830		
派遣元	苦情処理責任者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様						TEL 078-362-3830		
	事業所	アデコ(株) 神戸支社 兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-8 三宮プラザ WEST 3F						派13-010531		
	営業担当者	神戸支社						TEL 050-2000-7157		
	派遣元責任者	神戸支社						TEL 050-2000-7157		
就業条件	苦情処理担当者	神戸支社						TEL 050-2000-7157		
	業務内容	職種：一般事務・OA事務 経費精算、資料作成、電話応対、システム入力、出張手配、来客応対、その他部署内サポート業務 職務難易度：C  責任の程度：役職なし 役職なし								
	派遣人数	1人 無期雇用労働者または60歳以上の者に限定しない / 労使協定対象派遣労働者に限定する								
	派遣期間	2021年10月01日 ~ 2021年12月31日 (変更前) 2021年10月01日 ~ 2021年12月31日								
	事業所抵触日	2022年11月06日 [派遣先における事業所単位の期間制限に抵触する日]								
	期間制限 非該当事由									
	就業日 及び休日	月	火	水	木	金	土	日	祝	週3日
		一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	休日	休日	休日	日曜起算
		勤務シフト表による								
	就業時間	① 09:00~16:00 休憩時間 ① 12:00~13:00 ②						所定労働時間	06時間00分	
時間外労働	有 時間外割増 08時間00分超				休日労働		無			
福利厚生	休憩室 無、給食施設 無、更衣室 無 派遣先の施設及び設備について便宜供与する。屋内禁煙、教育訓練/有り/業務の手順等に関する研修 (OJT)									
その他										
時間外労働及び休日労働、安全衛生、苦情処理方法及び連絡体制、派遣労働者の雇用の安定を図るための措置、派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置、その他定めのない事項については、以下記載の定めのとおりとする。										

請求先	企業名称	維新の会 兵庫県議会議員団				
	住所	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館 維新の会 兵庫県議会議員団控室				
請求	請求単位	時給	普通残業	¥2,625/時	法定残業割増加算(月60時間超)	¥525/時
	請求単価	¥2,100/時	深夜	¥2,625/時	法定休日	¥2,835/時
請求額	交通費	—				
	その他					
請求条件	計算単位	時間内： 5分単位	時間外： 5分単位	消費税区分	外税(合計*率)	
	支払条件	末日締	翌月末日入金			

1. 安全及び衛生に関する事項

派遣先及び派遣元は、労働安全衛生法、労働基準法、労働者派遣法の規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

(1) 健康診断の実施等健康管理に関する事項

派遣元は、派遣労働者の健康維持増進のために、自己の責任において一般健康診断の実施とその結果に基づく措置を行う。ただし、危険有害業務に係る健康診断は、派遣先の責任において実施する。派遣先及び派遣元は、相手方が実施する健康診断等に協力するものとする。

(2) 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた有害業務に従事させる場合は、安全装置の設置、保護具の支給等を行う。

(3) 換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた基準を遵守し、また作業環境測定が必要な職場においては、作業環境測定を実施する。

(4) 安全衛生教育に関する事項

派遣元は、雇入れ時に業務上必要な安全衛生教育を行う。派遣先は、作業内容を変更する際、業務上必要な安全衛生に関する教育を行う。

(5) 免許の取得、技能講習の修了の有無等就業制限に関する事項

派遣先及び派遣元は、免許の取得、技能講習の修了等就業制限のある業務については、当該免許を有し、又は技能講習を修了した者を従事させる。

(6) 安全衛生管理体制に関する事項

派遣先は、派遣労働者を含めた安全衛生管理体制を確立し、派遣元は派遣先の行う安全衛生活動へ必要に応じて協力するものとする。

(7) VDT機器使用における安全衛生管理に関する事項

派遣先は、VDT機器を使用して作業する場合は、連続して1時間を超えないこととする。1時間連続して操作したときには少なくとも10分間の作業休止時間を設けるよう配慮することとする。

(8) その他の事項

派遣先は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規程により自己に課された責任を負う。なお、本契約書に定めのない事項及び解釈につき疑義が生じた場合には、派遣労働者の安全衛生を尊重し、派遣元先協議の上、円滑に解決する。

2. 時間外労働及び休日労働

時間外労働がある場合、1日8時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲内とし、また決算、納期の集中等、業務遂行期日に間に合わないときは、就業先の申請に基づき労働者代表に通告し、1年間に6回を限度として休日労働と合わせ1ヶ月96時間まで延長することができ、1年720時間まで延長することができる。なお、上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満且つ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこととする。ただし、業務の特性により研究・開発は1日13時間、1ヶ月150時間、1年720時間の範囲内とする。法定休日労働がある場合は、月2回の範囲内とする。

3. 苦情処理

(1) 派遣元が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(2) 派遣先が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(3) 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

4. 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

**(3) 損害賠償等に係る適切な措置**

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

**(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示**

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。

**5. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置**

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、その雇用意思を事前に派遣元事業主に対して示すこととする。また職業紹介を経由して行うこととし、派遣先は派遣元に対して、別途紹介手数料を支払うものとする。

**6. 労働契約申込みみなし制度**

派遣先の事業所における期間制限の抵触日は延長されることがあるが、組織単位における期間制限の抵触日は延長されることはない。なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続を適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申込みみなし制度の対象となる。

就業先・就業場所 維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
就業部署 兵庫県議会議員団			
事業所 維新の会 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室			
組織単位 兵庫県議会議員団			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA26585919009962	-	2021/10/01~2021/12/31	
派遣会社 アデコ株式会社			

出勤日数(在宅含)	在宅日数	欠勤日数	有休日数	営業交通費計	出張交通費計	日当計	立替金その他計
13日	0日	0日	0日	0円	0円	0円	0円
実働時間	時間内	時間外	法定休日	深夜	深夜時間外	法定休日深夜	
78:00	78:00	00:00	00:00	00:00	00:00	00:00	

月	日	曜	区分	開始	終了	休憩	実働	備考
12	1	水	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
12	2	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
12	3	金	休日					
12	4	土	休日					
12	5	日	休日					
12	6	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
12	7	火	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
12	8	水	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
12	9	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
12	10	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
12	11	土	休日					
12	12	日	休日					
12	13	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
12	14	火	休日					
12	15	水	休日					
12	16	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
12	17	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
12	18	土	休日					
12	19	日	休日					
12	20	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
12	21	火	休日					
12	22	水	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
12	23	木	休日					
12	24	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
12	25	土	休日					
12	26	日	休日					
12	27	月	休日					
12	28	火	休日					
12	29	水	休日					
12	30	木	休日					
12	31	金	休日					

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA26585919009962	-	2021/10/01~2021/12/31	
派遣会社			
アデコ株式会社			
業務内容			
一般事務・OA事務 職務難易度:C 経費精算、資料作成、電話対応、システム入力、出張手配、来客対応、その他部署内サポート業務 責任の程度:役職:なし 役職なし			

月	日	曜	付随的 業務時間	付随的業務の内容(1割を超えた場合)	契約書に記載のない業務	契約書外の就業場所及び所在地
12	1	木				
12	2	木				
12	3	金				
12	4	土				
12	5	日				
12	6	月				
12	7	火				
12	8	水				
12	9	木				
12	10	金				
12	11	土				
12	12	日				
12	13	月				
12	14	火				
12	15	水				
12	16	木				
12	17	金				
12	18	土				
12	19	日				
12	20	月				
12	21	火				
12	22	水				
12	23	木				
12	24	金				
12	25	土				
12	26	日				
12	27	月				
12	28	火				
12	29	水				
12	30	木				
12	31	金				

(添付様式2)

### 領収書等添付様式【共通】

(令和 4年 1月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <b>事務費</b> ・人件費		
3	1/24  会派プロバイダー料	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( ー ) に添付)			
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである			



請求書 (西日本ご利用分)

650-0011  
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

郵便区内特別

1/24

NTTファイナンス



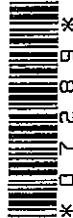
NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2022年 1月19日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-3335550 (無料)  
【還付先】  
〒536 大阪市城東区森之宮1-6  
-0025 --111 NLC森の宮ビル6F  
社用コード M2002111004-07358-07289-00-J  
61-00000010 22010301J

兵庫県庁3号館 3階  
兵庫県議会 日本維新の会 様



022012101041550275



07358

Webでのお問い合わせ先



http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page-1

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。( 1 / 2 ページ )

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5920-8412 4610-1770-87880	2022年 1月ご請求分	5,731円	2022年 1月31日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
NTT西日本分ご請求額

4,521円



( 2 / 2 ページ )

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5920-8412	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年 1月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1770-87880)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区 TA
◆00-5920-8412			
◇NTT西日本ご利用分	4,521	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 光はじめ割 12月 1日~12月31日 2023年08月~2023年10月以 外の解約は解約金がかかります 合算表示の料金合計×10%	合1 合1
◇NTT西日本分 (小計)	4,521	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。 * 契約番号: N194337650	非対
◇合計	5,731	合計	
<p>&lt;NTTファイナンスからのお知らせ&gt; ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。</p>			

ユニバーサルサービス料他には、2021年7月利用料分から2022年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。  
[https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/qa/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

M2002111004 07358 07289



# アスクルご請求書

2021年12月31日締切分

650-0011 郵便区内特別  
 兵庫県神戸市中央区  
 下山手通5-10-1  
 兵庫県庁3号館3階

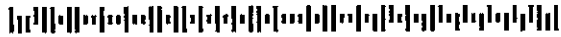


お問い合わせ番号 58112988

維新の会 兵庫県議会議員団

様

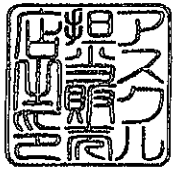
B1 144177# 00001/00001 58112988 UA



00224073 C11-U1

アスクル担当販売店

株式会社明光堂  
 アスクル事業部  
 兵庫県神戸市兵庫区  
 塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-576-6288

担当:アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 078-362-3830

FAX: 078-362-3924

お買い上げいただきましてありがとうございます。  
 記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

4,151円

うち消費税等 (

307円)

お支払い日 ▶ 2022年 01月 27日

お支払い方法 ▶ 自動引落

お引落	金融機関	
	支店 口座	

インフォ化ヨコギンギカイインダソ

対象期間 2021/12/01 ~ 2021/12/31

当月お買い上げ金額 4,151円

当月返品金額 0円

当月値引金額 0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

上記ご指定の口座よりお引落しさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/ク-
12/15 71385511					
X72-9894 伊藤園 香り豊かなお茶 緑茶 500ml ラベルレス 1箱	1	2,021	2,021		軽 8.0
X72-9893 伊藤園 香り豊かなお茶 緑茶 265ml ラベルレス 1箱	1	2,130	2,130		軽 8.0
		*小計*	4,151	維新の会様ご発注分	

政務調査会 お茶代  
 50%で請求

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 4年 2月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目									
1	2/9  ホームページ保守管理料	<table border="1"><tr><td data-bbox="1141 392 1316 481">共通案分率</td><td data-bbox="1316 392 1428 481">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1141 481 1316 526">それ以外の案分</td><td data-bbox="1316 481 1428 526">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1141 526 1428 1019">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1093 660 1141 750" style="writing-mode: vertical-rl;">案分率</td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		案分率	
共通案分率	50% 25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
案分率										
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (    —    に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>										



# 入出金明細照会（普通／当座／貯蓄）

Web21

銀行  
支店

口座  
口座名

印刷日時 2022/ 2/28 14:42 1/2頁  
照会日時 2022/ 2/28 14:41  
照会期間 2022/ 2/ 1 ~ 2022/ 2/28

ｲﾝﾀﾞｲｼﾞｺﾞｸ ﾎﾞｷ ﾎﾞｷ ﾎﾞｷ ﾎﾞｷ ﾎﾞｷ

取引日 起算日	出金金額 (内他店手形)	入金金額 (内他店手形)	残高	取引区分	手形/小切手NO 依頼人コード	銀行名 支店名	依頼人名/契約者番号	摘要 EDI情報/需要家番号
4/ 2/ 9 4/ 2/ 9	( 11,000 0)			振替				W21 ｶ) ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ } ①
4/ 2/ 9 4/ 2/ 9	( 165 0)			振替				ﾌﾘｺﾐﾂｽｸﾘﾖｸ } ①
4/ 2/14 4/ 2/14	( 3,982 0)			振替				W21 ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ } ②
4/ 2/14 4/ 2/14	( 5,568 0)			振替				W21 ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ } ③
4/ 2/21 4/ 2/21	( 6,205 0)			振替			07836255176916349269	NTT ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ } ④
4/ 2/21 4/ 2/21	( 5,731 0)			振替			PE NTT ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ	ﾌﾘｶﾞ } ⑤
4/ 2/22 4/ 2/22	( 71,500 0)			振替				W21 ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ } ⑥
4/ 2/22 4/ 2/22	( 330 0)			振替				ﾌﾘｺﾐﾂｽｸﾘﾖｸ } ⑥
4/ 2/28 4/ 2/28	( 3,015 0)			振替			62901000000343000000	ｺﾞﾞ ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ } ⑦
4/ 2/28 4/ 2/28	( 3,931 0)			振替			09628658112988701155	ｺﾞﾞ ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ ﾎﾞｸ } ⑧

[合計情報]	出金明細件数 入金明細件数	17 件 0 件	出金明細金額 入金明細金額	0 円	取引前残高 取引後残高	
--------	------------------	-------------	------------------	-----	----------------	--

# 入出金明細照会（普通／当座／貯蓄）

Web21

銀行  
支店

口座  
口座名

印刷日時 2022/ 2/28 14:42 2/2頁  
照会日時 2022/ 2/28 14:41  
照会期間 2022/ 2/ 1 ~ 2022/ 2/28

取引日 起算日	出金金額 (内他店手形)	入金金額 (内他店手形)	残高	取引区分	手形／小切手NO 依頼人コード	銀行名 支店名	依頼人名／契約者番号	摘要 EDI情報／需要家番号
4/ 2/28 4/ 2/28	632,544 ( 0)			振替				W21 カ) コウベ'シブ'ソウゴ' (9)
4/ 2/28 4/ 2/28	166,320 ( 0)			振替				W21 7デ'コ (カ) (10)

\*\*\*プリント終了\*\*\*

[合計情報]	出金明細件数	17 件	出金明細金額		取引前残高	
	入金明細件数	0 件	入金明細金額	0 円	取引後残高	

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 4年 2月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目							
2	2/14  議員団HPドメイン更新料	<table border="1"><tr><td data-bbox="1145 405 1310 479">共通案分率</td><td data-bbox="1315 405 1423 479">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1145 486 1310 524">それ以外の案分</td><td data-bbox="1315 486 1423 524">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1145 530 1423 1025">案分の説明</td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50% 25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明								
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( 2 - / に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>								



表示日時: 2022年02月14日 10:25:16

〒650-0011  
兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1  
兵庫県庁3号館3F維新の会控室

維新の会兵庫県議会議員団

門 隆志 様



〒530-0001  
大阪市北区梅田1丁目12番12号  
東京建物梅田ビル11階

2/14  
振込

## 請求書

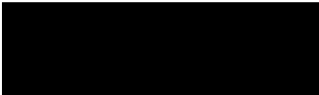
2022年01月10日発行  
請求書番号:25666175  
会員ID:flk07210

ご請求金額 **¥3,982-** お支払期限:2022年01月31日

サービスコード	品名	支払区分	単価	数量	金額	備考
113200222507	JPドメイン(ne) サービス利用料(2022/03/01-2023/02/28) [ishin-kengidan.hyogo.jp]	1年更新	3,982	1	3,982	税込み

小計 3,982  
(内消費税額 10% 362)  
繰越額 0  
合計 3,982

### お振込先



口座名義 さくらインターネット株式会社

※ 恐れ入りますが、振り込み手数料はご負担願います。  
※ 請求書払いをご選択の方へ、払込取扱表を添付した請求書（書面）を郵送しております。

### 備考

- 重複したお支払いにご注意ください。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 4年 2月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目							
3	2/14  レンタルサーバ料金	<table border="1"><tr><td data-bbox="1142 394 1310 477">共通案分率</td><td data-bbox="1315 394 1414 477">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1142 483 1310 517">それ以外の案分</td><td data-bbox="1315 483 1414 517">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1142 524 1414 557">案分の説明</td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50% 25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明								
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( 2-1 に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>								



SAKURA internet

650-0011  
兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1兵庫県庁3号館3F維新の会控室  
維新の会兵庫県議会議員団

門 隆志 様

SEQ : 09777



さくらインターネット株式会社

〒530-0001

大阪市北区梅田1-12-12

東京建物梅田ビル11F

www.sakura.ad.jp

pay@sakura.ad.jp

2/14

**御 請 求 書**平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。  
ご利用のサービス料金について下記のとおりご請求申し上げます。2022年02月10日発行  
請求書番号 : 25952650  
会員ID : fik07210

すでにお支払済みの折は行き違いと存じますのでご容赦ください。

**御請求金額****¥5,568****お支払期限 : 2022年02月28日**

サービスコード	品 名	支払区分	単価	数量	金額	備考
113200173620	さくらのレンタルサーバ スタンダード サービス利用料 (2022/03/01-2023/02/28) [cyansea16.sakura.ne.jp]	年間一括	5,238	1	5,238	税込み
113400175654	請求書発行手数料	随時請求	330	1	330	税込み

お振込先

※恐れ入りますが振り込み手数料はご負担願います。

小計 :	5,568	内消費税 :	506
(10%対象 :	5,568	内消費税 :	506)

繰越額 : 0

合 計 : 5,568

※裏面を必ずご確認の上、お支払いください。



ご利用料金内訳 (詳細版)



ご請求年月	令和 4年 2月分
お客さま番号	(078)362-5517

料金内訳名	金額 (円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
◆1月分			
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料 (基本料) (事務用)	2,750	合算	11月21日~12月20日
Myビリング割引額	-110	合算	Myビリング契約による基本料の割引です。
ダイヤル通話料	120	合算	11月21日~12月20日。なお前月分は115円でした。
ユニバーサルサービス料他	4	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	276		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(276)		合算表示の料金を合計した2,764円に10%を乗じて算出しています。
(合計)	3,040		
◆2月分			
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料 (基本料) (事務用)	2,750	合算	12月21日~ 1月20日
Myビリング割引額	-110	合算	Myビリング契約による基本料の割引です。
ダイヤル通話料	25	合算	12月21日~ 1月20日。なお前月分は120円でした。
ユニバーサルサービス料他	3	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	266		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(266)		合算表示の料金を合計した2,668円に10%を乗じて算出しています。
(小計)	2,934		
【NTTコミュニケーションズご利用分】			
ダイヤル通話料	210	合算	11月21日~ 1月20日、0570等をご利用の場合は、その料金を含む
消費税相当額	21		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(21)		合算表示の料金を合計した210円に10%を乗じて算出しています。
(小計)	231		
(合計)	3,165		
(総合計)	6,205		2ヶ月分のご利用額を合計した金額となります。

(添付様式2)

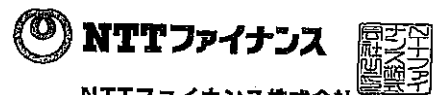
### 領収書等添付様式【共通】

(令和 4年 2月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目							
5	2/21  会派プロバイダー料	<table border="1"><tr><td data-bbox="1145 405 1310 483">共通案分率</td><td data-bbox="1315 405 1417 483">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1145 490 1310 524">それ以外の案分</td><td data-bbox="1315 490 1417 524">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1145 530 1417 564">案分の説明</td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50% 25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明								
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( 2 - / に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>								

請求書 (西日本ご利用分)



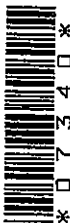
650-0011  
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

郵便区内特別

2/21

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

兵庫県庁3号館 3階  
兵庫県議会 日本維新の会 様



Webでのお問い合わせ先



http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page-1

発行年月日 2022年 2月16日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-3335550 (無料)  
【速付先】  
〒536 大阪市城東区築之宮1-6  
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F  
社用コード M20021111006 07393 07340 00 J  
81 100000 1 0 22020301J



022022101044936987

07393

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。

1 / 2ページ

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5920-8412 4610-1770-87880	2022年 2月ご請求分	5,731円	2022年 2月28日(月)

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT西日本分ご請求額 4,521円

NTTファイナンス分ご請求額 1,210円



2 / 2ページ

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE
00-5920-8412	2022年 2月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1770-87880)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税別 T
◆00-5920-8412				
◇NTT西日本ご利用分	4,521	5,400 -1,290	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 光はじめ割	合 合
		4.11	消費税等相当額 (合計)	
◇NTT西日本分 (小計)	4,521	4,521	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	非対
			* 契約番号: N194337650	
◇合計	5,731	5,731	合計	
			<NTTファイナンスからのお知らせ> ◎上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2021年7月利用料分から2022年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。  
[https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/qa/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

M20021111006 07393 07340

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 4年 2月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目					
6	2/22  県政報告紙 デザイン料	<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%
		共通案分率	50%			
	25%					
<table border="1"><tr><td>それ以外の案分</td></tr><tr><td>案分の説明</td></tr><tr><td>県政報告紙の面積 案分にて96%を適用</td></tr></table>		それ以外の案分	案分の説明	県政報告紙の面積 案分にて96%を適用		
それ以外の案分						
案分の説明						
県政報告紙の面積 案分にて96%を適用						
案分率						

領収証は別途 ( 2 - / に添付)

本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである





(添付様式7)

## 活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名

—

活動名	維新の会 兵庫県議会議員団 県政報告紙 デザイン・折込・印刷代			
活動概要	折込日: 令和4年2月27日 折込部数: 尼崎市: 24,000部 神戸市西区: 24,000部 川西市: 23,800部 明石市: 24,000部 宝塚市: 24,000部  内容: 新県政、令和4年度予算要望、コロナ関係、補正予算等 案分率: 県政報告紙の面積案分にて96%を適用する			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	デザイン料	68,956	2-6	71,830 × 96%
	折込・印刷代	607,242	2-9	632,544 × 96%
	合計	676,198		
備考	添付書類: 領収書、請求書、振込明細票、県政報告紙			

\*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

\*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果、⑧広報紙発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

## 齋藤元彦新知事、県政始動!



尼崎市

### 徳安 淳子

事務所 〒660-0881 尼崎市昭和通5-161-2 エスタイル尼崎101  
TEL(06)6412-6268 FAX(06)6412-6286

#### 経歴

- 大阪樟蔭高等学校卒業
- 関西外国語短期大学米英語学科卒業
- (財)日本生産性本部勤務
- 国会議員公設秘書
- 兵庫県議会議員4期

#### 躍動する兵庫の実現

のびやかな試行錯誤を繰り返しながら新時代を切り拓いていく「躍動する兵庫」をめざす姿として、その実現に向け、次の3つの基本姿勢をもとに県政を推進していく。

#### 1 オープンな県政の推進

多様化する社会・経済課題への対応は、従来のように県行政のみで完結できるものではなく、民間や、他団体との連携を主軸とし、開放性の高いオープンな県政を推進する。

#### 2 「誰も取り残さない」県政の推進

歴史や風土の異なる五つの国から成る兵庫において、都市部や多自然地域など多様な地域に暮らす全ての県民が安心して生活し働き続けられるよう、人に温かい県政を推進する。

#### 3 県民ボトムアップ型県政の推進

現場主義を徹底し、県民との対話を抜けていくことで、県政をより県民に近い存在とし、より多くの県民の主体的な活動を支え、県民とともに歩む県政を推進する。

## 第1回兵庫・大阪連携会議開催

新西宮ヨットハーバーにて  
主な出席者／齋藤知事、吉村知事



産業  
観光

- ①海外から人・モノ・投資を呼び込むための具体的な連携策、トップセールス、戦略的な広報のあり方などについても、具体的に検討を進める。
- ②スタートアップの創出育成の連携
- ③大阪・兵庫エリアを一体とらえた観光メニューの充実、周遊観光の充実。
- ④海上交通において、具体的なルート作りや、或いは民間も含めた自立的なスキームの構築を検討する。さらには中期的には、瀬戸内との連携も見据えて具体的な検討を進める。

## 令和4年度予算要望



#### 1 適切な行財政運営の推進

旧態依然とした行政機構を刷新し、民間のチカラを積極的に活用するなど新しい時代に対応できる行政組織への変革を行うこと。

#### 2 ポストコロナ時代における医療体制の構築

医療提供体制と経済の活性化を両立出来るような体制を整えるため十分な予算措置を講ずること。



#### 3 社会基盤整備の推進

豪雨災害への備えは、安心・安全な暮らしを支える重要な投資として積極的に推進すること。



#### 4 教育の充実

収入の格差が教育の格差に結び付かないよう、教育の無償化を推進していくこと。



#### 5 経済対策

県内中小企業が活躍することで経済が活性化していくよう、中小企業への支援を行っていくこと。またコロナ禍で疲弊した飲食業界、観光業界に対して、しっかりとした支援を行うこと。

#### 6 農林水産業振興

本県における農林水産業の継続的な発展をもたらすため、日本の誇る産業技術と農林水産業を結び付けることで 県内農林水産業の競争力を高めていくこと。

#### 7 犯罪防止対策

近年増加している特殊詐欺やサイバー犯罪に対抗するため実情に合わせた組織の見直しを継続的に行い、そのための予算を計上すること。



# 兵庫県のオミクロン株感染拡大に 対応した基本的な医療体制



## 「自宅療養者等相談支援センター」の設置

自宅療養者や濃厚接触者への支援対応にあたる「自宅療養者等相談支援センター」を設置(24時間対応・最大50回線)

健康相談

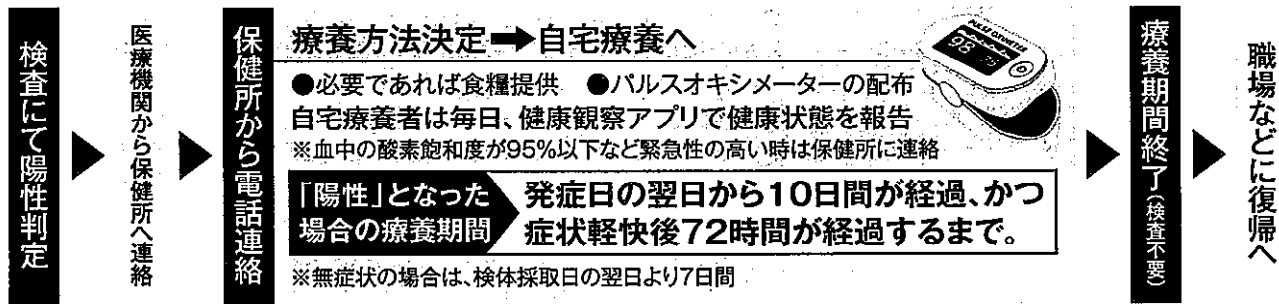
医療機関案内

配食等の支援

等

## 自宅療養終了までの流れ

参考: 神戸市「療養者フォローアップガイド」など



## 兵庫県まん延防止等重点措置(コールセンター開設)

まん延防止等重点措置の  
内容に関するお問い合わせ **TEL(078)362-9921** 9~17時  
(土・日・祝日除く)

県が設置している  
その他の主な  
コールセンター

新型コロナ健康相談コールセンター	TEL(078)362-9980	(24時間対応/無休)
兵庫県休業・時短協力金コールセンター	TEL(078)361-2501	(9~17時/平日のみ)
兵庫県新型コロナワクチン専門相談窓口	TEL(0570)006-733	(9~21時/土・日・祝日含む)

## 兵庫県 令和3年度2月補正予算(経済対策)全体像

- 1** 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進…317億円  
急増する自宅療養者への対策強化や協力事業者への支援の実施、教育関連施設等の感染防止対策の強化を促進  
※医療提供・検査体制等の充実に関する施策は12月補正予算で計上済み
- 2** 地域経済の活性化・地域の元気づくり…211億円  
中小企業者等の事業継続への支援強化や持続的な観光需要の喚起を図るとともに、農林水産業の生産基盤・輸出力等を強化
- 3** 県民生活の安定化に向けた支援…3億円  
生活困窮者の多様なニーズへの対応強化や、問題を抱える妊産婦への支援等を強化
- 4** 県民の安全・安心の基盤づくり…464億円  
「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた社会基盤等の充実・強化や、社会福祉施設等の防災・減災機能の向上、老朽化施設の設備を促進

### 兵庫県政に関するご意見をお寄せください!

兵庫県のICT活用状況は?    テレワークへの支援を知りたい!    風評被害の状況等

県議会Twitter    Facebook

### 維新の会 兵庫県議会議員団メンバー紹介

- 幹事長 **徳安 淳子** [尼崎市] 総務常任委員会委員
- 政務調査会長 **高橋みつひろ** [神戸市西区] 産業労働常任委員会委員長
- 政務調査副会長 **斉藤なおひろ** [川西市・川辺郡] 農政環境常任委員会副委員長
- 岸口みのる** [明石市] 文教常任委員会委員
- 門 隆志** [宝塚市] 警察常任委員会委員

お問い合わせ先

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁3号館3階

維新の会 兵庫県議会議員団控室

TEL(078)362-3830 FAX(078)362-5517

**維新の会 兵庫県議会議員団**

## 齋藤元彦新知事、県政始動!



たが はじ  
**高橋みつひろ**

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁3号館3階  
維新の会 兵庫県議会議員団控室  
TEL(078)362-3830 FAX(078)362-5517

- 経歴**
- 大阪府立北野高等学校卒業
  - 京都大学経済学部卒業
  - 大学卒業後1年間フランスへ留学
  - 三井海上(り)首席船長在員
  - 三井住友海上群馬 自営部長
  - 三井住友海上本社 法人営業部長
  - コンプライアンスオフィサー
- 神戸市西区

### 躍動する兵庫の実現

のびやかな試行錯誤を繰り返しながら新時代を切り拓いていく「躍動する兵庫」をめざす姿として、その実現に向け、次の3つの基本姿勢をもとに県政を推進していく。

#### 1 オープンな県政の推進

多様化する社会・経済課題への対応は、従来のように県行政のみで完結できるものではなく、民間や、他団体との連携を主軸とし、開放性の高いオープンな県政を推進する。

#### 2 「誰も取り残さない」県政の推進

歴史や風土の異なる五つの国から成る兵庫において、都市部や多自然地域など多様な地域に暮らす全ての県民が安心して生活し働き続けられるよう、人に温かい県政を推進する。

#### 3 県民ボトムアップ型県政の推進

現場主義を徹底し、県民との対話を拡げていくことで、県政をより県民に近い存在とし、より多くの県民の主体的な活動を支え、県民とともに歩む県政を推進する。

## 第1回兵庫・大阪連携会議開催

新西宮ヨットハーバーにて  
主な出席者／齋藤知事、吉村知事



産業と観光の2項目

### 産業

- ①海外から人・モノ・投資を呼び込むための具体的な連携策、トップセールス、戦略的な広報のあり方などについても、具体的に検討を進める。
- ②スタートアップの創出育成の連携

### 観光

- ①大阪・兵庫エリアを一体とらえた観光メニューの充実、周遊観光の充実。
- ②海上交通において、具体的なルート作りや、或いは民間も含めた自立的なスキームの構築を検討する。さらには中期的には、瀬戸内との連携も見据えて具体的な検討を進める。

## 令和4年度予算要望

### 1 適切な行財政運営の推進

旧態依然とした行政機構を刷新し、民間のチカラを積極的に活用するなど新しい時代に対応できる行政組織への変革を行うこと。

### 2 ポストコロナ時代における医療体制の構築

医療提供体制と経済の活性化を両立出来るような体制を整えるため十分な予算措置を講ずること。

### 3 社会基盤整備の推進

豪雨災害への備えは、安心・安全な暮らしを支える重要な投資として積極的に推進すること。

### 4 教育の充実

収入の格差が教育の格差に結び付かないよう、教育の無償化を推進していくこと。

### 5 経済対策

県内中小企業が活躍することで経済が活性化していくよう、中小企業への支援を行っていくこと。またコロナ禍で疲弊した飲食業界、観光業界に対して、しっかりとした支援を行うこと。

### 6 農林水産業振興

本県における農林水産業の継続的な発展をもたらすため、日本の誇る産業技術と農林水産業を結び付けることで 県内農林水産業の競争力を高めていくこと。

### 7 犯罪防止対策

近年増加している特殊詐欺やサイバー犯罪に対抗するため実情に合わせた組織の見直しを継続的にを行い、そのための予算を計上すること。



# 兵庫県のオミクロン株感染拡大に 対応した基本的な医療体制



## 「自宅療養者等相談支援センター」の設置

自宅療養者や濃厚接触者への支援対応にあたる「自宅療養者等相談支援センター」を設置(24時間対応・最大50回線)

健康相談

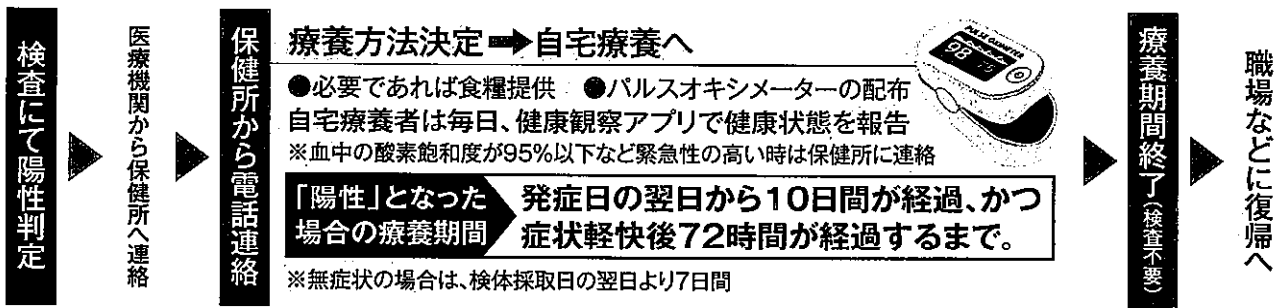
医療機関案内

配食等の支援

等

## 自宅療養終了までの流れ

参考/神戸市「感染者フォローアップガイド」など



## 兵庫県まん延防止等重点措置(コールセンター開設)

まん延防止等重点措置の内容に関するお問い合わせ **TEL(078)362-9921** 9~17時 (土・日・祝日除く)

県が設置している	新型コロナ健康相談コールセンター	TEL(078)362-9980	(24時間対応/無休)
その他の主な	兵庫県休業・時短協力金コールセンター	TEL(078)361-2501	(9~17時/平日のみ)
コールセンター	兵庫県新型コロナワクチン専門相談窓口	TEL(0570)006-733	(9~21時/土・日・祝日含む)

## 兵庫県 令和3年度2月補正予算(経済対策)全体像

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進…317億円**  
急増する自宅療養者への対策強化や協力事業者への支援の実施、教育関連施設等の感染防止対策の強化を促進  
※医療提供・検査体制等の充実に関する施策は12月補正予算で計上済み
- 地域経済の活性化・地域の元気づくり…211億円**  
中小企業者等の事業継続への支援強化や持続的な観光需要の喚起を図るとともに、農林水産業の生産基盤・輸出力等を強化
- 県民生活の安定化に向けた支援…3億円**  
生活困窮者の多様なニーズへの対応強化や、問題を抱える妊産婦への支援等を強化
- 県民の安全・安心の基盤づくり…464億円**  
「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた社会基盤等の充実・強化や、社会福祉施設等の防災・減災機能の向上、老朽化施設の設備を促進

### 兵庫県政に関するご意見をお寄せください!

兵庫県のICT活用状況は? テレワークへの支援を知りたい! 風評被害の状況等

県議団twitter Facebook

### 維新の会 兵庫県議会議員団メンバー紹介

- 幹事長 **徳安 淳子** [尼崎市] 総務常任委員会委員
- 政務調査会長 **高橋みつひろ** [神戸市西区] 産業労働常任委員会委員長
- 政務調査副会長 **斉藤なおひろ** [川西市・川辺郡] 農政環境常任委員会副委員長
- 岸口みのる** [明石市] 文教常任委員会委員
- 門 隆志** [宝塚市] 警察常任委員会委員

## 齋藤元彦新知事、県政始動!



**経歴**

- 京都大学経済学部卒業
- 有限会社 セントキャピタル 代表取締役
- 維新の会県議団 副政調会長

川西市・川辺郡

### 齋藤 なおひろ

事務所 〒666-0021 川西市栄根2丁目22-5-1F  
TEL(072)767-1191 FAX(072)767-1193

### 躍動する兵庫の実現

のびやかな試行錯誤を繰り返しながら新時代を切り拓いていく「躍動する兵庫」をめざす姿として、その実現に向け、次の3つの基本姿勢をもとに県政を推進していく。

#### 1 オープンな県政の推進

多様化する社会・経済課題への対応は、従来のように県行政のみで完結できるものではなく、民間や、他団体との連携を主軸とし、開放性の高いオープンな県政を推進する。

#### 2 「誰も取り残さない」県政の推進

歴史や風土の異なる五つの国から成る兵庫において、都市部や多自然地域など多様な地域に暮らす全ての県民が安心して生活し働き続けられるよう、人に温かい県政を推進する。

#### 3 県民ボトムアップ型県政の推進

現場主義を徹底し、県民との対話を広げていくことで、県政をより県民に近い存在とし、より多くの県民の主体的な活動を支え、県民とともに歩む県政を推進する。

## 第1回兵庫・大阪連携会議開催

新西宮ヨットハーバーにて

主な出席者／齋藤知事、吉村知事



産業と観光の2項目

産業

- ① 海外から人・モノ・投資を呼び込むための具体的な連携策、トップセールス、戦略的な広報のあり方などについても、具体的に検討を進める。
- ② スタートアップの創出育成の連携

観光

- ① 大阪・兵庫エリアを一体とらえた観光メニューの充実、周遊観光の充実。
- ② 海上交通において、具体的なルート作りや、或いは民間も含めた自立的なスキームの構築を検討する。さらには中期的には、瀬戸内との連携も見据えて具体的な検討を進める。

## 令和4年度予算要望



### 1 適切な行財政運営の推進

旧態依然とした行政機構を刷新し、民間のチカラを積極的に活用するなど新しい時代に対応できる行政組織への変革を行うこと。

### 2 ポストコロナ時代における医療体制の構築

医療提供体制と経済の活性化を両立出来るような体制を整えるため十分な予算措置を講ずること。

### 3 社会基盤整備の推進

豪雨災害への備えは、安心・安全な暮らしを支える重要な投資として積極的に推進すること。

### 4 教育の充実

収入の格差が教育の格差に結び付かないよう、教育の無償化を推進していくこと。

### 5 経済対策

県内中小企業が活躍することで経済が活性化していくよう、中小企業への支援を行っていくこと。またコロナ禍で疲弊した飲食業界、観光業界に対して、しっかりとした支援を行うこと。

### 6 農林水産業振興

本県における農林水産業の継続的な発展をもたらすため、日本の誇る産業技術と農林水産業を結び付けることで 県内農林水産業の競争力を高めていくこと。

### 7 犯罪防止対策

近年増加している特殊詐欺やサイバー犯罪に対抗するため実情に合わせた組織の見直しを継続的に行い、そのための予算を計上すること。



# 兵庫県のオミクロン株感染拡大に 対応した基本的な医療体制



## 「自宅療養者等相談支援センター」の設置

自宅療養者や濃厚接触者への支援対応にあたる「自宅療養者等相談支援センター」を設置(24時間対応・最大50回線)

健康相談

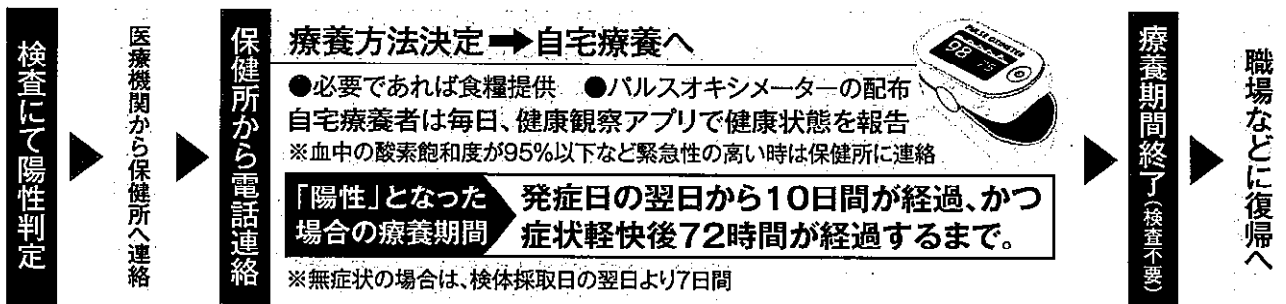
医療機関案内

配食等の支援

等

## 自宅療養終了までの流れ

参考/神戸市「療養者フォローアップガイド」など



## 兵庫県まん延防止等重点措置(コールセンター開設)

まん延防止等重点措置の内容に関するお問い合わせ **TEL(078)362-9921** 9~17時 (土・日・祝日除く)

- 県が設置している  
その他の主な  
コールセンター
- 新型コロナ健康相談コールセンター TEL(078)362-9980 (24時間対応/無休)
- 兵庫県休業・時短協力金コールセンター TEL(078)361-2501 (9~17時/平日のみ)
- 兵庫県新型コロナワクチン専門相談窓口 TEL(0570)006-733 (9~21時/土・日・祝日含む)

## 兵庫県 令和3年度2月補正予算(経済対策)全体像

- 1** 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進...317億円  
急増する自宅療養者への対策強化や協力事業者への支援の実施、教育関連施設等の感染防止対策の強化を促進  
※医療提供・検査体制等の充実に関する施策は12月補正予算で計上済み
- 2** 地域経済の活性化・地域の元気づくり...211億円  
中小企業者等の事業継続への支援強化や持続的な観光需要の喚起を図るとともに、農林水産業の生産基盤・輸出力等を強化
- 3** 県民生活の安定化に向けた支援...3億円  
生活困窮者の多様なニーズへの対応強化や、問題を抱える妊産婦への支援等を強化
- 4** 県民の安全・安心の基盤づくり...464億円  
「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた社会基盤等の充実・強化や、社会福祉施設等の防災・減災機能の向上、老朽化施設の設備を促進

兵庫県政に関するご意見をお寄せください!

兵庫県に  
ICT活用  
状況は?

テレワークへの  
支援を  
知りたい!!

風評被害の  
状況等

県議会twitter



Facebook



維新の会 兵庫県議会議員団メンバー紹介

- 幹事長 **徳安 淳子** [尼崎市] 総務常任委員会委員
- 政務調査会長 **高橋みつひろ** [神戸市西区] 産業労働常任委員会委員長
- 政務調査副会長 **斉藤なおひろ** [川西市・川辺郡] 農政環境常任委員会副委員長
- 岸口みのる** [明石市] 文教常任委員会委員
- 門 隆志** [宝塚市] 警察常任委員会委員

お問い合わせ先

維新の会 兵庫県議会議員団

〒650-8567  
兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁3号館3階  
維新の会 兵庫県議会議員団控室  
TEL(078)362-3830 FAX(078)362-5517



## 齋藤元彦新知事、県政始動!



- 経歴**
- 神戸大学大学院法学研究科博士前期課程修了
  - 国会議員公設秘書
  - 芦屋大学客員教授
  - 社会福祉法人美友会理事長
  - 兵庫県監査委員

明石市

### 岸口みのもる

事務所 〒673-0882 明石市相生町2-6-5 ヤングビル301  
TEL(078)919-1525 FAX(020)4663-6513

### 躍動する兵庫の実現

のびやかな試行錯誤を繰り返しながら新時代を切り拓いていく「躍動する兵庫」をめざす姿として、その実現に向け、次の3つの基本姿勢をもとに県政を推進していく。

- 1 オープンな県政の推進**  
多様化する社会・経済課題への対応は、従来のように県行政のみで完結できるものではなく、民間や、他団体との連携を主軸とし、開放性の高いオープンな県政を推進する。
- 2 「誰も取り残さない」県政の推進**  
歴史や風土の異なる五つの国から成る兵庫において、都市部や多自然地域など多様な地域に暮らす全ての県民が安心して生活し働き続けられるよう、人に温かい県政を推進する。
- 3 県民ボトムアップ型県政の推進**  
現場主義を徹底し、県民との対話を広げていくことで、県政をより県民に近い存在とし、より多くの県民の主体的な活動を支え、県民とともに歩む県政を推進する。

## 第1回兵庫・大阪連携会議開催

新西宮ヨットハーバーにて  
主な出席者／齋藤知事、吉村知事



- 産業**
- ①海外から人・モノ・投資を呼び込むための具体的な連携策、トップセールス、戦略的な広報のあり方などについても、具体的に検討を進める。
  - ②スタートアップの創出育成の連携
- 観光**
- ①大阪・兵庫エリアを一体とらえた観光メニューの充実、周遊観光の充実。
  - ②海上交通において、具体的なルート作りや、或いは民間も含めた自立的なスキームの構築を検討する。さらには中期的には、瀬戸内との連携も見据えて具体的な検討を進める。

## 令和4年度予算要望

- 1 適切な行財政運営の推進**  
旧態依然とした行政機構を刷新し、民間のチカラを積極的に活用するなど新しい時代に対応できる行政組織への変革を行うこと。
- 2 ポストコロナ時代における医療体制の構築**  
医療提供体制と経済の活性化を両立出来るような体制を整えるため十分な予算措置を講ずること。
- 3 社会基盤整備の推進**  
豪雨災害への備えは、安心・安全な暮らしを支える重要な投資として積極的に推進すること。
- 4 教育の充実**  
収入の格差が教育の格差に結び付かないよう、教育の無償化を推進していくこと。
- 5 経済対策**  
県内中小企業が活躍することで経済が活性化していくよう、中小企業への支援を行っていくこと。またコロナ禍で疲弊した飲食業界、観光業界に対して、しっかりとした支援を行うこと。

- 6 農林水産業振興**  
本県における農林水産業の継続的な発展をもたらすため、日本の誇る産業技術と農林水産業を結び付けることで県内農林水産業の競争力を高めていくこと。
- 7 犯罪防止対策**  
近年増加している特殊詐欺やサイバー犯罪に対抗するため実情に合わせた組織の見直しを継続的にを行い、そのための予算を計上すること。



# 兵庫県のオミクロン株感染拡大に対応した基本的な医療体制



## 「自宅療養者等相談支援センター」の設置

自宅療養者や濃厚接触者への支援対応にあたる「自宅療養者等相談支援センター」を設置(24時間対応・最大50回線)

健康相談

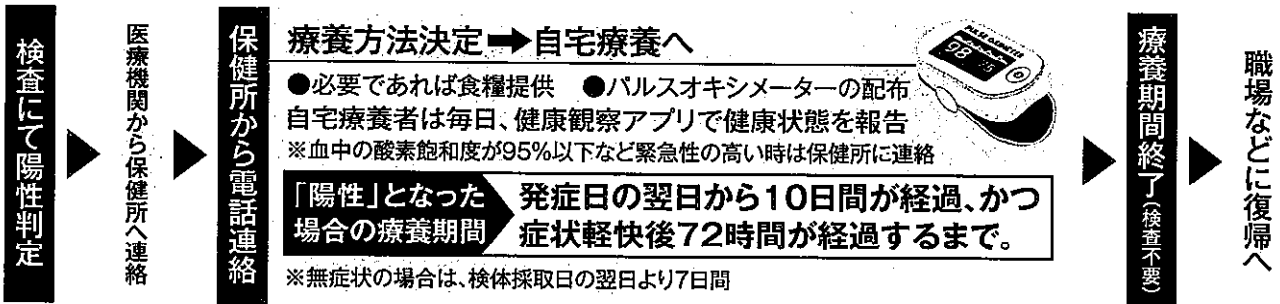
医療機関案内

配食等の支援

等

## 自宅療養終了までの流れ

参考：神戸市「療養者フォローアップガイド」など



## 兵庫県まん延防止等重点措置(コールセンター開設)

まん延防止等重点措置の内容に関するお問い合わせ **TEL(078)362-9921** 9~17時 (土・日・祝日除く)

県が設置している  
その他の主な  
コールセンター

新型コロナ健康相談コールセンター TEL(078)362-9980 (24時間対応/無休)  
兵庫県休業・時短協力金コールセンター TEL(078)361-2501 (9~17時/平日のみ)  
兵庫県新型コロナワクチン専門相談窓口 TEL(0570)006-733 (9~21時/土・日・祝日含む)

## 兵庫県 令和3年度2月補正予算(経済対策)全体像

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進…317億円  
急増する自宅療養者への対策強化や協力事業者への支援の実施、教育関連施設等の感染防止対策の強化を促進  
※医療提供・検査体制等の充実に関する施策は12月補正予算で計上済み
- 2 地域経済の活性化・地域の元気づくり…211億円  
中小企業者等の事業継続への支援強化や持続的な観光需要の喚起を図るとともに、農林水産業の生産基盤・輸出力等を強化
- 3 県民生活の安定化に向けた支援…3億円  
生活困窮者の多様なニーズへの対応強化や、問題を抱える妊産婦への支援等を強化
- 4 県民の安全・安心の基盤づくり…464億円  
「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた社会基盤等の充実・強化や、社会福祉施設等の防災・減災機能の向上、老朽化施設の設備を促進

兵庫県政に関するご意見をお寄せください!

兵庫県にICT活用状況は?    テレワークへの支援を知りたい!    風評被害の状況等

県議団twitter    Facebook

維新の会 兵庫県議会議員団メンバー紹介

- 幹事長 徳安 淳子 [尼崎市] 総務常任委員会委員  
政務調査会長 高橋みつひろ [神戸市西区] 産業労働常任委員会委員長  
政務調査副会長 齊藤なおひろ [川西市・川辺郡] 農政環境常任委員会副委員長  
岸口みのる [明石市] 文教常任委員会委員  
門 隆志 [宝塚市] 警察常任委員会委員

お問い合わせ先

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁3号館3階

維新の会 兵庫県議会議員団控室

TEL(078)362-3830 FAX(078)362-5517

維新の会 兵庫県議会議員団

## 齋藤元彦新知事、県政始動!



かど たかし  
**門 隆 志**

事務所 〒665-0882 宝塚市山本南2-11-1 レジデンスKM202  
TEL(0797)80-8488 FAX(0797)80-8489

- 経 歴**
- H3.2 大阪教育大学在学中に起業  
イベント運営会社・ITコンサルティング会社を経営
  - 維新塾1期生
  - H27 党総支部政務副賞会長
  - H28 議員団政務副賞会長
  - H30.6 兵庫県監査委員
  - H31.4 議員団幹事長

宝塚市

### 躍動する兵庫の実現

のびやかな試行錯誤を繰り返しながら新時代を切り拓いていく「躍動する兵庫」をめざす姿として、その実現に向け、次の3つの基本姿勢をもとに県政を推進していく。

- 1 オープンな県政の推進**  
多様化する社会・経済課題への対応は、従来のように県行政のみで完結できるものではなく、民間や、他団体との連携を主軸とし、開放性の高いオープンな県政を推進する。
- 2 「誰も取り残さない」県政の推進**  
歴史や風土の異なる五つの国から成る兵庫において、都市部や多自然地域など多様な地域に暮らす全ての県民が安心して生活し働き続けられるよう、人に温かい県政を推進する。
- 3 県民ボトムアップ型県政の推進**  
現場主義を徹底し、県民との対話を広げていくことで、県政をより県民に近い存在とし、より多くの県民の主体的な活動を支え、県民とともに歩む県政を推進する。

## 第1回兵庫・大阪連携会議開催

新西宮ヨットハーバーにて  
主な出席者／齋藤知事、吉村知事



- 産業**
- ① 海外から人・モノ・投資を呼び込むための具体的な連携策、トップセールス、戦略的な広報のあり方などについても、具体的に検討を進める。
  - ② スタートアップの創出育成の連携
- 観光**
- ① 大阪・兵庫エリアを一体とらえた観光メニューの充実、周遊観光の充実。
  - ② 海上交通において、具体的なルート作りや、或いは民間も含めた自立的なスキームの構築を検討する。さらには中期的には、瀬戸内との連携も見据えて具体的な検討を進める。

## 令和4年度予算要望

- 1 適切な行財政運営の推進**  
旧態依然とした行政機構を刷新し、民間のチカラを積極的に活用するなど新しい時代に対応できる行政組織への変革を行うこと。
- 2 ポストコロナ時代における医療体制の構築**  
医療提供体制と経済の活性化を両立出来るような体制を整えるため十分な予算措置を講ずること。
- 3 社会基盤整備の推進**  
豪雨災害への備えは、安心・安全な暮らしを支える重要な投資として積極的に推進すること。
- 4 教育の充実**  
収入の格差が教育の格差に結び付かないよう、教育の無償化を推進していくこと。
- 5 経済対策**  
県内中小企業が活躍することで経済が活性化していくよう、中小企業への支援を行っていくこと。またコロナ禍で疲弊した飲食業界、観光業界に対して、しっかりとした支援を行うこと。

- 6 農林水産業振興**  
本県における農林水産業の継続的な発展をもたらすため、日本の誇る産業技術と農林水産業を結び付けることで 県内農林水産業の競争力を高めていくこと。
- 7 犯罪防止対策**  
近年増加している特殊詐欺やサイバー犯罪に対抗するため実情に合わせた組織の見直しを継続的に行い、そのための予算を計上すること。



# 兵庫県のオミクロン株感染拡大に 対応した基本的な医療体制



## 「自宅療養者等相談支援センター」の設置

自宅療養者や濃厚接触者への支援対応にあたる「自宅療養者等相談支援センター」を設置(24時間対応・最大50回線)

健康相談

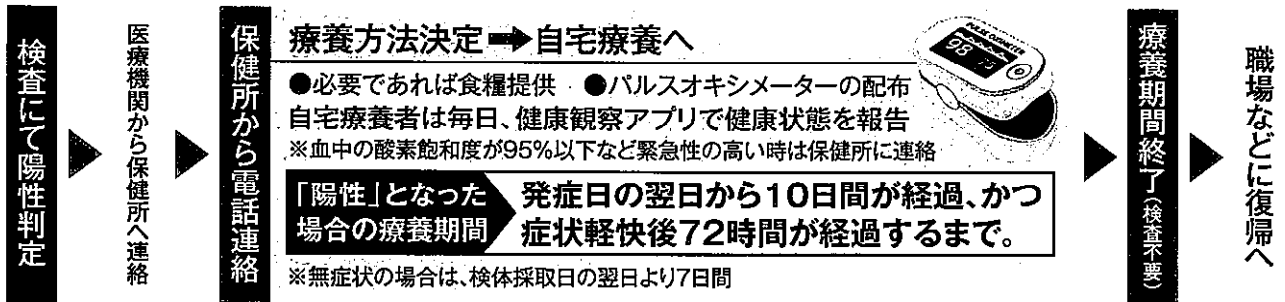
医療機関案内

配食等の支援

等

## 自宅療養終了までの流れ

参考/神戸市「療養者フォローアップガイド」など



## 兵庫県まん延防止等重点措置(コールセンター開設)

まん延防止等重点措置の内容に関するお問い合わせ **TEL(078)362-9921** 9~17時 (土・日・祝日除く)

県が設置している  
その他の主な  
コールセンター

新型コロナウイルス健康相談コールセンター TEL(078)362-9980(24時間対応/無休)

兵庫県休業・時短協力金コールセンター TEL(078)361-2501(9~17時/平日のみ)

兵庫県新型コロナウイルスワクチン専門相談窓口 TEL(0570)006-733(9~21時/土・日・祝日含む)

# 兵庫県 令和3年度2月補正予算(経済対策)全体像

**1** 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進…317億円  
急増する自宅療養者への対策強化や協力事業者への支援の実施、教育関連施設等の感染防止対策の強化を促進  
※医療提供・検査体制等の充実に関する施策は12月補正予算で計上済み

**2** 地域経済の活性化・地域の元気づくり…211億円  
中小企業者等の事業継続への支援強化や持続的な観光需要の喚起を図るとともに、農林水産業の生産基盤・輸出力等を強化

**3** 県民生活の安定化に向けた支援…3億円  
生活困窮者の多様なニーズへの対応強化や、問題を抱える妊産婦への支援等を強化

**4** 県民の安全・安心の基盤づくり…464億円  
「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた社会基盤等の充実・強化や、社会福祉施設等の防災・減災機能の向上、老朽化施設の設備を促進

兵庫県政に関するご意見をお寄せください!

兵庫県に  
ICT活用  
状況は?

テレワークへの  
支援を  
知りたい!

風評被害の  
状況等

県議団twitter



Facebook



維新の会 兵庫県議会議員団メンバー紹介

幹事長 **徳安 淳子** [尼崎市] 総務常任委員会委員  
政務調査会長 **高橋みつひろ** [神戸市西区] 産業労働常任委員会委員長  
政務調査副会長 **斉藤なおひろ** [川西市・川辺郡] 農政環境常任委員会副委員長  
**岸口みのる** [明石市] 文教常任委員会委員  
**門 隆志** [宝塚市] 警察常任委員会委員

お問い合わせ先

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁3号館3階

維新の会 兵庫県議会議員団控室

TEL(078)362-3830 FAX(078)362-5517

**維新の会 兵庫県議会議員団**

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 4年 2月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <del>事務費</del> ・人件費	
7	2/28  ジャストリンク(コピーチャージ料)	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		案分率
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( 2 - / に添付)	
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである	



(添付様式2)

### 領収書等添付様式【共通】

(令和4年2月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目													
8	2/28  アスクル(コピー用紙等)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1145 412 1321 450">共通案分率</td><td data-bbox="1326 412 1426 450">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1145 456 1321 495"></td><td data-bbox="1326 456 1426 495">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1145 501 1321 539">それ以外の案分</td><td data-bbox="1326 501 1426 539">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1145 546 1426 584">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1145 591 1426 1025" rowspan="2">案分率</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1145 1032 1426 2047"><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (2-1に添付) <input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団宛のものである</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		案分率		<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (2-1に添付) <input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団宛のものである	
共通案分率	50%													
	25%													
それ以外の案分	100%													
案分の説明														
案分率														
		<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (2-1に添付) <input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団宛のものである												

# アスクルご請求書

2022年01月31日締切分

650-0011 郵便区内特別  
兵庫県神戸市中央区  
下山手通5-10-1  
兵庫県庁3号館3階



お問い合わせ番号 58112988

維新の会 兵庫県議会議員団

様

B1 140729# 00001/00001 58112988 UA



00216701 C11-U1

アスクル担当販売店  
株式会社明光堂  
アスクル事業部  
兵庫県神戸市兵庫区  
塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-576-6288

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 078-362-3830

FAX: 078-362-3924

お買い上げいただきましてありがとうございます。  
記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

3,931円

うち消費税等 (

357円)

お支払い日 ▶ 2022年 02月 28日

お支払い方法 ▶ 自動引落

金融機関	
支店	
お引落口座	
インノカイヨウコウキカイインゲン	

対象期間	2022/01/01 ~ 2022/01/31
当月お買い上げ金額	3,931円
当月返品金額	0円
当月値引金額	0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

上記ご指定の口座よりお引落しさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/ク
01/24 78269532					
352-246 コピー用紙 マルチペーパー スーパーエコノミー+ A4 1箱	1	3,165	3,165		10.0
596-223 アスクル クリアーホルダー A4 1袋(100枚) スタンダ	1	766	766		10.0
		*小 計*	3,931	維新の会様ご発注分	

税率の前に「軽」を表示している明細は、軽減税率対象です。

裏面もご覧ください。



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年2月分)

( 維新の会 )

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・ <b>広報広聴費</b> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
9	2/28  県政報告紙 折込・印刷代	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 案分の説明 県政報告紙の面積 案分にて96%を適用
		案分率

領 収 書

No. 085771

維新の会 兵庫県議会議員団 様

2022年 2月 28日

金 額	¥ 6,325.44
-----	------------

但し 広告料

上記金額正に領収致しました



区 分	受 入 金 額
現金	
小切手	
振 込	✓
消費税	

株式会社 神戸新聞総合折込

本 社 〒651-2241 神戸市西区室谷1丁目2番6号 TEL(078)990-1555  
 神戸営業所 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-5-7 情文ビル TEL(078)992-1000  
 加古川営業所 〒675-0039 加古川市加古川町木村745-5 TEL(079)421-3133  
 姫路営業所 〒671-0243 姫路市四郷町本郷字上代135番2 TEL(079)262-0266  
 東京営業所 〒104-0051 東京都中央区銀座1丁目7番17号 TEL(03)3566-3033

係 印



領収証は別途 (2-1に添付)

本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである

# 御 請 求 書

維新の会 兵庫県議会議員団 様

2/28

13432-1  
令和4年2月25日

96%

株式会社 神戸新聞総合折込

〒651-2241 神戸市西区宮原町2番6号  
電話 (078)990-1555代  
FAX (078)990-1500



**合計金額 ¥632,544**

毎度、有難うございます。下記の通り御請求申し上げます。  
なお、当請求書と入れ違いにご入金済みの場合はご了承下さい。

折込日	広告名	サイズ	枚数	単価	金額
2022年	折込広告料				
	県政報告				
2月27日	折込地域 尼崎市・川西市・西宮市 神戸市西区・明石市	B4	119,800	3.100	371,380
	配送管理料込				
	印刷 4/4コート<65.5>	B4	119,800	1.700	203,660
				小計	575,040
				消費税(10%)	57,504
				計	¥632,544

取引銀行



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年2月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目									
10	2/28  労働者派遣契約料	<table border="1"><tr><td data-bbox="1145 412 1315 450">共通案分率</td><td data-bbox="1331 412 1410 450">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1145 456 1315 495"></td><td data-bbox="1331 456 1410 495">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1145 501 1315 539">それ以外の案分</td><td data-bbox="1331 501 1410 539">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1145 546 1410 562">案分の説明</td></tr></table> <p data-bbox="1102 674 1134 763" style="writing-mode: vertical-rl;">案分率</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
		共通案分率	50%							
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (2-1 に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>										

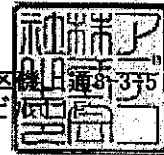
〒 650-8567  
 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1  
 3号館 維新の会 兵庫県議会議員  
 団控室  
 維新の会 兵庫県議会議員団  
 兵庫県議会議員団

# 請求書

発行日 2022/02/04  
 請求No. 7768148  
 発行No. 6

**アデコ株式会社**

神戸支社  
 兵庫県神戸市中央区  
 明治安田生命神戸ビル



TEL 050-2000-7157

御中

2/28

下記のとおりご請求申し上げます。

**合計金額 ￥166,320**

内 訳	数 量	単 価	金 額
期間 2022.01.01 ~ 2022.01.31 時間内 [Redacted]	72H 00M	2100	151,200

お客様コード 000528840001  
 お支払予定日 2022年02月28日  
 お振込先 [Redacted]  
 座名義 アデコ株式会社 アデコ(カ)

課税対象額	151,200
消費税(10%)	15,120
立替金等	
合計金額	166,320

お支払日が銀行休業日にあたる場合は、休業日の前日までにお支払ください。

<b>就業先・就業場所</b>			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
<b>就業部署</b>			
兵庫県議会議員団			
<b>事業所</b>			
維新の会 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室			
<b>組織単位</b>			
兵庫県議会議員団			
<b>契約No.</b>	<b>クライアントNo.</b>	<b>契約期間</b>	<b>スタッフ</b>
JA31096219009962	-	2022/01/01~2022/01/31	
<b>派遣会社</b>			
アデコ株式会社			

出勤日数(在宅含)	在宅日数	欠勤日数	有休日数	営業交通費計	出張交通費計	日当計	立替金その他計
12日	0日	0日	0日	0円	0円	0円	0円
実働時間	時間内	時間外	法定休日	深夜	深夜時間外	法定休日深夜	
72:00	72:00	00:00	00:00	00:00	00:00	00:00	

月	日	曜	区分	開始	終了	休憩	実働	備考
1	1	土	休日					
1	2	日	休日					
1	3	月	休日					
1	4	火	休日					
1	5	水	休日					
1	6	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
1	7	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
1	8	土	休日					
1	9	日	休日					
1	10	月	休日					
1	11	火	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
1	12	水	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
1	13	木	休日					
1	14	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
1	15	土	休日					
1	16	日	休日					
1	17	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
1	18	火	休日					
1	19	水	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
1	20	木	休日					
1	21	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
1	22	土	休日					
1	23	日	休日					
1	24	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
1	25	火	休日					
1	26	水	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
1	27	木	休日					
1	28	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
1	29	土	休日					
1	30	日	休日					
1	31	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA31096219009962	-	2022/01/01~2022/01/31	
派遣会社			
アデコ株式会社			
業務内容			
一般事務・OA事務 職務難易度:C 経費精算、資料作成、電話対応、システム入力、出張手配、来客対応、その他部署内サポート業務 責任の程度:役職:なし 役職なし			

月	日	曜	付随的業務時間	付随的業務の内容(1割を超えた場合)	契約書に記載のない業務	契約書外の就業場所及び所在地
1	1	土				
1	2	日				
1	3	月				
1	4	火				
1	5	水				
1	6	木				
1	7	金				
1	8	土				
1	9	日				
1	10	月				
1	11	火				
1	12	水				
1	13	木				
1	14	金				
1	15	土				
1	16	日				
1	17	月				
1	18	火				
1	19	水				
1	20	木				
1	21	金				
1	22	土				
1	23	日				
1	24	月				
1	25	火				
1	26	水				
1	27	木				
1	28	金				
1	29	土				
1	30	日				
1	31	月				

# 労働者派遣契約内容通知書

2021年11月25日

本書面は、貴社と弊社が労働者派遣契約に合意した内容を記載しております。  
 本書面の内容にご同意されない場合は、本書面到着後1週間以内にその旨を書面にてお知らせください。  
 期間内に書面によるご連絡がない場合には、本書面の内容にて労働者派遣契約にご同意いただいたものとさせていただきます。

アデコ株式会社

契約No. JA310962  
 クライアントNo. 00052684

本書面の写しは、派遣先管理台帳の一部となります。

派遣先	企業名	イシンノカイヒヨウゴケンギカイギンダン 維新の会 兵庫県議会議員団								
	事業所単位	維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室								
	組織単位	兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 政調副会長								
	就業場所及び部署	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1 兵庫県議会議員団						TEL 078-362-3830		
	指揮命令者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様						TEL 078-362-3830		
		TEL								
	派遣先責任者	兵庫県議会議員団 幹事長 角 隆志 様						TEL 078-362-3830		
苦情処理責任者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様						TEL 078-362-3830			
派遣元	事業所	アデコ 神戸支社 兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-8 三宮プラザ WEST 3F						派13-010531		
	営業担当者	神戸支社						TEL 050-2000-7157		
	派遣元責任者	神戸支社						TEL 050-2000-7157		
	苦情処理担当者	神戸支社						TEL 050-2000-7157		
就業条件	業務内容	職種：一般事務・OA事務 経費精算、資料作成、電話応対、システム入力、出張手配、来客応対、その他部署内サポート業務 職務難易度：C  責任の程度：役職なし 役職なし								
	派遣人数	1人 無期雇用労働者または60歳以上の者に限定しない / 労使協定対象派遣労働者に限定する								
	派遣期間	2022年01月01日 ~ 2022年03月31日 (変更前) 2022年01月01日 ~ 2022年03月31日								
	事業所抵触日	2022年11月06日 [派遣先における事業所単位の期間制限に抵触する日]								
	期間制限 非該当事由									
	就業日 及び休日	月	火	水	木	金	土	日	祝	週3日 日曜起算
		一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	休日	休日	休日	
		勤務シフト表による								
	就業時間	① 09:00~16:00 休憩時間 ① 12:00~13:00				②		所定労働時間	06時間00分	
	時間外労働	有 時間外割増 08時間00分超				休日労働		無		
福利厚生	休憩室 無、給食施設 無、更衣室 無 派遣先の施設及び設備について便宜供与する。屋内禁煙、教育訓練/有り/業務の手順等に関する研修 (OJT)									
その他										
時間外労働及び休日労働、安全衛生、苦情処理方法及び連絡体制、派遣労働者の雇用の安定を図るための措置、派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置、その他定めのない事項については、以下記載の定めのとおりとする。										

請求先	企業名称	維新の会 兵庫県議会議員団				
	住所 部署・担当者	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館 維新の会 兵庫県議会議員団控室 兵庫県議会議員団 御中				
請求額	請求単位	時給	普通残業	¥2,625/時	法定残業割増加算(月60時間超)	¥525/時
	請求単価	¥2,100/時	深夜	¥2,625/時	法定休日	¥2,835/時
	交通費	—	深夜残業	¥3,150/時	法定休日深夜	¥3,360/時
	その他					
請求条件	計算単位	時間内：5分単位	時間外：5分単位	消費税区分	外税(合計*率)	
	支払条件	末日締	翌月末日入金			

1. 安全及び衛生に関する事項

派遣先及び派遣元は、労働安全衛生法、労働基準法、労働者派遣法の規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

(1) 健康診断の実施等健康管理に関する事項

派遣元は、派遣労働者の健康維持増進のために、自己の責任において一般健康診断の実施とその結果に基づく措置を行う。ただし、危険有害業務に係る健康診断は、派遣先の責任において実施する。派遣先及び派遣元は、相手方が実施する健康診断等に協力するものとする。

(2) 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた有害業務に従事させる場合は、安全装置の設置、保護具の支給等を行う。

(3) 換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた基準を遵守し、また作業環境測定が必要な職場においては、作業環境測定を実施する。

(4) 安全衛生教育に関する事項

派遣元は、雇入れ時に業務上必要な安全衛生教育を行う。派遣先は、作業内容を変更する際、業務上必要な安全衛生に関する教育を行う。

(5) 免許の取得、技能講習の修了の有無等就業制限に関する事項

派遣先及び派遣元は、免許の取得、技能講習の修了等就業制限のある業務については、当該免許を有し、又は技能講習を修了した者を従事させる。

(6) 安全衛生管理体制に関する事項

派遣先は、派遣労働者を含めた安全衛生管理体制を確立し、派遣元は派遣先の行う安全衛生活動へ必要に応じて協力するものとする。

(7) VDT機器使用における安全衛生管理に関する事項

派遣先は、VDT機器を使用して作業する場合は、連続して1時間を超えないこととする。1時間連続して操作したときには少なくとも10分間の作業休止時間を設けるよう配慮することとする。

(8) その他の事項

派遣先は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規程により自己に課された責任を負う。なお、本契約書に定めのない事項及び解釈につき疑義が生じた場合には、派遣労働者の安全衛生を尊重し、派遣元先協議の上、円滑に解決する。

2. 苦情処理

(1) 派遣元が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(2) 派遣先が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(3) 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

3. 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。



**(3) 損害賠償等に係る適切な措置**

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

**(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示**

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。

**4. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置**

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、その雇用意思を事前に派遣元事業主に対して示すこととする。また職業紹介を経由して行うこととし、派遣先は派遣元に対して、別途紹介手数料を支払うものとする。

**5. 労働契約申込みみなし制度**

派遣先の事業所における期間制限の抵触日は延長されることがあるが、組織単位における期間制限の抵触日は延長されることはない。なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続を適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申込みみなし制度の対象となる。

**6. 時間外労働及び休日労働**

時間外労働がある場合、1日8時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲内とし、また決算、納期の集中等、業務遂行期日に間に合わないときは、就業先の申請に基づき労働者代表に通告し、1年間に6回を限度として休日労働と合わせ1ヶ月96時間まで延長することができ、1年720時間まで延長することができる。なお、上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満且つ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこととする。ただし、業務の特性により研究・開発は1日13時間、1ヶ月150時間、1年720時間の範囲内とする。法定休日労働がある場合は、月2回の範囲内とする。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 4年 3月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・ <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
1	3/8  ホームページ更新保守料金  振込手数料 165円	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 <input type="text" value="100%"/>
		案分の説明
		案分率
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( ー ) に添付)		
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		



# 入出金明細照会 (普通/当座/貯蓄)



Web21

銀行 支店

口座 口座名 イソノカ化ヨコガキカ行 イソノ

印刷日時 2022/ 4/11 13:35 1/1頁  
 照会日時 2022/ 4/11 13:35  
 照会期間 2022/ 3/ 1 ~ 2022/ 3/31

取引日 起算日	出金金額 (内他店手形)	入金金額 (内他店手形)	残高	取引区分	手形/小切手NO 依頼人コード	銀行名 支店名	依頼人名/契約者番号	摘要 EDI情報/需要家番号
4/ 3/ 8	11,000							
4/ 3/ 8	( 0)			振替				W21 カノダシステム? ①
4/ 3/ 8	165							
4/ 3/ 8	( 0)			振替				ワコミシステム
4/ 3/ 28	5,731							
4/ 3/ 28	( 0)			振替			PE NTT77付ス	ワコミ ②
4/ 3/ 30	110,880							
4/ 3/ 30	( 0)			振替				W21 ワコ (カ) ③

\*\*\* プリント終了 \*\*\*

[合計情報]	出金明細件数	6 件	出金明細金額		取引前残高	
	入金明細件数	0 件	入金明細金額	0 円	取引後残高	

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 4年 3月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目							
2	3/28  会派プロバイダー料	<table border="1"><tr><td data-bbox="1134 387 1305 472">共通案分率</td><td data-bbox="1305 387 1425 472">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1134 472 1305 557">それ以外の案分</td><td data-bbox="1305 472 1425 557">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1134 557 1425 1014">案分の説明</td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50% 25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明								
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( 3 - 1 に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>								

請求書 (四国本ご利用分)

650-0011  
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

郵便区内特別

兵庫県庁3号館 3階  
兵庫県議会 日本維新の会 様

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2022年 3月18日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-3335550 (無料)  
【還付先】  
〒536 大阪市城東区森之宮1-6  
-0025 〒111 NLC森の宮ビル6F  
社用コード M2002111004 06121 06056 00 J  
01 000010 1 0 22030301J

Webでのお問い合わせ先



022032101041609661

06121

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。( 1 / 2ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5920-8412 4610-1770-87880	2022年 3月ご請求分	5,731円	2022年 3月31日(木)

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT西日本分ご請求額

4,521円

NTTファイナンス分ご請求額

1,210円

お 知 ら せ

( 2 / 2ページ)

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	ご請求内訳
00-5920-8412	2022年 3月ご請求分	

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1770-87880)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区 TA)
◆00-5920-8412				
◇NTT西日本ご利用分	4,521	5,400 -1,290	フレッツ 光ネクスト F 準利用料 光はじめ割	合算 合算
		411	消費税等相当額(合計)	
◇NTT西日本分(小計)	4,521	4,521	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	非対象
			* 契約番号: N194337650	
◇合計	5,731	5,731	合計	
			<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2021年7月利用料分から2022年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。  
[https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/qa/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
ユニバーサルサービス料は、おまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NNT東西の加入電話等)の提供を確保するために負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

M2002111004 06121 06056

(添付様式2)

### 領収書等添付様式【共通】

(令和 4年 3月分)

( 維新の会 )

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <b>事務費</b> ・人件費		
3	3/30  労働者派遣契約料	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 ( 3 - 1 ) に添付)			
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである			

〒 650-8567  
 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1  
 3号館 維新の会 兵庫県議会議員  
 団控室  
 維新の会 兵庫県議会議員団  
 兵庫県議会議員団

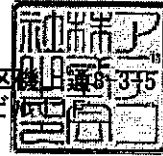
3/30

請求書

発行日 2022/03/03  
 請求No. 7787866  
 発行No. 1

アデコ株式会社

神戸支社  
 兵庫県神戸市中央区  
 明治安田生命神戸ビ



TEL 050-2000-7157

御中

下記のとおりご請求申し上げます。

合計金額 ¥110,880

内 訳	数 量	単 価	金 額
期間 2022.02.01 ~ 2022.02.28 時間内	48H 00M	2100	100,800

お客様コード 000528840001  
 お支払予定日 2022年03月31日  
 お振込先 [Redacted]  
 口座名義 アデコ株式会社 アデコ(カ)

課税対象額	100,800
消費税(10%)	10,080
立替金等	
合計金額	110,880

お支払日が銀行休業日にあたる場合は、休業日の前日までにお支払ください。



就業先・就業場所 維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
就業部署 兵庫県議会議員団			
事業所 維新の会 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室			
組織単位 兵庫県議会議員団			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA33561419009962	-	2022/02/01～2022/03/31	
派遣会社 アデコ株式会社			

出勤日数(在宅含)	在宅日数	欠勤日数	有休日数	営業交通費計	出張交通費計	日当計	立替金その他計
8日	0日	0日	0日	0円	0円	0円	0円
実働時間	時間内	時間外	法定休日	深夜	深夜時間外	法定休日深夜	
48:00	48:00	00:00	00:00	00:00	00:00	00:00	

月	日	曜	区分	開始	終了	休憩	実働	備考
2	1	火	休日					
2	2	水	休日					
2	3	木	休日					
2	4	金	休日					
2	5	土	休日					
2	6	日	休日					
2	7	月	休日					
2	8	火	休日					
2	9	水	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
2	10	木	休日					
2	11	金	休日					
2	12	土	休日					
2	13	日	休日					
2	14	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
2	15	火	休日					
2	16	水	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
2	17	木	休日					
2	18	金	休日					
2	19	土	休日					
2	20	日	休日					
2	21	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
2	22	火	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
2	23	水	休日					
2	24	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
2	25	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
2	26	土	休日					
2	27	日	休日					
2	28	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA33561419009962	-	2022/02/01~2022/03/31	
派遣会社			
アデコ株式会社			
業務内容			
一般事務・OA事務 職務難易度：C 経費精算、資料作成、電話対応、システム入力、出張手配、来客対応、その他部署内サポート業務 責任の程度：役職：なし 役職なし			

月	日	曜	付随的業務時間	付随的業務の内容(1割を超えた場合)	契約書に記載のない業務	契約書外の就業場所及び所在地
2	1	火				
2	2	水				
2	3	木				
2	4	金				
2	5	土				
2	6	日				
2	7	月				
2	8	火				
2	9	水				
2	10	木				
2	11	金				
2	12	土				
2	13	日				
2	14	月				
2	15	火				
2	16	水				
2	17	木				
2	18	金				
2	19	土				
2	20	日				
2	21	月				
2	22	火				
2	23	水				
2	24	木				
2	25	金				
2	26	土				
2	27	日				
2	28	月				

# 労働者派遣契約内容通知書

2021年11月25日

本書面は、貴社と弊社が労働者派遣契約に合意した内容を記載しております。  
 本書面の内容にご同意されない場合は、本書面到着後1週間以内にその旨を書面にてお知らせください。  
 期間内に書面によるご連絡がない場合には、本書面の内容にて労働者派遣契約にご同意いただいたものとさせていただきます。

アデコ株式会社  
 契約No. JA310962  
 フライットNo. 00052884

本書面の写しは、派遣先管理台帳の一部となります。

派遣先	企業名	イシノカイヒョウゴケンギカイギンダン 維新の会 兵庫県議会議員団								
	事業所単位	維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室								
	組織単位	兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 政調副会長								
	就業場所及び部署	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1 兵庫県議会議員団						TEL 078-362-3830		
	指揮命令者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様						TEL 078-362-3830		
		TEL								
	派遣先責任者	兵庫県議会議員団 幹事長 角 隆志 様						TEL 078-362-3830		
苦情処理責任者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様						TEL 078-362-3830			
派遣元	事業所	アコ欄 神戸支社 兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-8 三宮プラザ WEST 3F						派13-010531		
	営業担当者	神戸支社						TEL 050-2000-7157		
	派遣元責任者	神戸支社						TEL 050-2000-7157		
	苦情処理担当者	神戸支社 支社長						TEL 050-2000-7157		
就業条件	業務内容	職種：一般事務・OA事務 経費精算、資料作成、電話応対、システム入力、出張手記、来客応対、その他部署内サポート業務 職務難易度：C  責任の程度：役職なし 役職なし								
	派遣人数	1人 無期雇用労働者または60歳以上の者に限定しない / 労使協定対象派遣労働者に限定する								
	派遣期間	2022年01月01日～2022年03月31日 (変更前) 2022年01月01日～2022年03月31日								
	事業所抵触日	2022年11月06日 [派遣先における事業所単位の期間制限に抵触する日]								
	期間制限 非該当事由									
	就業日 及び休日	月	火	水	木	金	土	日	祝	週3日 日 曜起算
		一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	休日	休日	休日	
		勤務シフト表による								
	就業時間	① 09:00～16:00 休憩時間 ① 12:00～13:00 ②						所定労働時間	06時間00分	
	時間外労働	有 時間外割増 08時間00分超				休日労働		無		
福利厚生	休憩室 無、給食施設 無、更衣室 無 派遣先の施設及び設備について便宜供与する。屋内禁煙、教育訓練/有り/業務の手順等に関する研修 (OJT)									
その他										
時間外労働及び休日労働、安全衛生、苦情処理方法及び連絡体制、派遣労働者の雇用の安定を図るための措置、派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置、その他定めのない事項については、以下記載の定めのとおりとする。										

請求先	企業名称	維新の会 兵庫県議会議員団				
	住所	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館 維新の会 兵庫県議会議員団控室				
請求額	請求単位	時給	普通残業	¥2,625/時	法定残業割増加算(月60時間超)	¥525/時
	請求単価	¥2,100/時	深夜	¥2,625/時	法定休日	¥2,835/時
	交通費	—	深夜残業	¥3,150/時	法定休日深夜	¥3,360/時
請求条件	計算単位	時間内：5分単位	時間外：5分単位	消費税込	外税(合計*率)	
	支払条件	末日締	翌月末日入金			

1. 安全及び衛生に関する事項

派遣先及び派遣元は、労働安全衛生法、労働基準法、労働者派遣法の規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

(1) 健康診断の実施等健康管理に関する事項

派遣元は、派遣労働者の健康維持増進のために、自己の責任において一般健康診断の実施とその結果に基づく措置を行う。ただし、危険有害業務に係る健康診断は、派遣先の責任において実施する。派遣先及び派遣元は、相手方が実施する健康診断等に協力するものとする。

(2) 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた有害業務に従事させる場合は、安全装置の設置、保護具の支給等を行う。

(3) 換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた基準を遵守し、また作業環境測定が必要な職場においては、作業環境測定を実施する。

(4) 安全衛生教育に関する事項

派遣元は、雇入れ時に業務上必要な安全衛生教育を行う。派遣先は、作業内容を変更する際、業務上必要な安全衛生に関する教育を行う。

(5) 免許の取得、技能講習の修了の有無等就業制限に関する事項

派遣先及び派遣元は、免許の取得、技能講習の修了等就業制限のある業務については、当該免許を有し、又は技能講習を修了した者を従事させる。

(6) 安全衛生管理体制に関する事項

派遣先は、派遣労働者を含めた安全衛生管理体制を確立し、派遣元は派遣先の行う安全衛生活動へ必要に応じて協力するものとする。

(7) VDT機器使用における安全衛生管理に関する事項

派遣先は、VDT機器を使用して作業する場合は、連続して1時間を超えないこととする。1時間連続して操作したときには少なくとも10分間の作業休止時間を設けるよう配慮することとする。

(8) その他の事項

派遣先は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規程により自己に課された責任を負う。なお、本契約書に定めのない事項及び解釈につき疑義が生じた場合には、派遣労働者の安全衛生を尊重し、派遣元先協議の上、円滑に解決する。

2. 苦情処理

(1) 派遣元が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(2) 派遣先が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(3) 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

3. 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

**(3) 損害賠償等に係る適切な措置**

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

**(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示**

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。

**4. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置**

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、その雇用意思を事前に派遣元事業主に対して示すこととする。また職業紹介を経由して行うこととし、派遣先は派遣元に対して、別途紹介手数料を支払うものとする。

**5. 労働契約申込みみなし制度**

派遣先の事業所における期間制限の抵触日は延長されることがあるが、組織単位における期間制限の抵触日は延長されることはない。なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続を適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申込みみなし制度の対象となる。

**6. 時間外労働及び休日労働**

時間外労働がある場合、1日8時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲内とし、また決算、納期の集中等、業務遂行期日に間に合わないときは、就業先の申請に基づき労働者代表に通告し、1年間に6回を限度として休日労働と合わせ1ヶ月96時間まで延長することができ、1年720時間まで延長することができる。なお、上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満かつ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこととする。ただし、業務の特性により研究・開発は1日13時間、1ヶ月150時間、1年720時間の範囲内とする。法定休日労働がある場合は、月2回の範囲内とする。